

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和7年 6月11日午前10時00分			議 長	岩 澤 信	
	散会	令和7年 6月11日午後 4時57分			議 長	岩 澤 信	
出席及び欠席 議員の氏名 出席 24名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊦公務欠席を示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議 席 番 号	氏 名	出 欠 等の別	
	1	長 塚 美 雪	○	13	岩 澤 信	○	
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○	
	3	岡 口 す み え	○	15	石 井 め ぐ み	○	
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○	
	5	杉 山 尊 宣	○	17	細 谷 典 男	○	
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○	
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○	
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○	
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○	
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○	
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○	
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事 務 局 長	前 野 拓		事 務 局 次 長	蛭 原 康 友		

説明のため議場に出席した者の職氏名

市		長	中	村	修
教	育	長	石	塚	英
副	市	長	伊	藤	哲
副	市	長	黒	澤	伸
総	務	部	吉	田	文
政	策	推	齋	藤	嘉
財	政	部	田	中	英
健	康	福	彦	坂	樹
こ	ど	も	助	川	直
ま	ち	づ	森	川	和
建	設	部	渡	来	真
都	市	整	浅	野	和
教	育	部	飯	竹	永
消		防	岡	田	直
こ	ど	も	佐	藤	睦
ま	ち	づ	海	老	原
ま	ち	づ	木	村	太
建	設	部	蛭	原	一
都	市	整	中	村	有
会	計	管	斉	藤	理
消		防	仲	村	
総	務	課	土	谷	靖
情	報	管	岩	崎	弘
市	民	課	安	田	徹
政	策	推	高	中	
魅	力	と	数	藤	弘
財	政	課	谷	池	公
保	育	課	山	田	英
こ	ど	も	樋	口	康
農	政	課	染	谷	

管	理	課	長	山	田	哲	也
都	市	計	画	中	村	大	地
学	務	課	長	石	橋	陽	一
指	導	課	長	丸	山	信	彦
ス	ポ	ー	ツ	稲	村	忠	弘
振	興	課	長	篠	原	慎	吾
政	策	推	進	星		芳	宏
魅	力	と	り	岡	田		崇
産	業	振	興	吉	田	卓	也
環	境	政	策	倉	持	哲	也
管	理	課	副	仁	杉	繁	隆
水	と	み	ど	野	口	勝	彦
の	課	副	参				
事							
ス	ポ	ー	ツ				
振	興	課	副				
参							
事							

令和 7 年第 2 回取手市議会定例会議事日程（第 4 号）

令和 7 年 6 月 1 1 日（水）午前 1 0 時開議

日程第 1 市政に関する一般質問

- ① 根岸裕美子 議員
- ② 細谷 典男 議員
- ③ 本田 和成 議員
- ④ 杉山 尊宣 議員
- ⑤ 佐野 太一 議員
- ⑥ 岩澤 信 議員

会議に付した事件

日程第 1 市政に関する一般質問

- ①根岸裕美子 議員
- ②細谷 典男 議員
- ③本田 和成 議員
- ④杉山 尊宣 議員
- ⑤佐野 太一 議員
- ⑥岩澤 信 議員

議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（岩澤 信君） ただいまの出席議員は 24 名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。定例会の配付資料につきましては、会議当日開会までに市ホームページに掲載しておりますので御活用ください。

日程第 1 市政に関する一般質問

○議長（岩澤 信君） 日程第 1、市政に関する一般質問を行います。なお執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しますと宣告して質問内容を深めてください。

議員各位に申し上げます。会議規則第 62 条第 1 項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務についてただす場であります。したがって市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますので、ご理解願います。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに答弁を含み 1 人 60 分以内です。また、1 回目の質問は 30 分以内で行うこととします。

それでは通告順に従い質問を許します。

まず、根岸裕美子さん。

〔8 番 根岸裕美子君登壇〕

○8 番（根岸裕美子君） 皆さんおはようございます。とりで生活者ネットワーク、根岸裕美子でございます。通告に従いまして一般質問させていただきます。

まず、1 つ目です。小中学校において、個人情報 that 適正に扱われるための現状把握と改善策の提案について伺ってまいります。卒業アルバム情報漏えい疑惑等に関連して、今後の対応についてまず伺ってまいります。令和 5 年度作成の卒業アルバムに掲載された情報の漏えいのおそれのある事案の発生について、議会には 4 月 14 日時点で報告があったわけですが、それに関連して、小中学校における個人情報の取扱いについて質問させていただきます。

まず、今回の情報漏えいのおそれのある事案について、ホームページ等で報告はされておりますが、改めて事の詳細と、今回の事案で分かった課題についてお伺いします。

〔8 番 根岸裕美子君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、根岸議員の御質問に答弁いたします。まずは、今

回の卒業アルバム印刷会社における個人情報漏えいのおそれが発生したことで、関係する児童生徒、並びに保護者の皆様に御迷惑と御心配をおかけしたことに對しまして、改めておわび申し上げます。今回の事案は、議員の皆様やホームページで公表させていただいたとおり、仙台市にある印刷会社の工場がサイバー攻撃を受け、令和5年度の学校の卒業アルバムに掲載されていた情報が、漏えいしていた可能性があることが判明したものでございます。取手市におきましては、8校がこの印刷会社において卒業アルバムを印刷しておりました。児童生徒及び教職員790名の顔写真及び氏名の個人情報漏えいした可能性があるとのことでした。現時点では二次被害は確認されておりません。今回の事案の詳細及び課題につきましては、担当課長から答弁させていただきます。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 学務課長、石橋陽一君。

○学務課長（石橋陽一君） それでは、お答えいたします。教育委員会では、4月14日に事案を確認後、市内小中学校に対して調査を行いました。そこで該当した学校及び人数を特定し公表。あわせて対象となった児童生徒、保護者に対して、事案の概要に関する通知を学校を通して行っております。また、4月下旬には印刷会社の教育委員会への訪問があり、本件の経緯について説明がありました。説明では、令和6年7月にネットワークの異常——接続異常が発覚し、その後の調査において、ランサムウェアの攻撃を受けたことが判明したとのことでした。この攻撃により、令和5年度の卒業生の顔写真、氏名を含むアルバムデータが暗号化及び流出のおそれがあることが判明し、その後、個人情報保護委員会に届出を行ったこと。それから対応策として、データの管理方法の変更やパスワードの複雑化、アクセス制限などの対策を講じたとの報告を受けました。今回の事案で明らかになった課題としましては、印刷会社側では、データを管理していたサーバーへのアクセス権限の付与の仕方や接続機器の不備により、悪意のある攻撃に対する耐性が低かったこと。そして、卒業アルバム、こちらは学校が地域の写真館に撮影を依頼して、写真館が印刷会社に製本を依頼しております。写真館と印刷会社との間では、個人情報の取扱いについて明文化されておりましたが、学校と写真館との間では、明確な取決めがなされていなかったところが課題であると認識しております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。7月に発覚といいますか、そのサイバー攻撃を受けたおそれがあるということが分かった上で、この4月まで何も報告がなされなかったということは、一番の課題といいますか、こちらでコントロールするものではないんですけれども、そこまで報告がなかった。しかも、その報告が写真屋さんのほうに行ったにもかかわらず、そこから教育委員会への報告も遅れたところがあったと伺っています。やはりその辺はしっかり対応していただければと思います。では、今後の対策について伺います。

○議長（岩澤 信君） 学務課長、石橋陽一君。

○学務課長（石橋陽一君） 今後の対策としましては、教育委員会で、学校と事業者間で使用することができる個人情報の取扱いに関する特記仕様書、こちらを準備して、市内の

学校どの学校でも同じ条件で卒業アルバムや、それ以外の事業者に対して業務の依頼ができるような準備を行っているところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 今後もしっかりコントロールしていただければと思います。

では次に、小中学校における個人情報の取扱いの現状について伺ってまいります。事前のヒアリングでは、教職員は全員コンプライアンス研修を受けているとのこと、日々注意しながら職務遂行していると理解しております。小中学校における個人情報の取扱いの現状についてお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 根岸議員の御質問に答弁いたします。小中学校における個人情報の取扱いについての現状です。児童生徒の氏名や住所、保護者の電話番号などは、各家庭から学校に提出された家庭環境調査票というものや、引渡しカードなどに記載されております。これらは学級ごとにファイルで保管し、鍵のかかるキャビネットや書庫などに入れて厳重に管理しているところです。また、例えば、御家庭の電話番号などを保護者同士で電話で連絡を取り合いたい場合、こういった場合には、相手方の保護者の同意を得てから伝えるようにしております。また、指導要録や進路に関する資料など、児童生徒の個人情報についても、鍵のかかる書庫などで管理して取り扱っております。さらに、現在、小中学校においても、市役所のほうと同様のファイリングシステムを段階的に導入しております。令和7年度末には市内の半分の学校10校で導入が完了し、令和10年度には全20校への導入が完了する予定となっており、より個人情報の管理が強化されていくと考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 藤代南中でパソコンが紛失したという事例がございまして、つい先日発見されたということで、よかったと思っているんですけども、ただその事案を確認したときに、やはり紛失が判明したときにすぐに教育委員会のほうに報告がなかったということで、そのアカウントを停止したのが、1日半ぐらいたしか遅れていると私は認識しています。その辺もちょっと学校側の認識が甘いのかなというのもあって今回の質問になっております。それで、ホームページに写真を掲載する場合などのために肖像権の取扱いについては、入学説明時に書面にて署名同意を取り付けていると理解しております。では、個人情報取扱いに関しては、保護者との申合せ等はどのようなになっているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御質問にお答えさせていただきます。現在、中学校ではございませんが、小学校におきまして、登下校における登校班編成に必要な場合のみPTAの組織が個人情報を閲覧する場合がございます。その際には、事前に入学説明会などで保護者に同意書の提出をお願いしている学校もあれば、口頭で説明をお願いしている学校もでございます。今後につきましては、全部の小学校に対して保護者に同意書を提出していただく形を取るよう指導してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。その登校班編成について、少し具体的に伺ってまいりたいと思います。学校保健安全法が定めた学校の役割としては、交通安全のルールを教えたり、保護者や警察と連携したりすることまでで、登下校の安全確保まで求められていません。よって、登下校に関してはあくまでも保護者の責任となっているわけですが、とはいえ安全確保のための集団登下校が慣習化しており、学校で登校班を編成しています。まず、各小学校の登校班編成の現状を伺ってまいります。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御答弁させていただきます。まず、登校班について説明をさせていただきます。登校班の目的は、通学路での事故や事件を防ぎ、子どもたちが安心して登校できるようにすることだと考えております。特に低学年の児童が安全に登校するためには、上級生の支援が様々な場面で必要になってきます。また、登校班は上級生が下級生を支援し、また下級生は上級生を頼って互いに助け合う気持ちを育むことができる教育的効果、これも非常にあると考えております。

続きまして、登校班の編成方法についてですが、市内の多くの学校では、現在、登校班の編成を主にPTAの組織が行ったり、学校とPTAの組織が協力して行ったりというような形で行っております。登校班編成をPTAの組織が行う理由としては、通学路や登校班の調整など、地域や登校班の中の子どもたちに詳しい保護者の視点や経験を生かせることが挙げられます。例えば、通学路を選定する際には、地域に詳しく、通学路の危険箇所や交通状況をしっかりと把握している保護者が登校班に関わることで、子どもたちが安全な登校班【「登校班」を「通学路」に発言訂正】を選定して登下校できると考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 今回、ある保護者の方から、学校から登校班編成に関する個人情報渡されまして、それを管理することに対して負担を感じるという御相談を受けました。その方は、PTAが学校と連携して登校班編成を担うことの必要性も十分理解されながらも、危機管理意識が高いからこそ、御自分の手元に持っていきたい情報があることをとても不安に思っていました。また、別の保護者からは、立哨当番作成のために必要以上の個人情報が注意喚起されないままに保護者に渡っている現状を伺っています。登校班編成方法の見直しと保護者への個人情報の渡し方を最小限にとどめるなど、適正な範囲と使い方の注意喚起が必要だと考えますがいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御答弁させていただきます。登校班の編成方法の見直しにつきましては、毎年、各学校とPTAの組織のほうで改善点などを話し合っているかと思っています。この形が形骸化しないように、また現在の状況に合わせた形で見直しを図っていくべきだと考えております。また、PTAの組織の方への保護者の個人情報の提供方法やその取扱いについては、学校からの注意喚起が必要だと考えます。実際にPTAの組織の方が活用する場合にも、そこから情報漏えいが起こることがないように、お渡しする際

に、その管理方法や返却について丁寧に説明する必要があると思います。今後、学校に現在の状況を確認して、個人情報適切に扱うよう指導してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 現状調査をしっかりと行っていただきまして、適切に対策していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。次に、教職員、保護者への個人情報取扱いに関する注意喚起、また意識の向上について伺います。その昔は、卒業アルバムに住所や電話番号が掲載されていた時代がありました。私がPTAに関わっていた頃は、ちょうどクラスや部活の連絡網が作成されなくなった頃でした。そして近年と、急激な時代の変化の中、危機管理意識は個人差があります。私もふだんあまり意識するほうではないと自覚しているところです。教職員による個人情報取扱いに関する意識については、どうでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御質問に答弁させていただきます。教職員につきましては、学校において定期的に行っているコンプライアンス研修などを通して、個人情報の取扱いに関する注意喚起と意識の向上を図っているところです。その際、茨城県教育委員会より発行されているコンプライアンスの資料などを活用しながら、一人一人の教職員が自分事として考え適切な行動が取れるよう、工夫して研修に取り組んでいるところです。また、市教育委員会や県教育委員会では実施している学校訪問や研修においても、個人情報の取扱いについて繰り返し指導し、事故防止の徹底を図っているところです。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） では、保護者による個人情報取扱いに関する意識については、どう捉えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御答弁させていただきます。保護者の個人情報の取扱いですが、この意識ということですが、非常に意識をされて取り扱っている方もいれば、もしかしたらそれほど意識をされていない方もいる可能性もございます。どの方も子どもたちのために一生懸命取り組んでいらっしゃるのなことかと思っておりますので、この部分に関しまして学校からPTAの組織のほうに、保護者の個人情報を閲覧するなどのときに、その取扱いに関する注意事項の説明が必要——必須になってくるかと思っております。改めて各学校に指導してまいりたいと思います。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 私を含め、保護者によっては危機管理が甘いところがあるのでは——あるのはもう否めないと思います。注意喚起や意識向上への働きかけが必要と考えますが、改めてもう一度伺いますが、保護者へ向けての個人情報取扱いについての課題と今後の対応をお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御答弁させていただきます。保護者の個人情報の取扱いに関

する課題につきましては、学校として注意しなければならないことの徹底、これとともに P T A の組織に対しての注意喚起をどのように行っていくのかということが挙げられます。P T A の組織の活動において、学校が他の保護者が個人情報を閲覧することを認める場合には、同意書などの提出があったとしても、情報漏えいが起こらないよう、その取扱いに関する注意事項を丁寧に説明し、個人情報の取扱いについての意識の向上に努める必要があると考えております。今後、再度、学校に対して個人情報の取扱いについて指導するとともに、P T A の組織に対して、学校から個人情報の取扱いについての説明及び注意喚起をしっかりと行うよう、こちらにつきましても指導してまいります。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8 番（根岸裕美子君） 分かりました。学校に端を発した個人情報の流出が絶対ないように、しっかり対策をお願いしたいと思います。以上でこの質問は終わりにします。ありがとうございました。

では次に、お産に対してポジティブになれるよう、妊娠期のサポートを強化することについて伺ってまいります。まず、お産に対する意識の現状と課題です。取手市の出生数は令和 5 年は 502 人、6 年は 500 人を割っています。その一方、高齢出産や経済的困窮、精神的にサポートが必要な場合など、様々な要因で要支援妊婦の割合は微増していると捉えます。このような状況に対応するため、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援策が取られ、医療機関との連携も強化されています。当事者である妊婦さんのお産に対する意識や向き合い方について、どのような課題を感じていらっしゃいますか、お願いします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

こども部長、助川直美さん。

〔こども部長 助川直美君登壇〕

○こども部長（助川直美君） 根岸議員の御質問に答弁いたします。取手市では令和 5 年 3 月から、保健センターにおいて出産・子育て応援相談事業として、妊娠中から妊産婦に寄り添い、出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じる伴走型相談支援を実施していましたが、令和 7 年 4 月からは児童福祉法の改正に伴いまして、事業が妊婦等包括相談支援事業となり、こども相談課において相談事業を進めております。妊娠届出時と妊娠 8 か月以降を中心に、全ての妊娠された方を対象に、保健師等の専門職が面談を通じまして体調や妊娠中の生活、家族の支援状況等を把握し、個々に応じた対応支援を実施しております。現状としましては、年々、妊娠届出数は減少しているものの、経済的な不安のある方や若年妊婦等で何らかの支援が必要な方など、要支援妊婦の方は増加傾向となっております。また、出産間近まで働いている方も含め、こども相談課においては全ての妊婦さんの状況を把握し、個々に応じた支援を実施しているものの、こちらの介入に拒否的で連絡が取れなかったり、また定期的に妊婦健診を受診しないまま出産間近の時期に相談に来る方など、支援の必要性が高いにもかかわらず接触することが難しい方も、少数ではありますがいらっしゃるという現状もあり、これらのことは課題であると認識しております。

〔こども部長 助川直美君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 課題がある方こそアクセスが難しいというのは、この件だけではなくて福祉全般にあることかと思えますけれども、女性の社会進出が進みキャリア形成への意識が高まっていること、そして、育児休業制度を初めとする仕事と育児の両立支援策が徐々に整備されてきたことにより、出産間近まで働く方が約7割と言われています。そのため、出産への身体的・精神的・物理的準備を整える余裕がないままに出産に臨む方が増えているのではないかと危惧しております。そういった妊婦さんの課題に対してどのような対策を取られますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） こども相談課長、樋口康代さん。

○こども相談課長（樋口康代君） 根岸議員の御質問に答弁させていただきます。様々なニーズを抱え支援を要する妊婦が増加する中、当市では、令和7年4月より新設されたこども相談課と保健センターがこども家庭センターとなり、全ての妊産婦、子ども、子育て世帯に対し、母子保健と児童福祉の両機能の一体的な相談支援体制を整え、妊娠から出産、出産から子育てへと切れ目のない支援を実施しているところです。先ほどの部長答弁にもありました、令和6年までの出産・子育て応援相談事業においては、妊娠8か月児？時？の面談がアンケートに基づき、希望者または支援が必要と認められる方にのみ、対面または電話での実施となっております。対面での面談実施は少数に、そのためとどまっております。しかし、妊娠8か月頃は働いている方は産前休暇に入る頃のタイミングで、出産準備や産後のことをより具体的に考え始める時期でもあります。気持ちや環境の変化に大きな不安を抱える方も少なくないことから、法改正後の令和7年度からの妊婦等包括相談支援事業においては、妊婦の健康状態に十分配慮しながら、一人一人の不安や心配に寄り添い、妊娠8か月児？時？の面談を一律に対面を基本として実施しているところです。また、妊娠8か月児？時？面談の効率的な実施のため、既に実施している子育てアプリT o r i C o（トリコ）でのアンケート入力に加え、面談予約もできるよう、現在整備を進めているところです。今後も、妊娠された方が妊娠初期から後期まで、心身ともに健康に過ごし、出産・子育て・育児に取り組んでいくことができるよう、子ども部及び健康福祉部において連携を強化しつつ、様々なニーズに即した必要な支援を実施していくための伴走型相談支援を引き続き実施してまいります。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。自然分娩・無痛分娩・帝王切開など様々なお産の選択肢がありますが、ここ最近のお産の傾向として、無痛分娩等、医療が介在するお産が増える傾向にあると捉えています。妊婦さんはお一人お一人違いますから、その方の健康状態、胎児の状態、医療機関の体制など、担当医と十分に相談し、産む女性が自己決定する——どのお産を選ぶかというところを自己決定することが重要です。しかし、お産に関わる方、例えば助産師さんや看護師さんなどにお話を伺うと、自分の体と心としっかり向き合うことなく、安易に無痛分娩を選択する傾向というのも見られているようです。先ほどの課題で、出産間近になり慌てて準備をするというお話とも通ずると考えます。そういう傾向の中で東京都が無痛分娩補助制度を令和7年10月からスタートし、本市も今議会で無痛分娩助成事業が上程されております。補助制度を展開することによって、少な

らず無痛分娩が選択されやすく、無痛分娩に誘導されやすく働くのではないかと考えます。そういった中で必要なのは、妊婦さんやその家族と医療機関との十分な相談・検討した上で決定できることです。十分検討し、話し合った上で自己決定できる環境づくりや、医療機関との連携は進んでいるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） こども部次長、佐藤睦子さん。

○こども部次長（佐藤睦子君） 根岸議員の御質問に答弁いたします。報道においても、無痛分娩の需要の高まりに反して、医療機関の人材確保や安全対策などの懸念が示されていることは承知しております。本事業の検討に当たり、市内や市外の医療機関に安全対策についてアンケートやヒアリングを通じて、実態の把握に努めてきたところです。調査では、国の示す無痛分娩の安全な提供体制の構築に関する提言に基づく自主点検表の活用や、インフォームド・コンセントの取組として、無痛分娩に係る説明書の配備、同意書の取り交わしなどの安全対策を、いずれの際にも実施していることが分かりました。市といたしましても、安易に無痛分娩を推奨する立場にはなく、各産院と協議しながら、リスクとベネフィットをしっかりと周知し、助成対象者の責務として、医療機関からの十分な説明を受け理解した上で、御本人の自己決定権の下、無痛分娩を選択し申請することを明記する予定でございます。経済的な不安感を少しでも軽減し、安全に幸せに妊娠・出産に臨めるよう、医療機関と連携しながら無痛分娩費用助成事業についても進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 無痛分娩といっても痛みが全くないわけではなく、麻酔分娩というほうがより現実に近い表現ではないかと思えます。麻酔はとてもデリケートな管理が必要な医療行為です。陣痛というのは――陣痛という自然なお産の流れを一定程度セーブするため、うまくお産が進まないこともあるようです。妊婦さんによっては無痛分娩から帝王切開へと移行せざるを得ないケースも出てくると伺っています。本当に母体と赤ちゃんの幸せなお産を考えるならば、実際経験された方はその後どうだったのかの調査も必要だと考えます。この件の詳細は議案質疑のほうで聞いてまいりたいと思えますので、よろしくをお願いします。

では次に、妊娠期の不安や悩みの相談の場・体験の場の提供について伺ってまいります。少子化・核家族化が進んだ現在、妊婦さんもそのパートナーもお産にまつわる経験や体験が少なくなっている中、情報はあふれ返り、本当に必要な情報を得ることが難しい現状があると考えます。行政も医療機関もマタニティクラスやウェルカムベビークラスなど開催し、学びの場・心の準備の場を提供していますが、さらに妊婦さんへの働きかけを強化することを提案したいと思います。現在の学びの場は講話中心だと思います。経験や体験を共有する場として、先輩ママに話を聞いたり、お互いの悩みを相談し合ったりできるような交流会を開催するのはいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 健康福祉部長、彦坂 哲君。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康福祉部長（彦坂 哲君） ただいまの根岸議員の御質問に答弁いたします。妊娠期

に必要な適切な支援を受けることは、妊婦の方が安心して過ごすための一助になると考えております。本市におきましても妊娠期の支援体制を充実させることは、住民の生活の質を向上させ、地域社会全体の健全な発展に寄与するとともに、少子化対策にもつながるものと考えております。これまで本市では、保健センターにおいて妊娠期の相談業務を行い、多くの市民に寄り添った支援をしてまいりました。しかし、令和7年度に新たにこども部が創設され、こども相談課においても相談を行うようになりました。この新しい体制の下で保健センターとこども相談課が共同して運営するこども家庭センターの設立によりまして、妊娠期から育児期に至るまでの支援を包括的に提供することが可能となり、妊娠期の支援策の強化においては、妊婦向けの健康相談や育児に関する情報提供、精神的なサポートを行い、必要に応じて専門家との連携を図ることで、安心して子育てを行える環境を整えております。また、体験や心構えに関する学習機会の提供として、先ほど議員からも御紹介ありましたが、保健センターにおいてマタニティクラスやウェルカムベビークラスといった教室を開催しております。マタニティクラスにおきましては、妊娠中の日常生活、栄養指導、出産準備に関する知識の提供と仲間づくりを、またウェルカムベビークラスにおいては、赤ちゃんを迎えるための準備の講座として医師による基礎知識を学ぶほか、J Aとりで総合医療センターから助産師を迎えて沐浴体験などを行うことで、妊婦やその家族が必要とする情報提供やサポートを行う場として重要な役割を果たしております。妊娠期の支援を充実させ、妊婦やその御家族が安心した生活を送れるよう、引き続き取り組んでまいります。また、先ほど議員から御提案ございました新たな妊娠経験者との交流会・意見交換の場というところに関してですが、現在もうちのほうで行っております、先ほど御紹介しましたウェルカムベビークラスやマタニティクラス、こちらにおきまして初めて出産される方同士の意見交換や妊娠経験者との意見交換・交流の場を設けておりました。しかしながら、こうした交流会の場をさらに充実させるための新たなサポート方法を検討いたしまして、気軽に参加できる環境の整備、こちらのほうを図ってまいりたいと考えております。以上です。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ぜひ進めていただきたいと思います。また、子育て支援センターの活用も考えられると思います。子育て支援センターは、現在でも妊婦さんに門戸を開いているものの、妊婦さん当事者の――妊婦さんとしては、自分が行ってもいいところという認識はあまりないのではないかと考えてます。子育て支援センターで妊婦さんを対象に含めた交流会やイベントを開催して、支援センターに足を運んでもらえるきっかけをつくるのはどうでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 保育課長、山田英紀君。

○保育課長（山田英紀君） 御質問に答弁いたします。取手市では地域子育て支援センターにおいて、妊娠期の方々が利用できる環境を整えております。しかしながら、最近は妊娠期の利用者が減少しておりますので、出産前の方々が気軽に情報交換や相談ができる場として、さらに利用しやすい環境を提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

その取組の一環として、子育てアプリT o R i C o（トリコ）を活用し、地域子育て支援センターの情報や利用方法を広く周知することを検討しております。これにより妊娠期から出産・育児に至るまで切れ目のない支援体制を構築し、地域全体で子育てを支える環境づくりを進めてまいります。また、支援センターで実施しているイベントについても、妊婦の方も参加しやすいよう工夫してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。よろしくお願いします。また、保健センターでの新たな講座開催等は、実は物理的に部屋の確保が難しいと聞いております。そういった意味でも子育て支援センターを上手に活用することができると思います。ほかの方と交流することで、不安に思っていることが自分だけじゃないと思えてほっとしたり、先輩ママのお話を聞いて産後の生活をよりリアルに想像できたり、気軽に相談できたりすると、よりスムーズなお産につながるのではないかと考えておりますので、ぜひよろしくお願いします。

最後に、子育てアプリT o r i C o（トリコ）の活用について提案してまいりたいと思います。子育てアプリT o r i C o（トリコ）の活用ですけれども、これ時間を気にせず悩みや相談を吐き出せる場の提供ができるようにしていただけるとよいかなと考えております。産後何か月間かは、全くと言っていいほど自分の思いどおりに生活することができません。寝不足だったり、ゆっくり食事できなかったり、トイレに行くのもままならなかったりします。不安や相談したいことをたくさん飲み込んで生活している方が、特に初産の方は少なくないと思います。相談するために保健センターまで足を運ぶのは、それなりにハードルが高いと思います。T o r i C o（トリコ）に相談を入力できるチャット機能を追加したらいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） こども相談課長、樋口康代さん。

○こども相談課長（樋口康代君） お答えいたします。子育てアプリT o r i C o（トリコ）、こちらは令和7年1月15日より市民への提供を開始しております。このアプリは妊娠から出産・子育てまで継続的にサポートするもので、母子健康手帳交付申請や面談・乳幼児健診の予約のほか、日々の記録や予防接種スケジュール管理、子育て情報を確認することができます。また特に妊娠につきましては、医療機関での妊娠確定後、アプリ上で妊娠届出や面談の予約、妊婦のための支援給付金申請、妊娠8か月アンケートへの回答が可能となっております。妊婦さんが都合のよいタイミングでオンライン申請及び予約ができ、面談当日の待ち時間の負担軽減とともに、面談を実施する保健師側としましても、面談前に現在の体調などの状況を確認することができ、個々の状況に合わせた指導・相談が進められることから、よりスムーズな支援につなげることができております。今ご提案のありました子育てアプリT o r i c o（トリコ）を活用してチャット相談を行うことにつきましては、こちら時間を気にせずにスマホで簡単に相談を書き込むことができるということで、どなたでも気軽に相談ができる手段であると言えます。しかしながら、現在、運用開始している子育てアプリT o r i c o（トリコ）のシステム事業者のほうに確認しましたところ、アプリ上にチャット機能を設定することは困難であり、実施は難しい状況と

のことでした。これまでも電話や窓口以外にホームページからのお問合せにて相談が寄せられた場合にも、個々に応じた相談支援を行ってまいりました。また、御本人の体調の状況などにより面談に来所することが難しい方に対しましては、御自宅からビデオ通話で直接相談できる体制を取っておりますが、スマホなどにおいて気軽に相談できる体制につきましても、他市町村の状況を参考にしながら調査研究を進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ありがとうございます。なかなかカスタマイズするのが難しいということなんですね。残念です。インターネット検索やAIの返答ではなくて、タイムラグがあっても人が対応できるということがいいのではないかと考えて提案したんですけれども、T o r i c o（トリコ）は難しいということが現状は分かったので、今LINE市役所のほうを進めているので、そちらに何か載せられないかというのをまた検討していただきたいと思います。もう本当に時間を気にせずいつでも入力できるというのが、特に産後は大事なポイントだと思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。この質問は以上です。ありがとうございました。

では最後に、取手市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況と具体的なごみ削減施策について伺ってまいります。昨年12月の常総環境センターの火災発生により、ごみ問題がクローズアップされています。4月に不燃ごみの回収ルールの変更もあり、今議会の一般質問で複数名が取り上げていらっしゃいます。今年度は平成27年に策定した一般廃棄物処理基本計画の5年ごとの見直しの年に当たっています。私は計画の進捗状況からひもといていきたいと思います。まず、数値目標に対する達成度合いをお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、森川和典君。

〔まちづくり振興部長 森川和典君登壇〕

○まちづくり振興部長（森川和典君） それでは根岸議員の御質問に答弁をさせていただきます。今、議員のほうから御案内いただきましたとおり、取手市一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定によりまして、平成27年に策定をいたしました。計画期間は令和11年度を目標年度とする15年間となっており、おおむね5年ごとに進捗管理を見直す予定となっております。令和3年には、ごみ処理を取り巻く情勢等の変化に対応するため改定をしており、今年度も同様に、2回目の改定を予定しております。計画では「環境への負荷が少ない循環型社会の形成」を基本理念として掲げ、基本方針として廃棄物の発生回避の促進、ごみ減量化（排出抑制）の促進……

〔「推進」と呼ぶ者あり〕

○まちづくり振興部長（森川和典君） （続）（排水抑制）の推進、失礼しました。資源化の推進、廃棄物の適正処理を定めております。このうち、ごみ排出量、リサイクル率、最終処分量については目標値を定めております。改定から3年が経過し、取組を通じて目標の達成に向けて各種事業を推進しているところです。具体的な進捗状況、詳細については担当課長から御説明をさせていただきます。

〔まちづくり振興部長 森川和典君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部次長、木村太一君。

○まちづくり振興部次長（木村太一君） それでは、取手市一般廃棄物処理基本計画におきます数値目標に対する実績というところで、ごみの排出量、それからリサイクル率、最終処分量でお答えさせていただきます。ごみ排出量につきましては、目標の数字につきましては2万9,517トンというところですが、それに対しまして令和6年度の実績値は3万662トンでございます。続きましてリサイクル率ですが、目標達成の数値としては24%ですが、令和6年度の実績値は21.39%でございます。最後、最終処分量ですが、目標の数値としては1,000トンに対しまして、令和6年度の実績は1,169トンというところがございます。いずれも、計画に定めた目標値というところを達成していないという状況なんですけれども、先日の古谷議員の御質問の際にちょっと御紹介させていただきましたように、環境省で実施している一般廃棄物処理事業の実態調査の結果をお伝えしたところです。その中におきましては、取手市では、1日1人当たりのごみ排出量という数字ですが、僅かではありますが年々減少しているという傾向ですというところは、お伝えしておきたいと思います。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。続きまして、その計画にあります減量化資源化計画の4つの基本方針について、これまでの取組状況について伺います。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部次長、木村太一君。

○まちづくり振興部次長（木村太一君） 先ほど部長の答弁の中で4つの基本方針というところでお答えしてございます。その中で実施してまいりました主な事業についてお答えさせていただきます。まず基本方針1の廃棄物発生回避の促進に向けた施策におきましては、市オリジナルのエコバックを例年作成してございまして、イベントの際に参加者などへ配布し、ごみの発生の抑制などについて、市民への啓発を行っているところでございます。

基本方針の2番目でございます、ごみの減量化（排出抑制）の推進に向けた施策というところでは、家庭から排出される生ごみの自家処理を促進するため、生ごみ処理機の購入補助金、そして、常総環境センターの委託事業でございますが、エコクリーン常総、そしてNPO緑の会が実施してございます食品リサイクル堆肥化事業の支援ということで、ごみの減量化を進めているところでございます。

基本方針3つ目の資源化の推進に向けた施策におきましては、自主的に資源物を回収していただいている自治会や市民団体などの方に資源物の回収助成金を交付してございます。また、使用済みの小型家電を回収いたしまし――市役所本庁舎で回収してございますけれども、レアメタルなどの貴重な資源のリサイクルの推進を行なっております。

最後、基本方針4つ目、廃棄物の適正処理に向けた施策というところでは、この議会で何度も申し上げてますように、常総環境センターの火災が発生いたしました。そのことにつきまして、広報やホームページ等を通じて周知を図ってございます。また、近年では、外国籍の方の転入が多いということがございまして、市民課と連携して、転入時に外国版

の——外国語版のごみの分別のチラシなどを配布しております。また、昨年度の3月ですけれども、外国人の学校のほうに職員が訪問しまして、ごみの分別について御説明を行ってきたという経緯もございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 様々取組をされてきたわけなんですけれども、その結果、数値で見ると、微増ですよ。1人当たりのごみの排出量というのは、県下比べても下がってはきているけれども、総量は増えているといいますか、増えてましたよね、たしか。目標値に達成するのではなく、現状から見た感じで増えていたかと思います。そういうふうに効果が出なかった理由というのはどう考えるんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部次長、木村太一君。

○まちづくり振興部次長（木村太一君） 先ほど申し上げましたように、基本方針4つに基づいて様々行ってきたところでございます。先ほど申し上げたように、僅かずつではありますが、排出量——1人当たりの排出量については僅かずつ減っているという状況がございます。しかしながら、やはり先ほど申し上げたように、計画の中に基づいた数値は達成していないという状況でございます。この点につきましては、今年度計画を改定してまいりますけれども、その数値の設定の仕方でありまして、それから周知の仕方ということについては、しっかりと検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。ぜひよろしくお願いします。次に、可燃ごみ削減の具体策について伺ってまいります。資料をお願いします。

〔8番 根岸裕美子君資料を示す〕

○8番（根岸裕美子君） こちらは計画の33ページにございます、可燃ごみのごみ質の組成結果でございます。ちょっと分かりづらいんですけど、令和元年の実績で見ると、これが組成になるんですけども、令和元年の——ここが令和元年ですね。それで、パーセンテージの高いものからいきますと、紙・布類が54.5%、そして次、ビニール、合成樹脂等が20.1%、そして、厨芥類——これ生ごみになります。これが14.6%となっています。まず、紙・布類削減の具体この54.5%とありましたが、その紙・布類削減の具体的な施策をお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 環境政策室長、吉田卓也君。

○環境政策室長（吉田卓也君） 根岸議員の御質問にお答えいたします。燃やすしかないごみの減量には、生ごみの減量と紙類の資源化の促進が必要であります。生ごみの減量化については、堆肥化事業や生ごみ処理機購入補助金など、具体的な施策に取り組んでおりますが、雑紙につきましては、具体的な施策には取り組めておりません。今後、常総環境センター構成自治体や近隣自治体などの事例を研究してまいります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 私は、チラシ類・封筒・お菓子の外箱・包装紙・紙袋・ティッシュの空き箱など、もうコピー用紙以上の厚みがある紙物というのはほとんど雑紙として出していますので、我が家は可燃ごみを小さい袋で1か月に1回程度しか出していません。

分別の手引きには、新聞・雑誌・段ボール・紙パックが例として表示されているんですけども、それ以外にも雑紙として出せるものはたくさんあるので、そちらをぜひ丁寧にお知らせしていただきたいと思います。

次に、生ごみ削減の具体的な施策をお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 環境政策室長、吉田卓也君。

○環境政策室長（吉田卓也君） お答えいたします。生ごみ削減の具体策についての御質問でございますが、家庭から排出される生ごみの自家消費を促進させるための生ごみ処理機購入補助金や食品リサイクル堆肥事業などを支援するなど、ごみの減量化を推進しております。なお、食品リサイクル堆肥事業の実施主体は常総環境センターになります。常総環境センターがエコクリーン常総とNPO緑の会に業務を委託しております。市はホームページや広報での周知などの支援を行っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） では次に、資料をお願いします。

〔8番 根岸裕美子君資料を示す〕

○8番（根岸裕美子君） こちらは、先ほどの一般廃棄物処理基本計画ではなくて、令和7年度の取手市一般廃棄物処理計画の中の24ページになるんですけども、食品リサイクル堆肥化事業の推進について数値が書かれております。こちらを見ると、先ほどおっしゃったとおり、常総環境センターがエコクリーン常総とNPO緑の会に業務委託をして生ごみ堆肥化に取り組んでいるんですけども、処理量は減少傾向にありますよね。生ごみを実際どれほどの量なのかというのを、先ほどのごみの組成を用いて令和5年の実績で計算してみますと、燃やすしかないごみ1万6,273トンのうち、15%が生ごみだとします。そのうち生ごみ分別回収の割合というのは、ほかの市町村でやってる場合の一般的には2割程度と言われてますので、結果、可燃ごみの3%、488トンが分別回収できるはずのトン数になって、その差は300トンになります。で、生ごみを減らす余地というのはまだまだ残っていると思います。回収量を増やすためには、まず生ごみ回収を行っていない地域での回収をする必要があると思います。具体的にはどのような施策を考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 環境政策室長、吉田卓也君。

○環境政策室長（吉田卓也君） お答えいたします。先ほどお答えさせていただきましたように、現在行われている事業の実施主体は常総環境センターとなっております。そのため、市が現状で行える支援としては、ホームページや広報での周知を行っております。食品リサイクル堆肥事業はNPO団体が常総環境センターから委託を受けており、現在はNPO団体が登録されたお宅に回収に行き、施設に運搬し、堆肥化を行っています。そのような事業形態において、NPO団体が市にどのような支援を求めているのかなど、今後もNPO団体と協議を継続し、どのような方法がよいか研究してまいります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） その生ごみ回収地域拡大と処理能力の向上というのを計画的に進める必要があると考えています。今後5年間の処理計画に、生ごみ堆肥化の具体的な数値

目標推進計画を盛り込んでいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部次長、木村太一君。

○まちづくり振興部次長（木村太一君） 今年度改定する計画、そして毎年作成してございます、今、根岸議員ご紹介いただきました取手市の一般廃棄物処理計画、この中にはこうした実績値と目標値というのが載ってございますので、まずこのNPO団体と協議をさせていただいて、どの程度世帯数を増やすことができ、どの程度処理ができるのか、そうしたところをきちんと把握した上で検討してまいります。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 生ごみの堆肥化というのは、常総環境センターとNPO法人緑——その業者2つに業務委託という形でやってはいるんですけども、お任せではなくて市自ら積極的に主導して取り組まないと、なかなかごみ削減というのは実現しないと考えますので、ぜひその辺をしっかりと対策というか、進めていただきたいと思います。

次、（3）容器プラスチックリサイクル率向上の具体策について伺います。瓶や缶に比べ、プラスチックのリサイクル率は低迷しています。具体策としては分別意識を啓発することが中心になるかと思います。取組として出前講座や施設見学会などの開催回数を増やすと伺っていますが、出前講座は呼んでももらえないと回数を増やすことができませんし、施設見学も既に意識がある方が参加されます。意識していない方へどうアプローチするかが肝腎です。多くの方に気づく機会を提供するために、ごみ分別に関する短い動画を作成して、自治会の総会や役員会・班会、その他地域のあらゆる集まりで見ていただくというのはどうかと考えましたが、既に動画が作成されたと——されていたということを伺って、早速拝見いたしました。しかし、ほとんど活用されていないようです。今後の活用についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 環境政策室長、吉田拓也君。

○環境政策室長（吉田卓也君） 根岸議員の御質問にお答えいたします。容器プラスチックの分別動画は、既に作成しユーチューブの取手市公式チャンネルのほうで公表はさせていただいております。しかしながら議員から御指摘いただいたように、現在はホームページ上では探しにくく再生回数が少ないため、ホームページの見やすさを意識して改善するとともに、様々なツールを活用し、動画の……

〔チャイム音〕

○環境政策室長（吉田卓也君） （続）存在を周知していきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 容器プラスチックを不燃ごみではなく資源としてきちんと分別しリサイクルすることで、最終処分埋立て量が減ることも数値や金額で表し、丁寧に説明することが重要だと考えます。ごみを家から集積所に運んだらそれで終わりではなく、その先のことにも想像を働かせてもらえるように啓発活動をしていただければと思います。

では最後に、ごみ削減意識向上のための具体策について伺います。ごみの排出量は一人一人の意識とライフスタイルにより大きく変動するものと考えます。本市はリデュース・

リフューズ・リユース・リサイクルの4Rを掲げ循環型社会を目指しています。取手市には循環型社会をまさに体現している、先ほどから御紹介のある、生ごみ堆肥化事業をされているNPO緑の会という団体があります。意識向上のための具体策の一つとして、小学生への学習機会として、緑の会の出前講座を活用するのはいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、根岸議員の御質問に答弁いたします。取手市では令和2年8月3日、茨城県で初となる気候非常事態宣言を表明し、地球温暖化防止や気候変動への適応策等の取組を推進しております。指導課ではその取組の一環として、環境対策課と連携を図りながら、未来を担う子どもたちが持続可能な未来をつくるための知恵や価値観を育む取手市サステナブル学習プロジェクトを令和4年度から実施しております。本プロジェクトは脱炭素をテーマとして、取手温暖化マスターというプログラムに沿って、大学や企業と連携しながら実施しております。ごみ削減の意識向上についてですが、脱炭素活動の中には……

〔チャイム音〕

○教育部長（飯竹永昌君） （続）空き缶やペットボトルのリサイクル、また給食の食べ残しを減らすなど、ごみを減らすことに関する活動がございます。それぞれの活動におきまして、子どもたちの取組具合に応じた成果が数値として表われ、子どもたちの意識の向上に大きく役立っていると考えております。昨年度、市内小中学校12校でそれぞれの脱炭素活動に取り組んだ結果、こちらが合計で91万6,344グラムの二酸化炭素削減に寄与することとなりました。先ほど議員から御紹介いただきました緑の会の出前講座に関しましても、本プロジェクトのテーマに沿った内容であると思っておりますので、今後さらに内容を確認させていただきまして、小中学校に紹介していきたいと考えております。段階的に進めておりまして、4年目となるこのサステナブル学習プロジェクトは、今年度、市内小中学校……

〔チャイム音〕

○教育部長（飯竹永昌君） （続）全20校での実施となりました。今後も本プロジェクトを中核として、子どもたちのごみ削減に対する意識向上、さらにはSDGs（エスディージーズ）の取組の推進に努めてまいります。

○8番（根岸裕美子君） 引き続きよろしくお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 以上で、根岸裕美子さんの質問を終わります。

ここで、丸山指導課長から発言を求められておりますので、これを許します。

指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 先ほど、根岸議員の1番目の質問、小中学校において個人情報適正に扱われるための現状把握と改善策の提案（3）の質問において、各小学校の登校班編成の現状の質問に対しまして、登校班——すみません。「子どもたちが安全な登校班を選定できます」と答弁させていただいたところですが、正しくは「子どもたちが安全な通学路を選定できます」でございました。発言を訂正させていただきます。申し訳ござ

いませんでした。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 議長は訂正を認めます。

議員各位に申し上げます。会議規則第 153 条の規定により、会議中はみだりに発言してはならないとされています。会議の妨げとなりますので、私語は慎むよう注意いたします。

次に、細谷典男君。

〔17 番 細谷典男君登壇〕

○17 番（細谷典男君） 細谷でございます。今回の一般質問は、「謙虚な姿勢そして真摯な姿勢」というのをテーマに臨みたいと思います。最後にこの言葉が出てきますので、ひとつよろしくお願ひします。最初の質問はごみ問題です。今定例会でも多くの議論が交わされておりますので、私のほうとしては簡潔に質問させていただきたいと思います。今問題となっているのは環境センターの火災事故に端を発しておりますけれども、今回の質問はこの火災事故を奇貨として、プラスチックの分別、そして資源、さらにこれを循環する契機にしたいと考えております。2022 年、排出業者が有する既存の責任に加えて、さらに再資源化を求めるプラスチック資源循環法が施行されました。まず、この法の意義と目的についてお伺ひいたします。

〔17 番 細谷典男君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、森川和典君。

〔まちづくり振興部長 森川和典君登壇〕

○まちづくり振興部長（森川和典君） それでは、細谷議員の御質問に答弁をさせていただきます。プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律——いわゆるプラスチック資源循環法は、令和 4 年 4 月に施行されております。この法律の意義は、プラスチックのライフサイクル全体を通じて資源循環を促進し、環境への負荷を軽減することにより、具体的には製造段階から廃棄までの過程を見直し、設計や製造において環境に配慮したプラスチック製品を作ることなどを奨励しています。これにより、製品の長寿命化やリサイクルの容易性を確保し、資源の有効活用を推進いたします。また、消費者や事業者に対しましては、使用済みプラスチックの適切な回収と再生を促し、リサイクル率の向上を図ることを求めており、地方自治体や企業・国民が一体となって取り組むことで、プラスチックごみの削減を実現し、循環型社会の構築を目指すものです。このような日本の取組が国際社会にも貢献し、持続可能な社会の実現に寄与することが期待をされております。

〔まちづくり振興部長 森川和典君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17 番（細谷典男君） 法の意義は明らかにしていただきました。それで、この循環法との関連についてにも関わるんですけども、この 4 月 1 日から分別収集が変更になりましたが、この変更後、何らかの問題が生じていないのかどうか、この点についてお伺ひいたします。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部次長、木村太一君。

○まちづくり振興部次長（木村太一君） 不燃ごみの出し方が変わりまして、2 か月が経

過したところでございます。市民の方からは、変更後の不燃ごみの分別の仕方について問合せを多くいただいたところですが、入江議員の御質問の際にもお答えしたとおり、「今日は本当に新しく回収になった日でいいのか」という内容であったり、「分別されずにもとのままの不燃物で出されたごみはどうなるのか」といったような御意見をいただいておりますが、特に大きな混乱は生じていないというふうに理解してございます。この新しい分別方法の周知期間が短かったことから、現状では通常の不燃物が金属類・割れ物の回収日に出されていても回収するということが、常総環境センターで決定しているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17 番（細谷典男君） 間違っても分別しても、あるいは通常の不燃物が金属類の回収日のところに入っているとしても、それは回収するというものですから、また環境センターのほうでも、持ってきてもらったこのごみについて、分別をせずにそのまま外部搬出してという今の状況ですから、現在のところ何ら減量化にはつながっていないというように思います、分別をしたとしてもですね。真に減量化につながるには、環境センターの資源化施設、これの復旧と、そしてごみ分別の徹底によらなければならないというふうに思いますけれども、この点について御見解をいただきたいと思います。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部次長、木村太一君。

○まちづくり振興部次長（木村太一君） 今、細谷議員から御紹介ございましたように、まずやはり環境センターの資源化施設の復旧というところが重要だというふうに認識してございます。さらにその上で、今、市民の皆様をお願いしております、不燃ごみを「金属類・割れもの」と「ビニール・プラスチック製容器包装以外のプラスチック類」へ分別するというをさらに周知を行うことによりまして、一層の再資源化とごみの減量化を図ることが可能であるというふうに考えてございます。また、リチウムイオン電池の回収場所を拡大しましたということについても御報告させていただいてるところでございますが、これについても、さらに皆様に周知を行い徹底していただくことによりまして、さらなる資源の有効利用とごみ減量化につながるというふうに考えているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17 番（細谷典男君） 市民の皆様にもさらなる協力をお願いするということでございました。もとはといえば、この事故は不燃ごみに恐らくバッテリー類が混入されたということだと思いますので、例えばこのようなことになった場合、ペナルティーというのは難しいところがあるかと思えます。ごみ分別を徹底させるためには、このペナルティーが難しければリターン、何かきちっとやっている方についてはリターンというものが必要なのではないかと思います。ことだけは付け加えさせていただいて。あともう一つのリチウムイオンバッテリーの回収場所を増やしていただいたということがございました。バッテリーは完全にリサイクルできますので、これは確実にやんなくちゃいけないんですが、本来ならこのバッテリーの回収というのはメーカーが行わなければならないものだと思います。メーカーもそれぞれ単独でやるにはかなり組織が必要なんで、このメーカーが話し合って組織をつくって——J B R C というバッテリーを回収する組織をつくって回収しておりますけ

れども、この問題は限られた場所ではないということでもあります。もう一つは、この J B R C に加盟してるメーカーのものしか取り扱わない——つまり外国製品は取り扱わないという問題がありました。この点については環境対策課のほうとも話をさせていただいて、このままでいくと外国製品の持って行き場がない。そしてこの不燃ごみのほうに入れられてしまうという可能性もあるということから、外国製品も受け入れるということで取り組んでいただきたいというお話をさせていただきました。ただ、これは3月のことで、ですからまだまだこのごみの分別とかごみの循環の意識については、これからのことではないかというふうに思ってます。そしてプラスチックについて、先ほど根岸議員からもございましたけれども、このプラスチックについて、法の趣旨を踏まえてこの回収をどのように進めるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、森川和典君。

○まちづくり振興部長（森川和典君） お答えをさせていただきます。先ほど御答弁を差し上げましたプラスチック資源回収循環法でございます。今後この新しい法律に基づきまして市町村が行う措置としまして、家庭から排出されるプラスチック主要製品の廃棄物の分別収集、再商品化が位置づけられております。今後、常総環境センター及び構成4市において、分別方法や保管場所の整備も含めて検討をしていくこととなると考えます。この取組によって、さらなるごみ減量化を図ってまいりたいと考えておるところです。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17 番（細谷典男君） 市民が協力できるところは家庭用の廃プラスチック、これを資源化するためには、岡口議員の質問にもありましたように、きれいに洗って分けると、こういうことは今の時点ではみんな一緒になっちゃって外部搬出されちゃいますから、今の時点ではその効果は出ていないんですが、必ずや新しいこの循環法では、そういう方向性になってくるというふうに思いますんで、今回、この新しい分別をより徹底していただくことをお願いいたしまして、まず1つ目の質問は終わりにさせていただきたいと思います。

〔「細谷さん、古谷さんだよ。岡口さんじゃない」と呼ぶ者あり〕

○17 番（細谷典男君） あっ、失礼しました。古谷さん。——大変失礼しました。古谷議員のすばらしい取組を参考に……

〔笑う者あり〕

○17 番（細谷典男君） （続）これこそが、今後新しい循環法に生かしていただくということになると思いますんで、我々も見習っていきたいと思いますんで、古谷議員、御苦労さまです。

○議長（岩澤 信君） 続けてください。

○17 番（細谷典男君） 続きまして、公園の質問に移ります。県営公園、市内には2つありますけれども、その1つ、小文間地区にある県営公園です。この県営公園の利用状況についてお聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

建設部長、渡来真一君。

〔建設部長 渡来真一君登壇〕

○建設部長（渡来真一君） それでは、細谷議員の御質問に答弁させていただきます。小文間地区にある県営公園の芸大緑地には、アルスの森アジサイ公園と、アルスの森サクラ公園の2つの公園がございます。アジサイ公園は面積5,200平方メートル、サクラ公園は面積4,100平方メートルでございます。その名前のとおり、園内にはそれぞれアジサイと桜が植栽されておりまして、いずれも平成3年8月10日に開園をしております。この2つの公園は、市の公園がない小文間地区の中央に位置しておりまして、小規模ながら自然を生かした貴重な公園で、近隣にお住まいの方々の散策や休息などの憩いの場となっております。特にサクラ公園は、桜が咲く時期には花見を楽しむ方がいらっしゃると伺っております。以上です。

〔建設部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 小文間の市民の皆様の役に立っているということなんですけども、この公園は取手市民のための公園なのか、県民全体を対象としたような運営になっていないのか、この点についてお聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） 建設部次長、蛭原一雄君。

○建設部次長（蛭原一雄君） 御質問に答弁いたします。アルスの森アジサイ公園とアルスの森サクラ公園、こちらは市内にあります戸頭公園やゆめみ野公園などと比較しましても、遊具もなく規模の小さい公園となっております。この2つの公園はいずれも駐車場がないことから、県内全域からお越しになるというよりも、小文間地区を初めとしました、主に市民の方に利用していただくことを想定した公園となっております。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） この公園の管理はどのようなになっているのかお聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） 水みどりの課副参事、仁杉繁隆君。

○水とみどりの課副参事（仁杉繁隆君） お答えいたします。平成3年、この2つの公園が開園される際、茨城県との協議により、都市公園法第5条の規定に基づき県から許可を受け、以来、取手市が管理している公園となっております。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 公園の利用について、ここを使わせてほしいとかというような申出もあると思うんですが、この管理許可について、どのような取組となっているのか。管理する範囲と管理費用、使用許可、**★★★★**に対するかんげんについて——権限について明らかにしていただきたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 水とみどりの課副参事、仁杉繁隆君。

○水とみどりの課副参事（仁杉繁隆君） お答えいたします。管理に要する費用につきましては、除草など維持管理費用は市が負担することとなっております。ただし、施設の修繕や大規模となるような、施設の老朽化などにより更新が必要になったとき、また、天災その他不可抗力により施設に大幅な毀損が生じ修繕が必要となったときというのは、県が負担することとなっております。また、公園でのイベント等の許可については、取手市に許可権限が与えられており、より主体的な管理を行うことが可能となっております。以上

です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17 番（細谷典男君） お話聞きましたけども、何しろちょっと不思議な公園のような気がいたします。県の公園でありながら取手市が使用していると。そして、県のほうも積極的にこの公園をアピールしているようにも思えないわけでございます。もともとこの敷地は、計画面積は 28 ヘクタールでございます。先ほど建設部長のお話では、4,100 平方メートルそして 5,200 平方メートルですから、0.93 ヘクタール、30 分の 1 の面積です。北浦川も調べましたところ、北浦川緑地公園は 12.5 ヘクタールが計画面積で、現在開園しているのは 8.8 ヘクタールということで、これはもう少し広がるんだと思いますけども、ほぼ計画どおり——計画に合わせて使ってるということなんですけども、このような公園でございます。これを果たして県営公園と言えるのかどうか、そしてこの 28 ヘクタールというのはどこなのか。アジサイとサクラは分かりますけども、28 ヘクタールというのはどこに存在するのか。私は小文間の道路を、もう本当にぎりぎりのところまで行って、河原の河川敷のほうまで行きます——行きましたけども、そこに「県有地」という看板はかかってるんです。その看板の先はサクラ公園ですから、この辺なんではないかなという想像はつきます。私はこの高低差もありますし非常にいいところではないかと思うんで、これを整備すれば、小文間地区の活性化に大きく役立つのではないかというふうに思っているところなんですけども、この辺も踏まえて、市としてこの 2 つの公園の活用を図るため新たな構想はあるのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 建設部次長、蛭原一雄君。

○建設部次長（蛭原一雄君） 御質問に答弁いたします。これらの 2 つの公園は東京藝術大学取手校地の誘致に合わせ、周辺の良い既存樹林を保全するとともに、憩いの場を整備するため整備されたものと聞いております。市では良好な都市環境の提供や市民の憩いの場としての役割を持つ当該公園を、引き続き維持管理してまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17 番（細谷典男君） 取手市として考えているということなんですけども、県営公園であるというその立場を考えないまま、取手市だけの事情でこの利用を検討するというところについて問題は生じないのかどうか、お聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） 建設部次長、蛭原一雄君。

○建設部次長（蛭原一雄君） 御質問に答弁いたします。現在の管理許可による市が主体的に管理できるメリットを生かした維持管理を行っていくとともに、地域や市民のニーズを踏まえ、必要に応じて県と協議を行いながら維持管理を行ってまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17 番（細谷典男君） ぜひ、そうしていただいたほうがいいかと思います。また公園の管理費、この程度でこの公園が取手のものになるというのであれば、これはもう非常にお買い得というか、いいかと思いますけども。ただ、さらに県の関与を求めて小文間地区の発展につながるようにしていければいい——していければ、さらにいいのではないかと

いうふうに思います。県政要望、川や道路たくさんありますんで、ここまで行くのはなかなか手は伸びないかと思えますけども、将来そういうことも展望して、小文間地区の活性化ということも考えまして、藝大緑地公園を生かしていただくということをお願いしまして、この項目については終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

続いて次の質問に入ります。この質問におきましては質問通告、順番1から5番まで出しておりますけども、順番を変更させていただきまして、5番目に掲げたブロードリスニングについては3番目に順番を上げさせていただいて、順次3と4はそのあとと繰下げさせていただきたいというふうに思いますんで、議長、お取り計らいお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 続けてください。

○17番（細谷典男君） それでは、庁内の業務とA I活用ということについての質問でございます。A Iの課題を申し上げますけども、今、私たちはどのような時代に直面しているのかということでございます。

〔17番 細谷典男資料を示す〕

○17番（細谷典男君） 質問を続けます。なかなか——ちょっと見やすくつくったつもりですが、あまり見やすくないですね。第一次産業革命、第二次・第三次産業革命と経過してきましたけれども、今の時代はこの第四次産業革命の入り口にいるのではないかという認識の下でお聞きいたします。A Iの活用と現状、庁内業務とA I活用について、お聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、細谷議員の御質問に答弁いたします。A I技術の活用につきましては、先日の国会におきましても、A Iに特化した初めての法律となる人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律、いわゆるA I推進法が可決されております。また、デジタル庁は今年度にも——今年度中にも生成A Iを行政機関で活用するシステムの開発、それから導入が示され、デジタル社会の実現に向けた重点計画に盛り込み、その閣議決定されたというような報道もされており、A Iに関する関心がますます高まっているというような現状でございます。A I技術の庁内業務への活用といたしましては、文字のデジタル化によります申請書の処理をサポートいたしますA I文字認識——A I—OCRですね、それから会議録の作成や音声の文字表示をリアルタイムで行いますA I音声認識、文書の要約やアイデア出し、それから議会答弁書の素案作成などを支援いたします生成A Iといった、主に3つの技術の活用を進めているところでございます。特に、A Iの音声認識及び生成A Iのシステムにつきましては、全ての職員が手軽に利用できる環境を整えることで、全庁的な活用を図っているというのが現状でございます。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） A I活用の現状をお聞きいたしました。この新しいニューテクノロジーは第四次産業革命、先ほど申し上げました。この生成A Iなどを活用するその意

義について、どのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、吉田文彦君。

○総務部長（吉田文彦君） AI技術の活用につきましては、自治体が抱えます様々な課題に対します解決策の一つになるのではないかと認識しているところでございます。現在は内部事務の効率化という視点での活用が主な使用になっておりますけども、AIに任せることによりまして業務の効率化が図られた部分につきましては、職員でなければ行えないような業務、ほかの業務へ職員を割り当てるというようなことで、行政サービス全体の質の向上ですとか維持につなげていくことが大変重要であるということで考えてございます。また、膨大な文書を短時間で校正、それから要約するといったAIが得意とする作業もあります。今後ますます活用の幅は広がっていくものということで認識してございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） その活用の一つとして伺いたいのが、ブロードリスニングなんです。これは私どもも議員という立場で、住民の皆さんの要望や意見を聴き取って日々いるところですけども、行政のほうでも、それは市民の要望を聴き取って行政運営されてると思うんですけども、この聴き取るというところにおいて、ブロードリスニングという手法を使うということについてお伺いしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、吉田文彦君。

○総務部長（吉田文彦君） お答えしたいと思います。ブロードリスニングにつきましては、市政に対します市民の意見ですとか要望、それをより広範囲に収集し、市の施策に反映させるための一つ的手段で有効であるということで考えてございます。東京都におきましては、2050年代を見据えた新たな長期戦略を作成するために、ブロードリスニングの手法を取り入れ、分析結果をビジョンや政策体系の整理に活用したというところでございます。現在、取手市では、アンケート調査やパブリックコメントなどを通して市民の方の意見を収集し、施策に活用しておりますけども、ブロードリスニングの手法により、さらに多様な意見を収集し分析することで、これまで以上に市民のニーズの把握が可能になってくるものではないかということで考えてございます。一方で、ブロードリスニングの拡大に関しましては、適切な体制整備も必要になってまいります。先ほど申し上げました東京都におきましては、AIのエンジニアの技術的なサポートを受けてのブロードリスニングを展開しているということで、明らかに無関係な内容ですとか誹謗中傷するような内容、そういったものを分析の対象外にするというような措置を講じているというふうなところでも聞いております。

また、ソーシャルメディアを活用する場合は、市民以外の方からの意見の取扱いなどについても整理する必要があると考えてございます。これらは今定例会に提出させていただいておりますオンライン市役所の導入によりまして、登録されている市在住の方のみへのアンケートや意見募集配信などの活用にも活用できればということで、そういった機能も活用できればなということで考えてございます。いずれにいたしましても、AIを活用いたしましたブロードリスニングは新しい取組でございますので、自治体でもなかなか実

施している例というものがありませんので、今後は調査研究を進めて検討していきたいということで考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17 番（細谷典男君） このブロードリスニングが進化していくと、もはや議会という役割はほとんどなくなってしまうというように思います。ただ新しい取組でこれからだということなんで、まだまだちょっと議会の役割はまだ残ってるかと思えますけれども、いずれ大きく変化してくるだろうというふうに思います。そういう中で一つ気をつけなくちゃいけないのは、A I が——生成A I が打ち出すその回答が正しいのか、あるいは時宜に合っているのか、こういうファクトチェック、あるいは必然的に生成A I が作り出す間違い、ハルシネーション、こういう対策が併せて必要ではないかと思えますので、この点についてお聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、吉田文彦君。

○総務部長（吉田文彦君） お答えしたいと思います。ファクトチェックの重要性については認識をしているところでございます。生成A I が大量のデータから学習するという特性上、生成された情報の正確性については検証する必要があるというところでございます。市では生成A I ガイドラインを令和5年の6月に策定いたしまして、職員説明会を実施し、本案ガイドラインにのっとり生成A I を使用しているというところでございます。ガイドラインでは、出力した情報を含む文書等を外部へ公表ですとか、それから抽出する際には事前に所属長とともに、生成A I が作成した内容が公的な機関や企業等で信頼できる情報元が公表する情報なのか、それから数値や制度などが最新の情報に基づいているのか、あるいは複数の情報元でのクロスチェックとか、そういったものが——そういったものを確認することを全職員に周知しているというようなところでもございます。また、生成A I が事実と異なることをもっともらしく回答して生成してしまいます——先ほど細谷議員からありましたハルシネーションにつきましては、総務省の令和6年度の情報通信白書でも、生成A I によって顕在化したリスクの一つとして取り上げられているというところでもございます。技術的な対策が検討されているものの、完全にそれを抑制できるものではないというのが現状でもございます。そのため、生成A I を活用する際には、ハルシネーションが起こる可能性を念頭に置いた上で生成A I を併用するなど、作成者が——すみません、使用者ですね、使用者が生成A I の出力した答えが正しいかどうかを確認することが望ましいとされております。このことから、ハルシネーションをなるべく発生しないプロンプト——いわゆる指示の出し方を示しつつ、生成された情報のより一層のファクトチェックが必要であるということ、——一層のファクトチェックが必要であると考えているところでもございます。今後も生成A I のガイドラインの遵守によるセキュリティを保ちつつ活用を図ってまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17 番（細谷典男君） 御答弁いただきましたこの第四次産業革命、この中心的なテクノロジーである生成A I、この生成A I の活用を図っていくという御答弁をいただきました。私も、ささやかながらこの生成A I、体験いたしました。

〔17 番 細谷典男資料を示す〕

○17 番（細谷典男君） これが生成 A I でつくったものでございます。これは場所は A 街区の敷地のところで、取手駅をバックにしたものでございますけれども、これはどうですか、そこそこですかね。

〔笑う者あり〕

○17 番（細谷典男君） 「みんなの力取手」というのは、私の政治団体です。まだ収支報告に至るまでは至ってませんが、政治団体。これをイラストになったんですけども、これのもとがこの写真なんです。この写真をイラストにしてください——部長言いましたプロンプト。そして、この写真だとバランスが悪いですよ。私がちょっとちっちゃくなってますんで、これを大きくしてくれというのと、政治団体ですからこれを目立つようにしてくれというようなことで、できたのがこれです。先ほど見ていただいたように、車の後ろで控え目に私は演説してますけども、ここでは車の前に出て大きくなってます。そして、「みんなの力取手」というのがかなり鮮やかに出てるんですが、これは色が黄色と青が反転してるんですよ。こちらのほうが目立つだろうというように生成 A I は判断してくれたんだというように思います。いろいろやり取りがあって、私があまりもう満足しないもので、向こうのほうはジブリ風にまとめましたということで出てきたのがこれでございます。このような——このようなことが生成 A I でできるというのが一つなんですけども、言えるのは、こちらが要求したことよりもこちらのことを考えて提案してくれてることなんです。もはや、もう私の水準を超えてるわけです。人が考えるよりもいいものができると。人間を A I が超える時代が来るのか。A I が人類を超える能力を持つような時点、それがシンギュラリティーというように言いますけれども、これが訪れるのはいつか、そしてそれが市内に及ぼす影響をどのように考えるのか、どう図っていくのか、所感をお伺いしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、吉田文彦君。

○総務部長（吉田文彦君） お答えしたいと思います。シンギュラリティーということなんですけども、こちらについては、訪れる時期が 2045 年というような予測があるものの、こちら専門家の間でも意見が分かれていると、見解が分かれているというところがございます。技術の進展の速度ですとか社会的要因によって変動するものでありますので、現時点でその時期を予測することは非常に難しい、困難であるということで考えてございます。また、影響等についても、なかなかそのところを予測するというようなところについては、慎重な検討が必要ではないかということで考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17 番（細谷典男君） 革命というのは、前の時代の価値観とか産業構造とか経済構造、これをがらっと変えるということなんです。今、この第四次が来る——訪れるということによって、その心構えが必要ではないかというように思うんですけども、その前に第三次産業革命がどうだったのかというのを確認していきたいと思うんです。第三次産業革命の結果、経済界、産業界はどうなったのかでございませう。

〔17 番 細谷典男君資料を示す〕

○17 番（細谷典男君）　これが、現在の世界の企業のランキングです。ちょっと見づら
いと思いますので御紹介します。1 番目がアップル、2 番目がエヌビディアで、3 番目が
マイクロソフト、これはちょっとの差ですから入れ変わりますけども、こういうことにな
ってます。4 番目がアマゾン、5 番目がアルファベット——これはグーグルです。グーグ
ルは会社名アルファベットです。6 番目がメタ——フェイスブックでございます。7 番目
がサウジアラビアンオイル——サウジの石油会社でございます。8 番目がテスラ、有名な
電気自動車。そして9 番目がブロードコム。これは半導体——エヌビディアと同じ半導体
の会社です。そして10 番目にバークシャー・ハサウェイ、これは御存じですか。今まで
のは全部製造業だったんですけども、このハサウェイは、ウォーレン・バフェットが率い
る投資会社。これが10 番目に入ってます。本当は10 番で終わればいいんですが、これじ
ゃあまりにも寂しいんで、もう一つ、11 番目、やっとアジアが入ってまいりました。台
湾セミコンダクター・マニュファクチャリング・**コーポレート？カンパニー？** T S M C、
今、世界で注目されてる T S M C は11 番目に入りました。日本企業で名を連ねているの
がトヨタ、45 位です。世界のベスト 100 の中に入ってるのはトヨタだけなんです。これ
らの企業は全て、この第三次産業革命の波に乗って成長した会社です。

ではその前、この第三次産業革命の前のときはどうだったのか。これは1989 年のラン
キングです。皆さん、なじみの会社がたくさん入ってると思うんですが、これは日本のラ
ンキングではなくて、世界のランキングなんです。世界のランキングにこれほど日本の企
業が入ってたのが1989 年なんです。N T T、日本興業銀行——合併しましたけども住友
銀行、富士銀行、第一勧銀、これみんな合併、三菱も合併して全部なくなっちゃいました。
6 番目に I B M が入ってます。I B M がなぜ現在は消えたのか、これはもう大型のコンピ
ューター、これではナンバーワンなんですけども、一人一人がコンピューターを持てる
という時代ではマイクロソフトに負けてしまったということです。そのほか、あとはエネ
ルギーの石油や電力の会社が入ってる。このように1989 年、なぜ89 年にしたかなんです
けども、日本のバブル崩壊は1990 年、バブル崩壊の前夜は日本がもう世界をリードする
のではないかと、バブル崩壊というのは誰も想定できませんから、その時期はもう日本が
世界のナンバーワンになるのではないかというような時期だったんです。私もこの時期に
世界のトップ企業におりました。

〔笑う者あり〕

○17 番（細谷典男君）　自分でなったわけじゃないですけど、株が上がってくれてな
っちゃったんですけども、——いまして、そこはかなり高揚感に包まれて、世界一の企業
の社員になったんだというように思っているんですけど、しかし横を見たら、これがそん
なわけないと、全然実感は沸かなかったんですけども、そういう時期だったんです。こ
れががらっと変わってくる。大きく入れ替わったのがこのアップルをはじめとする現在の
I T、第三次革命をリードした会社になったということで、この時代の流れ、トヨタは頑
張ってます、トヨタはこの——このときは11 番目だったんです、1989 年は。しかし現在
は45 番で踏みとどまっていますので、トヨタはやはり改革、相当進めてきたというふう
に思います。こういうように考えれば、1945 年【「1945 年」を「2045 年」に発言訂正】の

シンギュラリティー、想定されるのは20年後です。20年後、この時代の主役になるのは今の小学生や中学生なんです。この小学生や中学生に、どのようにこの時代を考えていただけるのかというのが大事なことになってくると思いますので、総務部への質問は以上で終わらせていただきまして、次、教育委員会に御質問いたします。現在、小中学校で学校現場における生成A Iの利活用ということについて、この現状をお聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは細谷議員の御質問に答弁いたします。コロナ禍で急激に整備が進んだG I G A（ギガ）構想の下で令和2年度より、児童生徒には市より1人1台端末が貸与され、それぞれの学校におきまして、1人1台端末の積極的な活用が進められてきたところです。現在、教育委員会が児童生徒に貸与している1人1台端末には、O Sとしましてウインドウズ10が搭載されております。また、児童生徒一人一人にマイクロソフトアカウントが提供されていることから、マイクロソフトエッジを介することで、マイクロソフトの生成A Iであるコパイロットを使用することができます。来年度に導入予定の新たな1人1台端末にはウインドウズ11が搭載されることになっておりまして、生成A Iについてもより充実した環境になると認識しております。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 1人1台の端末、間もなくウインドウズ11になりますけれども、それにも対応していただけるというのはお聞きいたしました。それではこの生成A Iを活用した児童生徒の学び、どのような課題があるのかお聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 細谷議員の御質問に答弁させていただきます。まず、教育現場における生成A Iの利活用については、児童生徒一人一人の特性に合った個別最適な学びを実現したり、新たな視点や深い視点を獲得することで、学びをより一層深めたりするなどの可能性を大いに秘めていると感じております。実際に生成A Iパイロット校における先行事例では、生成A Iによって出力された論述に対して、その論述が適切かどうか批判的思考を働かせて考え議論する取組や、グループの考えやアイデアをまとめる活動の過程で生成A Iからアドバイスをもらい、足りない視点を補う取組などを行っており、生成A Iがもたらすこれまでにない教育効果に期待されているところです。ただし、児童生徒の学びにおいては、学習指導要領に示す資質能力の育成に寄与し教育活動の目的を達成する観点から、効果的であるかを吟味した上で利活用すべきものであり、生成A Iを利活用すること自体が目的であってはならないと考えているところです。また、生成A Iによって得られた情報が正しい情報かどうかを見極める力を育成する必要性や、生成A Iに頼り過ぎてしまうことによる思考力・想像力の低下が懸念されております。さらに、文部科学省の示すガイドラインにおいては、小学校段階の児童が直接利用することに関しましては、発達の段階などを踏まえた、より慎重な見極めが必要であるとされております。例えば、情報モラル教育やプログラミング教育の一環として、教員による生成A Iとの対話内

容を数多く提示すること、こういったことを通じて基本的な事項について深く学んだり体験を積み重ねることで、生成A I についての冷静な態度を養ったりしていくことが必要であるとされています。このような課題に適切に対応していくために、まず教員側が生成A I の持つ特性を十分に理解した上で、教育活動のどの場面において効果的に活用できるのか、またその際どんなことに留意しなくてはならないのかということについて適切な判断が必要であり、生成A I を利用するためのリテラシーを身につけることが大切だと考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17 番（細谷典男君） 今、指導課長から御説明いただきましたけれども、少し違う考えがございます。正答が生成A I を利活用することが目的であってはならないということなんですけども、目的であってはならないというところまでやってるのかどうかということなんですよね。一つ、画面の切替えをお願いします。

〔17 番 細谷典男資料を示す〕

○17 番（細谷典男君） これはアップルのスティーブ・ジョブズさんです。彼はオレゴン州のリード大学というところに入学したんですけども、6 か月で辞めちゃいました、大学を。6 か月で辞めて、ただ大学の周りは放浪してたんですけども、そのとき自分の気に入った講義だけ聞いてたと。それは哲学とかあるいは西洋書道というようなことで、そういう講義は聞いたんですけども、それ以外のことについては教わらなかったと。この大学で勉強しているよりも、もっと関心のあることがあるというところで、大学を去って起業したわけです。この学校というのは段階的に教えますよね。例えば、分数は何年まで、あるいは因数分解は何年までとか、微分積分は高校になってからとかと段階的に教えるわけです。それが我慢ならないんです。一気に関心のあるところに行きたいと。そういう意味では、この教わるということは意味がない。そういうことは無駄だとは言わないんですけども——無駄だということなんですけども、それよりも自分の関心のあるところに行きたいというようなことについては、そういうことができるような環境にさせていただくことが必要ではないかというふうに思うんですけども、そこで、生成A I 学習における教師の役割ということについてお聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御質問に答弁させていただきます。取手市の教育振興基本計画の中で、各教科などの学習指導において、「持続可能な社会の創り手を育成する学校教育の充実という理念の下、「教わる」から「学ぶ」という意識改革などを柱に、個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて取り組みます」と述べております。現在そのような形で児童生徒の学びの転換を図っているところでございます。このような観点からも、教育現場における生成A I の利活用については、児童生徒一人一人のニーズや特性に合った主体的な学びの伴走役として、教員が新しい学びのスタイルとの親和性が高いと考えております。ただし、先ほども申し上げましたとおり、学校現場における生成A I の効果的な利活用の実現に向けては、生成A I の仕組みや特徴を理解するなど、教員には一定のA I リテラシーを身につけることが求められ、例えば、日常の公務などに活用して、教師自身

が新たな技術になれ親しむ、利便性や懸念点、賢い付き合い方をしておくことが適切に利活用する素地をつくることにつながると考えております。そこで、本市におきましては、教育現場における生成ＡＩの利活用を実現させるべく環境を整えていくために、まず先駆けとして、夏の夏期休業中に行われる市教育委員会主催の希望研修におきまして、外部講師を招き、生成ＡＩの利活用について研修する機会を企画しております。その後、利活用に意欲的な先生方に御協力をいただきながら実証研究を進めていく予定です。また同時に、他市町村の先行事例等を参考にしながら、市教育委員会独自のガイドラインを作成し、先生方が安心して生成ＡＩを利活用できる環境を整えていきたいと考えているところです。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17 番（細谷典男君） 教わるから学ぶというように、児童生徒、考え方を変えてきているという話を聞きました。非常にいいことだと思います。また、教師の皆さんもＩＴのリテラシーを身につけるということで、研修会なども独自に行われると、これについては全く異を唱えるものでもなく、逆により一層深めていただきたいというふうには思うんですけども、この先生が生成ＡＩのリテラシーを高めるということは、教えるために高めるんだというふうには考えないほうがいいんじゃないかというように思います。第四次産業革命を前にして、もう誰もスタートラインは一緒なんです。前の価値観と違うものが出てくる、社会構造がガラッと変わるということでは、ある意味では児童生徒も教師もスタートラインは一緒なんじゃないかというように思うんです。そういう中で考えるには、ちょっとここで気になるのは、どちらかというところの生成ＡＩを行うことについて危惧を持っている、何か危ないことがあるんじゃないかというようなことで、これをセーブしては私はいけないだろうと思うんです。教師の役割は、もしもそれで生成ＡＩを使った児童生徒が何かこの社会規範から反するとか、そういうときがあったときこそこの教師の出番で、そこを軌道修正するというような役割が必要なんではないかというように思います。そういう意味では、生成ＡＩについては、習うより慣れろということが適切なんではないかというように思うんですが、今の教育方法で習うより慣れろというようなことについては教えているのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御質問に答弁させていただきます。習うより慣れろということですが、先ほども申し上げたとおり、現在、学校現場では教員が教える授業から、子どもが自ら学ぶ授業への転換を大きく図っているところです。この先行き不透明で正解のない現代社会において子どもたちが力強く生き抜いていくには、何事も自分事と考え、主体的に問題を発見し自ら考え行動していく力、これらを育成していくことが大切であると考えております。しかしながら、自ら学び判断し行動していくための土台となる基礎的・基本的な知識を学ぶこと、これらをおろそかにすることはできないと考えております。本市としましては、自ら体験し技能を学ぶ学習と理論的な知識を学ぶ学習をバランスよく統合することが重要だと考えております。これらを学習内容や子どもの状況・特性に応じて習う場面と慣れる場面、こういったものを柔軟に設定し、個に適した学び——いわゆる個別

最適な学びの実現を図っていきたいと考えているところです。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17 番（細谷典男君） 先ほどスティーブ・ジョブズ、申し上げましたけど、もう一人挙げるとすれば、マイクロソフトのビル・ゲイツなんですけども、彼はハーバード大学なんですけど、途中で休学しちゃいます。休学してそのあと学校には戻ってきません。つまりそこよりもっと関心のあるものがあると、それが教育現場でないところにあったということは紹介させていただきたいと思います。第四次産業革命で本当にキーテクノロジーになるのは生成AI、これの今トップランナーであるOpenAIなんですけども、このOpenAIを牽引してるサム・アルトマンさんが驚いた出来事が昨年ありました。それはディープシークの登場、中国で。OpenAIと遜色のない機能がある、これはアルトマンが認めたわけです。しかもその費用はもう数十分の1、OpenAIの、でできるということだと同時に、ディープシークは無償で提供するということが驚いたわけですけども。ちなみに、サム・アルトマンはスタンフォード大学なんですけど、彼も中退しております。ちなみに私も中退です。中退をこれほど誇らしく言えるときはないんで、お願いします。このサム・アルトマンが評価したディープシーク、これが第四次革命の主役になるんじゃないかと言われているわけなんですけども。恐らく、現時点ではアメリカの企業がベストテンに並んでいましたけども、そこに多くの中国の企業が入ってくるんじゃないかというふうに思うんですが、このディープシークを開発したのがルオ・フーリー、AIの天才少女ですけど、今30歳になっちゃったんで、少女とは今は言わずに女神というように言っております。中国で技術を目指そうとする女性の本当に憧れの存在になってます。このルオ・フーリーさんは、学校を卒業した後、アリババに入ります。アリババで多言語AI機能の開発をして、多言語ですから全世界どこでもアリババが通用するようにした。これがアリババが大きく成長した原因で、その立て役者がルオ・フーリーさんなんです。その実績を認められて2023年にディープシークの……

〔チャイム音〕

○17 番（細谷典男君） （続）共同経営をいたします。このディープシーク、2023年です。僅か1年足らずでこれをサム・アルトマンのOpenAIに匹敵するようなものを作り上げた。ぜひ、教育長、このような人材を取手から輩出していきたいというふうに思います。教育委員会には生成AIに関する教育、改めて充実させていただくことをお願いいたします。私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、細谷典男君の質問を終わります。

13時10分まで休憩いたします。

午後 0時09分休憩

午後 1時09分開議

○議長（岩澤 信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、細谷典男君から発言を求められておりますので、これを許します。

細谷典男君。

〔17 番 細谷典男君登壇〕

○17 番（細谷典男君） 細谷でございます。大変貴重な時間いただいて恐縮でございます。先ほどの一般質問で訂正いただきたいところがございます。シンギュラリティーを述べたところで、「1945 年」と申し上げましたが、「2045 年」の誤りですので訂正をお願いします。

○議長（岩澤 信君） 議長はただいまの訂正を許可します。

一般質問を続けます。

続いて、本田和成君。

〔2 番 本田和成君登壇〕

○2 番（本田和成君） 皆さんお疲れさまです。午後一番となります、日本共産党、本田和成でございます。通告に従いまして一般質問を行います。まずは排水対策についてです。資料を使用しますので質問席に移動させていただきます。

〔2 番 本田和成君質問席に移動し資料を示す〕

○2 番（本田和成君） これ戸頭の真ん中にあるカラー道路、歩道なんですけども、これ市の道路、市道になります。それでこれ、今カラー歩道のところにU字溝を造る工事が行われております。戸頭地域というのは、東方面から西方面にかけてと、あと国道 294 号線の北側から南側にかけて傾斜があるんですね。そのため、大雨が降ると戸頭中の雨水がこのカラー歩道のほうに流れてきます。これ問題なのは、このカラー歩道の下に雨水排水の本管があるんですけども、このカラー歩道の表面にある——カラー道路、ここの集水ますからこの本管に排水するところが詰まっていて、それが流れにくくなっております。この状況について、市が管理するのはどの部分なのか、これをお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

建設部長、渡来真一君。

〔建設部長 渡来真一君登壇〕

○建設部長（渡来真一君） それでは、本田議員の御質問に答弁させていただきます。近年の気候変動により、予期しない大雨や台風の発生頻度が増加し、雨水管理の重要性は高まっております。市民の生活を守るためには、適切な雨水施設の維持管理が不可欠です。ただいま議員のほうから御紹介いただきました、戸頭団地をはじめとした戸頭地区の雨水排水施設につきましては、まず取手地方広域下水道組合にて維持管理を行っている雨水の本管がございます。そのほかの道路側溝や集水ます、集水ますから雨水本管に接続するための取付管——いわゆる道路から地中にある雨水本管につながる部分までは、市の管理下で維持管理を行っております。以上です。

〔建設部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2 番（本田和成君） 御答弁ありがとうございます。このカラー歩道については、今ご答弁あったように地下の中に——地面の下にある本管というのが下水道組合、それから道路から本管につながるまでの部分が市の管理ということなんですけども、市が管理する部分、この部分についてはどのように点検・確認しているのか、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 本田議員の質問に答弁させていただきます。管理課では工事の状況などにより、職員にて現地の点検確認を行い、排水施設に何か不具合が発生しているなど、原因調査をさせていただいているところでございます。また、その際に市内業者から御協力いただき、不具合の原因について助言などをいただいたりしております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） カラー歩道だけじゃなくて、実は戸頭公園前の押しボタンのところ、あそこも雨が降るとお水がたまります。このように戸頭だけではなく市全体で水がたまりやすいとか、あとは大小あるにしても、水害があるような、そういった可能性がある場所、こういったところがあると思います、配管が詰まっていたりとか。こういった場所の把握それから定期的な点検、これ市全域で実施すべきだと考えますけども、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 本田議員の質問に答弁させていただきます。取手市内にある総延長約1,000キロの市道の排水施設の点検につきましては、様々な方法がございます。管理課では現場作業員による定期的な道路パトロール、市職員による通勤時や公務の際に発見した道路の不具合の箇所の報告などを実施しております。また加えて、毎年、市内の道路冠水リスクの高い場所を中心に、業務委託による道路排水施設の側溝清掃も実施しております、その際に雨水排水施設等の異常確認等も併せて実施させていただいている状況でございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 現状、市民からの要請とか、あと発見次第ということで、市内全域の広い範囲を全てタイムリーに管理・対応するということはなかなか難しいのかなというふうに、それは理解できます。ただ、実は米ノ井の地域でも、排水が定期的に詰まって水がたまってしまう場所、それから、これ民地なんですけど、空き地に雨水がたまって、その隣接する住宅の方は、雨が降ったときに、もう毎朝水を抜いているというような状況のところもあります。関東地方も昨日梅雨に入ったということですけども、この水がたまる場所、それからそういったお水が——洪水じゃないんですけど、そういったことが起きる可能性がある、そういった場所もある程度、把握されているとは思いますが、こういったところは市民に指摘される前、それから水害が起きる前に点検改善をするんだと、そういった気持ちで取り組んでいただきたいなと思いますけども、これについてはどうでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 建設部長、渡来真一君。

○建設部長（渡来真一君） それでは、ただいまの御質問、建設部全体に関わる御質問かと思しますので、私のほうからお答えさせていただきます。まず、市内には——市内の道路に排水ポンプ施設、これが36か所ございます。大雨ですとか台風、こういった予報が出ている場合、こういったときにはあらかじめ排水対策課の職員が全てのポンプ施設のほうを巡回いたしまして、異常がないかどうか、全て確認のほうをまず行っております。そ

れと建設部全体の対応といたしましては、これに併せまして災害対応班というのを編成していますので、そちらで道路パトロールのほうを実施いたします。そのパトロールの際、建設部の職員はある程度、道路冠水がしやすい場所、こういったところというのはきちんと把握しておりますので、こういったところを重点的にパトロールのほう行って、事前にごみであるとか落ち葉、そういったものの除去というのも行っております。また、そのときに不具合があった場合には、応急対応というのでも実施いたします。これから本当に雨の多い時期になってまいりますので、建設部としてもこういった道路パトロールをしっかりとやりまして、少しでも道路冠水のリスクを減らせるように努力のほうはしていきたいと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） どうもありがとうございます。本当にやっぱり水害が起きる前、起こさないため、これが一番最も重要だと思いますので、事前のそういう情報収集ですとか対応、よろしくお願いします。以上でこの質問を終わります。

続いて、住み続けられる魅力あるまちづくりについてということなんですけども、ちょっとブランディングという言葉を使って質問していきたいなと思っております。まず、取手市のブランドというのはどういうものだとお考えになっているか、お伺いします。端的にお願いします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） それでは、お答えいたします。取手のブランドということですが、こちら、ほどよく絶妙とりででございます。このブランドメッセージを掲げまして、全てにちょうどよく手が届くまちとして、様々な魅力・施策を発信しているという状況でございます。このブランドメッセージにつきましては、取手はどんなまちなのかを示す旗印として、平成28年、市民の皆様にも御参加をいただいたワークショップにおきまして、程よい、ちょうどいいという取手の魅力や特性、イメージといったものから誕生したものでございます。都心からのアクセスのよさや都市環境と田園風景の絶妙なバランス、生活に便利な環境がそろっていることなど、取手の様々な物や場所・生活環境が程よく絶妙であるということでございます。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。ブランドって概念なので、やっぱりいろいろとあると思います。私は誰でも分かるように、ブランドは何かと、取手のブランドは何かということで、すごくかみ砕いて、めちゃくちゃ簡単にしてみました。お願いします。

〔2番 本田和成君資料を示す〕

○2番（本田和成君） 取手のブランドとは、取手の価値を表すもの。それと市民や人々とその価値を共有するもの。全国的に地域ブランディングというものが行われております。背景にはやはり少子高齢化、人口減少、こういったところが問題を――問題から差別化を

していこうということで、地域振興について行っていくということがあります。取手市の価値、これイコール魅力だと思っていただいて結構です。これを市民とやっぱり共有をしていく。実は私、取手市の市民こそ、この取手の魅力を実は知らないんじゃないかと、そのように思っております。市民と共有したまちづくりをすることが、取手市のブランディングということになるんじゃないかと考えます。ブランドは価値やその魅力、これが認知されなければ全く意味はありません。中学生議会で、ほどよく絶妙では人は来ないなんて、そんなちょっと厳しい意見、ありました。ただ、このブランドメッセージというのは、やっぱりこのブランディングをするということにとっては、非常に重要なところになります。では、このほどよく絶妙というブランドメッセージを最大限生かして、ほどよく絶妙を、じゃあ上回っていく。そうすることで、よりこのブランドメッセージが生きるんじゃないかと。そういったことで、そういうブランディングをしてはどうかということで質問をさせていただきたいなと思います。まずは、住み続けるためということでもありますので、まずそこで住宅政策について幾つか質問させていただきます。以前から共産党としては、公営住宅について取り上げてまいりました。県営住宅の誘致や借上げについて、以前、質問をさせていただいたんですけども、これについての進捗をお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 本田議員の御質問に答弁いたします。ご質問いただきました県営住宅のほうの誘致についてでございますが、特段、茨城県に取手市市内への県営住宅の誘致は行っておりません——取手市内への県営住宅の誘致は行っておりません。また、茨城県住宅課に確認したところ、当面は既存の県営住宅については長寿命化を図り維持していく方針であり、新たな建設計画はないと回答をいただいております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 借上げについてはどうでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 管理課副参事、倉持哲也君。

○管理課副参事（倉持哲也君） 本田議員の御質問に御答弁いたします。借上げ住宅についてでございますが、UR都市再生機構と協議を行った経緯はございます。協議の中では1戸ずつの貸出し、1棟丸ごとの貸出しは厳しいというお話を伺っております。10戸または30戸といったような、ある程度まとまった形での貸出しであれば可能であるというお話をお伺いしておるところでございます。しかしながら、借上げ住宅として借り上げた場合は、借上料と市営住宅の住宅使用料のバランスに差異が生じることが懸念されるところでございます。また、市内のUR都市再生機構の管理する住宅は、エレベーターが未設置というところもございます。高齢者の方が入居する際のバリアフリーという課題があると考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 御答弁ありがとうございます。いろいろとまだ課題とかあるということで、ここについてはしっかりと状況を見ながら進めていただきたいなと思っております。

続いて、市公営住宅、なかなかいろんな課題があるということなんですけども、では家

賃補助制度の創設についてお伺いいたします。現在、市場家賃が非常に上がっているというようなことが問題になっております。実はURでも——URの家賃というのは、市場家賃に合わせて決まりますので、URも値上げが進んでおります。本年度に、全国のUR団地6,000戸の家賃の値上げが発表されました。来年度以降は、全国で恐らく数万戸の値上げがされるのではないかと、こういった懸念もされております。本市には高齢者、これが人口の約35%という状況の中で、UR団地を含めて住まいの心配をしている方、これ少なくないと思います。ちょっと資料をお願いします。

〔2番 本田和成君資料を示す〕

○2番（本田和成君） この資料は最新の住宅・土地統計調査から作成したものなんですけども、これ直近の5年間、2018年から23年度までを見ると、黄色い線の一番右下のところの数値なんですけども、全体トータルで家賃がこの5年間——すみません。20年間で8,600円ほど上がってます。それで次は、若者がどのくらいどこに住んでるのかというデータなんですけども、これも同じく住宅・土地統計調査から作成したんですけども、若者の持家の比率というのは全世帯の約2.8%、それで、借家に住んでる方というのは全体の75%いらっしゃいます。若者で34歳以下の住まいなんですけども、この状況を踏まえますと、ここに大きなニーズとチャンス、こういったものもあるんじゃないかと感じております。家賃の補助といいますと、やっぱり高齢者の——高齢者とか所得の低い方への補助という観点もあるかもしれませんけども、例えば新生活、それから移住を含めた若い世代に対して、首都圏などへの交通の便がいいこの取手市に対する移住・定住を促すために家賃補助を実施すること、これについてはどのようにお考えなのか、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの家賃補助制度の創設に関する御質問ということでお答えさせていただきます。現在、当市におきましては、定住化促進のための住宅補助制度として、とりで住ま入る（スマイル）支援プランを実施しております。一定の要件を満たす戸建て住宅の建設・取得またはマンションの購入における住宅ローンに対して補助を行う住宅取得補助金や、自らの居住のために購入した中古住宅のリノベーション、あるいは世帯員の増員を理由とした現に居住する住宅のリノベーション費用に対して補助を行う住宅リノベーション補助金がございます。これらの補助金は、取手市に人を呼び込み、さらに長く住んでいただくことを目的とした制度として、一定の効果を上げているものと認識しております。そのような中で御提案いただいた家賃補助制度につきましては、移住者を呼び込み、賃貸住居を経て最終的には持家による定住につなげていく、定住の入口となる施策として導入している自治体も幾つかございます。一方で、賃貸物件は比較的住替えやすいという特性があるため、賃貸物件の居住者が転出をするというケースも多々あるものと想定されることから、制度の設計につきましては慎重な対応が求められるものと考えております。また、定住化施策につきましては、家賃や住宅取得の補助単体で完結させるのではなく、子育て支援や就労支援などのほかの分野と連携した制度設計をしていくことで、より効果的な定住化の促進につながるものと認識しておりますので、

今後も引き続き限られた財源の中で効果的な施策の在り方について研究を進めてまいりたいと考えております。なお、セーフティーネットとしての高齢者や所得の低い方に対する家賃補助は、住まいの確保という面が大きいことから、家賃補助に限らず、家賃の安い公営住宅の利用周知など既存のサービスを活用することにより、このまちで長く住み続けられる支援につなげられるよう、他課との連携強化を図ってまいりたいと考えております。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） どうもありがとうございます。非常に、浅野部長の御答弁で、あとで私が言いたいなと思ってることを今言っていて、すごく進めやすくなったんで、ありがとうございます。取手には井野と戸頭のUR団地、2つあります。実はURも家賃補助なんか行ってます。ホームページに出てるんですけども、やっぱりこの辺もうまく活用していただけたらどうかなと思います。例えばURと行政のほうで、家賃補助こういうのがありますよというので、若者向けに——団地の中層階、これ本当にがらがらです。だから例えば3階から5階、これ若い人だったら住めると思います。URは居住者が決まるとかじゃないと、今例えば募集見ても数件しかないはずなんですよ、URの。けども、これ入りますとか、そういうことが決まれば、中、改装して使えるようにしたりするんですね。だからこの見込みがないところに関しては、積極的にURはその部屋を空けるってことはしません。ですから、そういったところについても、行政とURのほうで協議していただいたりとか、そこでURの補助制度を使いながら、紹介しながら若い世代を誘致するとか、そういったところも考えていただければなと、そのように思っております。

今、住宅政策についてお伺いしたんですけども、管理課それから都市計画課——都市整備部と、あとはセーフティーネットの観点になると社会福祉課なんかも絡んできて、さらには空き家対策だと安全安心課と、いろんな課がまたがっていると。本当に現在、住宅に関わる状況というのは多岐にわたっております。これを鑑みて、多くの自治体で住宅に関する専門部課というんですか、そういったところを設けてるところがあります。本市においてその住宅に関する担当課、これ設けることが必要かどうか、そしてその予定があるかどうか、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 政策推進課長、高中 誠君。

○政策推進課長（高中 誠君） お答えいたします。魅力あるまちづくり、そしてブランディングの先に市が目指す姿としては、移住や定住人口を増やしていくことによって市の活力を生み出し、持続可能な自治体経営につなげていくということがあるかと思っております。現在、移住・定住に関する補助施策としては、定住化促進住宅補助制度であるとりで住ま入る（スマイル）支援プランのほか、空き家の利活用、管理不全空家の対策、市営住宅など、様々な住宅施策についてそれぞれの部署が取り組んでおりますが、それらの業務を取りまとめて一つの課の単位にするということには現在至っていないということがございまして、例えば管理不全の空き家であれば、防犯との関わりを踏まえてそういった業務配置等、安全安心課が管理しているというなことが行われておりまして、現状、それぞれの性質——業務の性質に近い部署がそれぞれの業務を担っているということがございま

して、また住宅施策のおのおのが横の連携をしっかりと取りながら進めていくということになっております。市といたしましては、移住施策また住宅施策の重要性は認識しておりますので、引き続き住宅施策の在り方については調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。いろいろな課題があるんじゃないかなというのは想定しております。今、住宅政策をお伺いして、例えば取手市への移住から定住ということを考えるときには、まず取手市に来てもらうためにどうするのか、そしてその次に取手市に来ていただいた人に定住——住み続けるためにどうするのか、ここしっかり分けて、事業・政策、こういった展開をしていただく——するということが重要だと思います。プロモーションミックスなんていう言葉もありますけども、これ政策をしっかりと分けて掛け合わせていく、こういったことが先ほど浅野部長のまさにおっしゃったことなんですけど、これが本当に必要だと思います。政策事業——政策とか事業というのは、単発で実施することよりも、やっぱり連動させていく、こういったことが大きな効果を生むことにつながっていくと思います。私は市民がこの政策とか事業をどれほど知ってるかということと言うと、あまり知られてないんじゃないかと——冒頭にもちょっと申し上げたんですけど、そういったことから、市民に分かりやすく見える化をすることで、さらに効果を生むんじゃないかなということで、私はこの政策をパッケージ化したらどうかと。その上でプロモーションそれからPR、これを行ったらどうかということをちょっと提案したいなと思ってます。お願いします。パッケージ化……。

○議長（岩澤 信君） 答弁よろしいですか。

政策推進課副参事、篠原慎吾君。

○政策推進課副参事（篠原慎吾君） それでは、お答えいたします。市の取組や制度等の情報、パッケージということでございましたけれども、まず情報発信というところでお答えさせていただければと思います。ホームページやSNS、また広報紙をはじめとする紙媒体などを活用して情報発信を行っているところでございますけれども、ホームページでは防災・安全、くらしの情報、文化活動・観光といったカテゴリーごとに整理されておまして、部署ではなくジャンルで閲覧者が求めている情報が見られるよう設定してございます。また、紙媒体の情報発信においても、特定の目的に合わせまして関係情報を集約した印刷物を発行しているところでございますけれども、例えば移住を検討している方に向けたリーフレットでは、住宅取得に係る補助金制度や子育て支援制度の情報などをはじめ、市の交通利便性やアート、また自然の豊かさなどの市の魅力、さらにとりで生活費かんたんシミュレーションや移住者をはじめとした方々へのインタビュー動画といったものの紹介など、様々な情報が盛り込まれたものとなっており、手に取っていただいた方には、移住に関連した情報をパッケージで入手できるよう工夫してございます。ほかにも子育てガイドブックやくらしの便利帳、おくやみハンドブックなど、様々な場面や目的に合わせて制度や手続、また取組等の情報を集約した冊子も作成してございまして、情報を必要とする方の立場を考えながら情報発信に努めているところでございます。引き続き市民の皆様

が効果的に情報を取得できるように工夫しながら、充実した情報発信を図ってまいります。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 御答弁ありがとうございます。この後に聞こうかなと思ったことを今、答弁いただきました。ありがとうございます。お願いします。

〔2番 本田和成君資料を示す〕

○2番（本田和成君） 今の御答弁を踏まえまして、ちょっと提案というか、お話しさせていただきます。「パッケージ化」ということを言葉として使ったんですけども、このパッケージ化をするに当たっての考え方というんですかね、それについて、セグメンテーション、これ、一番左側になるところでファミリー層とか、これを行って若い世代・子育て世代、こういったところのセグメントに対して訴求できるポイントって何なのかというところ、この資源はどういったものがあるのかと、それに対して実施している事業は何かと、この辺をしっかりとめていくと、それで政策をパッケージ化していくというようなことだと私は思っております。例えば移住・定住について考えれば、これターゲットという言い方をすると、これは首都圏に住んでいる人になると思います。首都圏に住んでる人——住んでいる中でどのセグメント層にアプローチをするのか。そこでここに移住——今ご答弁いただいたのって、これ、この移住のパンフレットだと思うんですよ。こういったパンフレットを使ってアプローチをしていくということだと思えます。当市においては、ほどよく絶妙とりでというブランドメッセージ、これやっぱ一つに特化してるんじゃないくていろんなもの、ここにブランド、このメッセージ——ここにブランドがあるんですよ、程良いんですよということを伝えるブランドメッセージだと思うので、様々な視点から、ライフステージに合わせてこの政策パッケージ化をしていく。先ほど御答弁あったとおり、移住から定住に向けての住宅政策へのパッケージ、それから子育てでの教育のパッケージ、医療福祉、こういったものについてのもの。これは各課において、先ほど御答弁あったようにやられているということだったんですけども、私は各課においてそれぞれ個別にやるんじゃないくて、さらにこのパッケージ化されたものを横串にまとめて、全体の政策パッケージ、これをして、市民が分かりやすい、市がどういうことをやっているのか、どういうライフステージの場面で支援があるのか、こういったことをやるというのが——それをつくってPRを行うというのがいいんじゃないかなと思っております。これでどうですかということを聞こうと思ったら、先ほどご答弁いただいたので大丈夫です。ちょっとお願いします。

〔2番 本田和成君資料を示す〕

○2番（本田和成君） これ、以前にちょっと1回出したことがあるんですけど、この左側のAIDMA（アイドマ）というのが、前回もちょっとお話しさせていただいたんですけど、人間の行動プロセスなんです。先ほど御答弁の中でホームページ、それからSNS、広報というところが一番上の認知・注意というところなんですね。ここが一番多くしなきゃいけないんですね。ここは、先ほど言ったホームページとかイベントに出るとか、あとはこういったこれ、こういうのは——これブランド広告というんですけど、こういったことを使って認知をどんどんしていく。これで、取手市がこんなことやってますよというこ

とをアピールしていく、これが一番上のところなんです、注意・認知。2つ目のところですね、関心というところなんですけど、これはチラシとかそういうものに相当するんですけども。その下ですよ、この関心からどうやって欲求につなげるか、ここの部分というのは非常に重要になってきます。これが今度欲求をさせるために、いいなと思わせるために、私は先ほど言った政策パッケージをやったらどうかと。そこの記憶というところは、これ、インパクトになるんですよ。要するに、政策パッケージとかそういったチラシとかそういったもの——見せるものがインパクトがあればこの記憶のところまで行く。記憶まで行けば、どこかで行動をする。要するに、上から、どれだけいろんなことやっていって行動に移してもらうかということなんですけども。要するに何と言うんですか、この工程でいうと実は2工程しかなくて、インパクトのある、興味が湧く、何かをやる、それをいっぱい出す、ということなんです。それで行動につなげるということです。今ちょっとこのAIDMA（アイドマ）という行動プロセスを使って説明させていただきました。この政策パッケージ化、これ成功例で言いますと、これ流山なんです。流山というと、今や子育てといえば流山みたいなこと言われてます。これまさに子育てに対する政策パッケージを徹底したんです。政策パッケージ化というのは、実は様々な自治体で結果を出してます。政策パッケージ化によって取手市のこの魅力、それから住みやすさ、こういったことをしっかりアピールして、さらに、先ほどセグメントの一覧を出したんですけども、こうやって一覧化すると、どこの部分が不足してるのかと。政策とか、そのものが不足してるのかというのが可視化することができるんじゃないかな、そのように思っております。ここで重要なのは、この市の資源を活用して、市民や民間とどうやって連携したまちづくりをしていくか、この観点だと思います。現在実施している事業、政策でも、見え方、見せ方、PRの方法、こういったことで、政策でも取手市のブランディング、これできると思うんで、住み続けられる街の一環として進めていただけたらどうかなと思います。ちょっと最後に、それについてちょっと一言あればお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 本田議員のおっしゃること、大変よく分かります。先ほど答弁もありましたように、取手市としても、広報とりでのように全ての方に必要な情報をお知らせするというもののほかに、ターゲットを絞ってその層に対して必要な情報を集めた印刷物、あるいはインスタグラムのようなSNSといったような様々な手段で、そういったことを目指して今情報発信をしているところです。この先もなるべく届きやすい、分かりやすい、またその心に響くというような発信の仕方というものを研究をして、継続していきたいというふうに考えています。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。私は、やっぱりほどよく絶妙とりでというこのブランドメッセージを本当に最大限生かして、やっぱり何かだけ——これ取手のいいところって何かだけじゃなくて、本当いろんな資源がある。ここが強みだと思うんですよ。だからそこに合わせて他市を超えるような、ほどよく絶妙とりでなんて、程よく、程よくと言っておきながら、全然程よくない、それを上回っているねと。やっぱりそういっ

たことを進めていただけたらなと思ってます。これでちょっとパッケージ化の質問を終わりにします。

続きまして、次の質問になりますけども、本市には中小企業・小規模企業振興基本条例というのがあります。この理念法に基づいて現在アンケートを実施しているというふうに私存じておりますけども、そこで、地域振興の一環として、地域の商店や本市の特産物、それから名産物に対して、市独自の認証、こういったことをしてブランディングの後押しをしたらどうかと思います。実際に他市では産品に市の独自の認証制度を設けているところもあります。これについて、ちょっとこの認証制度、どうなのかということについて伺います。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、森川和典君。

〔まちづくり振興部長 森川和典君登壇〕

○まちづくり振興部長（森川和典君） 本田議員の御質問に答弁をさせていただきます。地域産品のブランディングは、その地域にしかない歴史的な資源など地域特性や魅力を最大限に——地域の特性などを最大限に引き出しまして、特産品等の価値を上げるだけではなく、地域全体の知名度やイメージを高め、多くの人を地域に呼び込むためのきっかけづくりとなる取組だと考えております。こういった地域ブランディングのメリットは、自治体ではイベント等で行う特産品PRの機会の増加であったり、生産者からは新たな顧客の獲得による販路の拡大、消費者からは商品選択の注目度の拡大につながるなど、多様な効果が生まれ地域経済の活性化が期待されるところです。現在市が取り組む特産品のPR事業としましては、例えば市内外のイベント等における物産販売、都内にある茨城県のアンテナショップ、イバラキセンスにて販売するなどの取組をしているところです。特産品のブランディングにつきましては特産品PR事業の取組を継続する中で、事業者の皆さんのお話を伺うほか、今、議員のほうからも御紹介いただいた、現在実施しております市内商工業者、商工事業者の皆さんに対してお願いをしております取手市産業振興に関する市内事業者アンケートなどからもニーズの把握に努めるなど、調査をしていきたいと考えております。

〔まちづくり振興部長 森川和典君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） どうもありがとうございます。実は茨城県内でも認証制度って取ってるところが幾つかあるんです。ただそれちょっと調べると、これ市民の方は本当に分かってるのかな、認知されてるのかなというところが実はあります。利根川を渡った我孫子市それから柏市、ここはふるさと産品って、くしくも同じ名前で認証制度を行ってます。我孫子はもう20年近く恐らくやってるんじゃないかなと思います。柏は令和3年から認証制度を始めたんですね。それについてはあとでちょっと触れたいと思うんですけど、この柏市とか我孫子市とかではロゴマークがきっちりしてるんですよ。誰が見ても、これ市が認定してるものだということが分かるというような認証制度になってまして。私はこの認証制度について、今、部長から御答弁あったとおり、地元産品の市民の認知向上、それから地域への愛着、それから郷土愛の醸成、あとは地域産品への付加価値、こういったも

のを付けることができる。あとはアンテナショップなどでPRがしやすい。あともう一つは、市が公に公平にセールスができる、行政として地元の産品を、これがうちのところですよと。やっぱりこれ不公平——どうしてもどっかのところだけ紹介すると、何でうちのは紹介しないんだとか、そういう不公平さって出てくるんだけど、こういう認証制度を使うことで公平にできると。これ実は柏市に私、聞きに行ったんですよ。実は先ほど令和3年から認証制度を始めたということなんですけど、私、柏で生まれ育ってますから、令和3年って、何で今さらそんな認証制度を始めたのかなって実は疑問に思ったんです。そして、柏の担当課の方にお話を伺いに行ったんですけども、柏でも構想には2年かかったそうなんです、実施するまで。やっぱりいろんな調整があったんじゃないかなと思います。それで、当時の振興課長が——振興課の課長さんが、とにかく柏が好きだと、柏愛にあふれてる方で、柏のものをいろんな人にとにかく知ってほしい。これを販売というか、そういったところで地域振興したいと。もう二言目には「柏が好き」という言葉が出るくらいだというふうに聞きました。で、やっぱり取手でも負けじと取手愛で進めていただきたいなと思っております。その辺について先ほど御答弁いただきましたけども、これぜひ前向きに検討していただけたらなと思います。商工業については、私の質問のあとに杉山議員がやるとしますので、私はこの辺でこの質問を終わらせていただきたいと思います。

最後に、農業について質問させていただきたいなと思っております。農地については本市の面積の——本市の農業です、ね——本市の農地については、本市の面積の約30%、2,100ヘクタール以上農地があると存じております。その97%が水稻栽培ということで、3月の定例会で予算委員会の——予算委員会の総括質疑の中でも、この農業予算について触れられておりました。補助金とかの緩和とか新規就労支援、食料安全保障、あと農産物のブランド化、こういったことも触れられておりました。本市においても農業に対して取組を推進する重要性、これ非常に増しているんじゃないかなと思っております。実際に他市、日本全国見れば、農業で地域ブランディングをやっているという、そういう自治体も少なくありません。また、本市には緑の基本計画というものがありますけども、この中に田園景観の保全とか、あとは農地としての緑地が豊富で市民満足度が高いというふうに明記されてるんですね。この3章の「みどり」の施策の展開の基本方針では施策が幾つかあるんですけども、3から8までがこれ農に関する施策になってるんです。この継続できる農業それから農地維持について、この緑の基本——緑の基本計画から農業に対する市の姿勢、これをお伺いします。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、森川和典君。

○まちづくり振興部長（森川和典君） それでは、お答えをさせていただきます。緑の基本計画について、農地として緑地が豊富で市民満足度が高いといったような記載があるところでございます。農政課では農業振興地域の整備に関する法律——いわゆる農振法や農業経営基盤強化促進法に基づき、農地の確保及び適正利用、また農業者の所得安定を目指しまして、計画の策定や様々な施策を行っているところでございます。今年度策定をいたしました地域計画や認定農業者等支援事業補助金はその一つです。そういった取組を行う結果として、緑の基本計画における田園景観の保全、または農地としての緑地が豊富で市

民満足度が高いといったものの具現化につながっていければよいと考えているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。あと4章なんですけど、地域別の方針というのがあるんですね。その中に開発予定地域となっている国道沿道地域、ここも含まれてるんですけども。この4章の国道沿道地域についてなんですけど、これ整備方針には景観の保全ってあるんですけど、地域別施策の方向性というところには、これ農地について何にも記載がないんですよ。やっぱり国道沿道地域、これ広い優良農地だと思うんですけど、この開発予定地になっていきますけども、地権者のいろいろな思いとかそういった御意見とかというのがあるというのは伺ってるんですけど、こういった地域についてもどうやって農業を守っていくとか、その景観を守っていくのか、そういった観点でも進めていただきたいなと思います。

日本の農業の状況なんですけども、2000年からこの二十数年で全国の農業従事者というのは240万人から116万人に減りました。農地面積については483万ヘクタールから430万ヘクタールに減少、米農家については75万戸から53万戸ほどに減少してると、20年後にはさらに米農家30万戸まで減少すると言われてます。農業では生活ができないということでどんどん減っているわけですね。そういった状況から、やっぱり農家とか新規就農者、これ具体的な十分な支援、これ必要だと思うんです。先ほどいろいろな支援を市としてもやられてるということだったんですけども、さらにその農家について、これはしっかりと具体的な支援やっていく必要が私あると思うんで、農業については、これ日本全体の問題ということになりますけども、まずは取手市でできることからプッシュしていこうということで、私は農家を応援するたびに、行政が取手農業に対して付加価値、そういったことをつけてあげたらどうかということで、ちょっと2つ提案したいなと思っております。

まず、藤代地域については、以前に「宝米」でしたっけ、何かそういうことでブランディングをしようという動きがあったというのはちょっと聞いております。優良農地でお米もおいしいと私聞いております。そこで、例えばですけども、慣行栽培を行っている農家で取れるお米について、取手市独自の品質を保証した、こういった認証とか行って取手産のお米をブランド化する。で、行政がお墨つきをつけることで消費者の販売意欲向上、地産地消とか販路拡大、生産者の意欲向上、そういったものにつなげていったらどうか、これできるかどうか、この辺伺いします。

○議長（岩澤 信君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。農産品に付加価値をつけブランド化していくことは、農業者の所得向上ばかりではなく、地域のPR効果も期待されるところと考えております。取手市の耕作面積の大部分は、水稻農家——農業といった状況ではありますが、そういった中においても、施設園芸でトマトやメロンといった農産物に取り組んでいる農業者もおります。昨年、儲かる産地支援事業において、県補助を利用し、メロン栽培に関わる施設を改修した業者が現れ、現在収穫を行っていると同っております。今後、

市の特産品になっていただければと期待をしております。引き続き、水稻農家に対する各種補助金を継続していくとともに、こういった新しい農業に取り組んでいく農業者についても、どういった支援ができるのか、県やＪＡ等の関係機関と協力しながら農業者支援を行い、そうした支援の結果がブランド化に結びついていければと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○２番（本田和成君） 今メロンの話が出たんで、おとといでしたかね、中村市長のＳＮＳでイバラキングが——取手産のイバラキングが販売されましたということが出てました。私も拝見させていただきました。そこで、私が１点だけちょっと気になるのが、イバラキングが取手産で——取手産のイバラキングというのが、これ取手で生産されたものだというのがちょっとこれ分かりづらいんじゃないかなと思って、やっぱりそこをしっかりとっていただきたいなと、そのように思いました。仮にこういったブランド化が進んだ場合に、認証を受けた農家が——農家に、例えば補助金など支援とか、こういったことも今後考えていただきたいなと思います。ブランド化というとてもすごく難しいように感じると思うんですけども、実は私はずっと仕入れをやってまして、水産品なんかでいうと、かなりブランド化されたものってたくさんあるんですよ。これブランド化ってどうやってやってるかという、自分たちが勝手に言ってるんですよ、悪く言いますとね。というのはどういうことかっていうと、要するに自社でここにこだわってます、それをアピールして、これをブランド化というふうにしてるんです。つまり、どうやってこのネーミング——そのこだわりを価値として相手に伝えることができるか、ここにかかっているんですね。だからブランド化するというのは、例えば、普通の取手で取れたお米に対しても、これブランド化ということは、やり方ではできる、やれる方法があるんです。やる方法があるというか、やれるんですね。だからそういったところをやっぱりしっかり調査研究していただきたいなと思ってます。

で、農業の取組についてなんですけども、もう一つ、有機農業というところ、ここについてしっかり取り組んでいただきたいなと思ってます。2021年に農水省がみどりの食料システム戦略というので、これ有機農業を農地の25%にするということを目標に掲げております。やっぱり本市においても、この辺の国の指針に合わせて有機農業に取り組んでいったほうがいいんじゃないかなと思っておりますけども、この辺についてはどうなんでしょう、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。有機農産物とは、農水省が定めた有機ＪＡＳ法に基づいて登録認証されたものです。この基準を満たすには、播種や植付け前、2年以上、化学肥料や化学合成農薬を使用しない、であったり、周辺から使用禁止資材が飛来し流入しないような必要な措置を講ずるなど、取手市において大部分を占める中小規模の兼業農家に取り組むには、かなりハードルが高いと思われます。しかしながら、昨年度、有機農業に挑戦したいといった農業者が現れ、相談を受けた実績があります。市内で取り組む農業者がいないことから、つくば地域農業改良普及センターと調整を行い、

近隣自治体で有機農業に取り組む農業者を紹介していただき、現在はそちらにおいて、雇用就農といった形で有機農業のノウハウを学んでいるといった現状です。今後、取手市内で有機農業に取り組んでいき、営農がうまく軌道に乗っていくことを期待すると同時に、市としても積極的に協力してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） どうもありがとうございます。私は有機JASって、やっぱ取るのにハードルはあるので、しかも、有機農業を今から始めて本当にできるのって——お米が収穫できるのってやっぱり何年もかかるというのも承知しております。ただ有機農業というのは、大きな農家だとなかなかこれ難しいと思うんですね。今は小農家とか家族農、こういったところこそがまず取っかかりとして有機農業をできるんじゃないかと思います。先ほど有機JASの認証は別としてというふうに言ったんですけども、この有機米を例えばこの学校給食とかで、これスポットでいいと思います。そういったところで公共調達することができれば、こういった小農とか家族農の方を助けることにもなるんじゃないかなと思います。有機農業って、日本では体の健康のためとかというふうに思われがちなんですけども、実は有機農業を進める目的というのは環境なんですね。例えば、韓国ではオーガニック給食って進んでるんですけど、これ何て言われてるかということ、新環境給食という呼ばれ方をしてます。本市は環境に配慮する取手市気候非常事態宣言、これやって宣言してるんですけど、やっぱり環境の保全というところ、こういった観点からもしっかり有機農業も進めていく必要があるんじゃないかなと思います。

いろいろと、これ有機農業については課題、本当に大きいんですけども、これ実は小山市、有機農業が進んでます。この小山市では、2021年に出たみどりの食料システム戦略、これに合わせてできないと思うのか、進めようと思うのか、このどっちだというところで、これ市長の判断で進めよう。それから進んだんです。だからやっぱり取組をやろうと思うか思わないか、それに対してどうやって取り組んでいくのか、やれるのかということ、まず一番初めの前提のところで考えていかないと、これ進まないと思います。そういった意味で、ちょっと頑張ってやっていただきたいなと思っております。

今まで、地域ブランディングについていろんな側面から取り上げましたが、市民が住み続けるまちづくりということは、やっぱり5年後とか10年後、その取手市がどうなってるか、どういうまちにしたいのか、これを市民としっかりと共有していく、これが最も重要だと思います。それができないと、なかなか地域ブランディング、本当に取手市が好きだって言ってもらえるように、市長が言う、住み続ければ好きになる取手、このまち、やっぱりそういうふうになってほしいと思います。そのためにいろんなことをこのブランドメッセージ使ってやっていただきたいなと思います。取手市は、今回、私取り上げませんでしたけども、自然とか歴史、こういったことについても非常に魅力的な資源がたくさんあります。取手市の価値・魅力、これ市民としっかりと共有した形で市政を進めていきたいなと申し上げまして、私の一般質問を終わりにします。どうもありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、本田和成君の質問を終わります。

続いて、杉山尊宣君。

〔5 番 杉山尊宣君登壇〕

○5 番（杉山尊宣君） 創和会、杉山尊宣です。まず、今回は商工業の振興発展についてを取り上げさせていただきます。実は昨日の6月10日は、1960年、昭和35年に商工法が施行されたことを受け「商工会の日」とされており、この日は全国の青年部員が「“絆”感謝運動」と称しまして、地域貢献や福祉活動・奉仕活動を通じて、青年部と地域部員との絆を深める日となっております。一つここで紹介をさせていただきました。

それでは通告順に従い一般質問を始めさせていただきます。地域経済の活性化には、商工業の振興が不可欠です。活気に満ちあふれた魅力ある商店や商店街が増えることにより、人々が集まり、にぎわいのあるまちをつくり出すことにつながります。また、次世代を担う商工業者の育成、商業者・商店街と市民・農家などが連携した取組や、地域の資源を活用したまちづくりは、持続可能な振興発展に重要と考えます。しかしながら、昨今の少子高齢化、人口減少や人手不足、大幅な賃上げのほか、事業者の経営をめぐる環境は、経営者の高齢化、後継者不足、大幅な——失礼いたしました、原材料・エネルギーコスト等の上昇、デジタル化への対応等、急速に変化をしております。取手市においてもこうした現状を踏まえながら、創業支援や企業誘致に取り組み、新たな雇用の創出を図り、起業家タウン取手を目指して、起業家を様々な面からバックアップをしてまいりました。また、商工会や不動産業者と連携した空き店舗活用補助金、地元産の農産物の消費拡大のために給食等に地元食材を提供する地産地消の取組や様々な産業に対する支援によって、地域活性化活力創出につなげていただいていると思います。そこでまず初めに、改めてこれまでの取組と今後の課題について、お伺いいたします。

〔5 番 杉山尊宣君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、森川和典君。

〔まちづくり振興部長 森川和典君登壇〕

○まちづくり振興部長（森川和典君） それでは、杉山議員の御質問に御答弁させていただきます。商工業の振興発展は、地域経済の活性化や雇用創出において非常に重要な役割を果たしていると考えております。本市における商工業の発展を促進するための取組といたしまして、まず、中小企業者や小規模事業者が事業拡大や新規事業への立ち上げに必要な資金を調達するための融資あっ旋制度があり、事業者が低利で資金を調達できることで事業の安定や成長につながるものとなります。また、市内商店会の活性化事業としては、地域住民の日常生活に密着した暮らしの広場として魅力ある商店街づくりのための事業を行う商店会等に対して、活性化補助を実施しているところでございます。さらに、市内特産品や名産品の販路拡大の施策については、地域経済の活性化に寄与するものと考えており、具体的な事例として、商工会と連携を図りながら、市内約20店舗の特産品を取り扱うとりで本舗の商品を都内にある茨城県のアンテナショップ、イバラキセンスで販売することを通じて、特産品の魅力を広く発信し、消費者との接点を増やす取組を行っております。市内の特産品・物産品の魅力をより多くの方に知ってもらい、多くの方に足を運んでいただくために、市外・県外のイベントにも積極的に参加をしまして、観光パンフ

レット「るるぶ 取手」なども活用しながら誘客促進を図っているところです。今後も引き続き商工会や商店会等との連携等を図りながら、取手市の特産品・名産品の販路拡大を進め、地域資源を最大限に活用しながら、さらなる商工業の発展に努めてまいります。

〔まちづくり振興部長 森川和典君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。それでは、次の要旨に移ります。これまでの取組や成果・課題などを説明いただきまして、ありがとうございました。そして平成24年には、取手市の産業振興に関わる基本戦略となる取手市産業振興戦略プランを策定し、商業の活性化、地域経済の発展を見据えた計画が進められてきたと思います。現在は新たなプランを計画予定であると思いますが、新たなプラン——新たな産業振興戦略プランの進捗の状況をお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部次長、海老原輝夫君。

○まちづくり振興部次長（海老原輝夫君） お答えさせていただきます。産業振興戦略プランについてですが、産業振興戦略プランは、市の状況を踏まえ、実効的な施策を計画的に実行し、取手市全体の商業の活性化を図ることを基本戦略として策定されております。これまで取り組んできた施策のうちの一つに、産業活動支援制度があり、これは市内に事業所を新設または増設する企業に対し奨励措置を講ずることで、産業の振興や雇用機会の拡大を図るものでございます。この制度を活用いたしまして、大企業・中小企業合わせて10社以上の企業が施設の新設・増設を行ったことで、市内での新たな雇用を伴う経済活動が創出され、地域経済の発展及び生活環境の向上につながったものと考えております。現状では、産業振興戦略プランの策定からしばらく経過しておりまして、生活環境・社会情勢が変化してございます。その中で、市内の産業分野においても活性化に向けた新たな施策が求められていると感じております。現在、市内に本社・本店のある法人及び個人事業主の方に、産業振興に関する市内事業者アンケートのほうを送付させていただきまして、事業者の抱える問題やニーズについて伺う取組を行っております。今後、アンケートの集計状況などを分析しながら、中小企業・小規模事業者の振興計画、また産業振興戦略プランの策定に向けた取組について取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。今、策定に向けた取組を進めていくということをお伺いいたしました。そして今後、審議会なども構成されると思います。今後組織される審議会の構成メンバーはどのような観点から選出される予定なのか、お聞かせください。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部次長、海老原輝夫君。

○まちづくり振興部次長（海老原輝夫君） お答えさせていただきます。審議会のほうの委員の方につきましては、取手市商工振興審議会条例、こちらがございまして、その中で市の商工業者、市議会の議員、学識経験者の方などにより、委員15人以内をもって商工振興審議会を組織するという形になっております。委嘱させていただく方につきましては、関係機関また商工会、市内事業者の方々に御意見をお伺いしながら調整を図ってまいりた

いと考えております。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。よく分かりました。次に、今後の産業振興戦略プランの見直しがあると思うんですけども、特に重視すべき点や市民の意見等も取り入れていく予定なのか。アンケート結果を——先ほどありましたけども、アンケート結果を基にどのような取組を進めていくのか、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部次長、海老原輝夫君。

○まちづくり振興部次長（海老原輝夫君） お答えさせていただきます。先ほど申し上げました取手市産業振興に関する市内事業者アンケート、こちらを実施しているところなんですけど、その内容につきましては、デジタル技術の活用、設備の投資、事業承継などにつきまして幅広くお伺いしているところでございます。事業者の皆様が抱える問題やニーズ、こちらのほうをなるべく細かく拾えるようなアンケートとしております。今後、アンケート結果を集計・分析し、そのデータを基に施策の柱立て、重点分野の選定に活用したいと考えております。多様な規模や業種の事業者の方から広く意見を収集することで、実態を把握し、多角的な視点を取り入れた施策の策定につなげてまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。ただいま御答弁いただいたとおり、これまでの産業振興戦略プランでは、企業の新設や増設を支援する制度を通じて新たな雇用を生み出し、地域経済の発展につなげていただいたものと思います。しかし一方で、策定から時間が経過し、社会や経済の構造も大きく変化する中で、今後は中小企業や小規模事業者へのきめ細やかな支援、デジタル化、事業承継といった新たな課題への対応が求められると思います。現在実施中の事業者アンケートを通じて、現場の声を丁寧に拾い上げていただいて、必要に応じ、市民や関係者の意見も反映できるよう、地域一体となったプランづくりに期待をしております。また、審議会の構成に当たっては、幅広く多様な立場の声が適切に反映されるよう、公平で透明性のある人選をお願いしたいと思っております。次期プランがこれまでの成果と課題をしっかりと踏まえ、時代に即した新しいプランとなるよう期待をしております。

それでは、次の質問に移ります。特産品・名産品の開発、掘り起こしということです。プランの中にもありますが、特産品や名産品の開発や掘り起こしについて、現在取り組んでいることや今後のお考えをお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 産業振興課副参事、岡田 崇君。

○産業振興課副参事（岡田 崇君） それでは、お答えさせていただきます。特産品や名産品については、全国においても多くの自治体がその地域の特産品や名産品の魅力を発信することで、地域経済の活性化や観光誘客を図っております。市の観光協会におきましても商工会と連携し、各地で行われるイベント等で積極的なPR活動を行っているところでございます。先月も都内にある茨城のアンテナショップ、イバラキセンスにおいて実施された取手市特産品フェアで、取手の特産品や名産品、約30品目の販売を行ってまいりました。また、ほかにも守谷市や常総市で開かれた春のイベントにも参加してまいりました。

同じようなイベントでも継続して参加しPRを続けることで、取手市の物産品販売に足を運んでいただき、繰り返し購入していただける方も増えていると感じております。特産品や名産品とは、より多くの人に知ってもらい、お試しいただくことで、知名度や認知度が上がると考えております。引き続き多くの場所で多くの人へPRを進めていきたいと思っております。

特産品や名産品の開発の面におきましては、昨年10月に県主催の行われたイベントになりますが、県内市町村から地元を代表する新たな御当地グルメの誕生を目指したシン・いばらきメシ総選挙2024が開催されました。本市からも2店舗が参加いただき、オリジナルティーのある新規グルメを出品いたしました。その後も、シン・いばらきメシは水戸の偕楽園の梅まつりやつくば市・牛久市で再集結イベントが開催されております。市内参加店舗に、引き続き御参加の御協力をいただいているところでございます。令和8年度秋にも次回の開催が予定されているため、このような県主催のイベントとも連携した市独自のイベントを開催して、商工会や飲食店事業者の方の御意見を伺いながら調整を図っていききたいと思います。以上です。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） 御答弁ありがとうございます。市としてイバラキセンスでの取手フェアをはじめ、県内外の各種イベントへの継続的な出展ですとか、紹介ありましたシン・いばらきメシ総選挙への参加を通じて、取手の特産品・名産品の魅力を継続的に発信していただいているということでございます。今後も繰り返しPRしていくことでリピーターを増やしていただいて、地域経済の循環につなげていってほしいと思います。

次に、今後の市内特産品・名産品のPRについては、取手市のみの物産や飲食店を一堂に会したイベントの開催や、先ほどお話にありましたシン・いばらきメシ総選挙の予選というようなイベントについても、Match（マッチ）とりででも行ってるビジネスコンテストみたいな形で、生産者の苦労や思いが伝わるようなプレゼンを踏まえたコンテストなども、多くの市民の方を巻き込んで開催するのも面白いのではと思いますが、そちらについてはいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 産業振興課副参事、岡田 崇君。

○産業振興課副参事（岡田 崇君） お答えいたします。シン・いばらきメシのメニューのルールには、茨城県産の原材料を使用することなどが定められております。地産地消の推進や茨城のおいしい食材を対外的にPRするといった付加価値がつけられている状況でございます。今後も市において、杉山議員がおっしゃるようなイベントを計画する際には、取手市ではどのようなルールを定めて、どのような付加価値をつけてイベントが実施できるのかを、商工会や飲食店事業者の方と——方などからの御意見を伺いながら検討していきたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。先ほど本田議員の質問に認証制度ということもありましたんで、その辺も絡めていただきながらやっていくのもいいのかなというふうに思いました。また、現在あるものを利活用するという点では、とりで産業まつりの

中にコンセプトコーナーみたいなものを設けて、そこに取手市の飲食店などを集めて出入口でアンケートを実施するというようなやり方も有効かもしれません。食を通じたコンテスト形式のイベントは、市民の誇りや郷土愛を育むとともに、観光誘客や商業活性化にもつながる有効な施策だと考えます。特に市民や事業協力者・商工会や地域団体をどのように巻き込むかが重要であると考えております。市民・事業者・学生なども一体となって地域を盛り上げる市民参加型の仕組みとして、今後の地域経済循環につながる具体的な案として、他自治体の成功事例を踏まえながら御検討いただきたいと思います。

それでは、次の要旨に移ります。次に、とりで本舗の役割・課題を聞いていきたいと思えます。とりで本舗は現在、産業振興 I C T 推進事業という名称で、ホームページなどを活用した物産のネット販売による販路拡大、及び市物産品の詰め合わせなどによる取手ブランドの発信を通じて、市内産業の活性化が図れるよう、商工会と連携して平成 25 年から開始している事業であると認識をしております。まずは、とりで本舗の役割・課題を改めてお聞かせください。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部次長、海老原輝夫君。

○まちづくり振興部次長（海老原輝夫君） お答えさせていただきます。とりで本舗は取手商工会が運営する登録のある取手市内の商店また企業の方々の商品を、全国どこからでも手軽に購入することができるオンラインショップとなっております。とりで本舗は市内の商店や企業を新たな顧客につなげ地域経済の活性化を図ること、市の物産品の魅力を市外に向けて発信する役割を担っております。また、インターネット販売のほかにも、イベント等での物産品販売に参加しており、先ほどもお答えしたところでございますが、イバラキセンスにおける市の物産品販売においても出展をしているところでございます。課題といたしましては、オンラインショップにおける認知度向上、また集客力の強化が挙げられると思います。今後、インターネット上で多くのお客様に選んでいただける仕組みの構築に向けて、商工会と連携し、市内の事業者の方々が利用しやすい環境整備に努めてまいりたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5 番（杉山尊宣君） ありがとうございます。ただいまの御答弁で、オンラインショップにおける認知度向上や集客力強化が課題であるとありました。オンラインショップで売上げを伸ばすには、私は信頼性・利便性・訴求力・集客力の 4 つが大きく重要であると考えております。具体的には、商品の写真や説明をより分かりやすく充実させること、利用者の声である商品レビューの追加、新たな事業者の発掘による商品ラインナップの拡充、購入手続の簡素化や決済方法の多様化、スマートフォン対応の強化などが挙げられます。あわせて、S E O 対策や S N S 広告の活用によりサイトへの流入経路を増やして、アクセス数を伸ばす工夫も必要だと考えます。こうした取組を総合的に行うことで、オンラインショップの魅力が高まり、売上げ向上につながり、ひいてはふるさと納税にもつながります。まず 1 点目、ホームページのリニューアルについて。商工会と連携にしては——なると思いますが、何かお考えはありますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部次長、海老原輝夫君。

○まちづくり振興部次長（海老原輝夫君） お答えさせていただきます。ホームページに求められるものとしたしましては、今の議員に御提示いただいた要件など、そちらが利用される方が使いやすさとして受け入れられ、サービス内容や商品情報など利用される方に役立つ情報を分かりやすく提供することにつながると考えております。商工会とは、ホームページについて利用される方が気持ちよくサイトを閲覧できるように、現状についての考え方を共有して改善を図ってまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） こちらについてはぜひ商工会と連携して進めていってほしいと思います。

次に2点目、現状のとりで本舗運営体制は、商工会の職員の手だけでは少し足りないのではと考えております。とりで本舗でふるさと納税の返礼品の受注、梱包から発送までも担っていると話を伺っております。市として、もう少しバックアップ体制の強化などを検討をしていただきたいと考えておりますが、そちらについてはいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部次長、海老原輝夫君。

○まちづくり振興部次長（海老原輝夫君） お答えいたします。商工会とは、地域商工業の活性化に貢献するために、日頃より連携・協調して事業を推進しているところでございます。商工業者の発展に向けた活動、また経営支援に共に取り組む中で、必要になるところにつきましては協議を図ってまいりたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。新たな市政の下、産業振興に関する様々な施策にも新たな挑戦が求められる中で、事業の見直し、運営体制の見直し、スクラップ・アンド・ビルドの視点も必要であるとも考えております。とりで本舗は市内商店や企業と新たな顧客とのつながりを創出し、地域経済の活性化を図るとともに、市の物産品の魅力を市外に発信するという重要な役割を担っている、まさに唯一無二とも言える事業だと考えております。ぜひ今後、商工会との連携を深め、市の物産品の魅力を共に発信・創出していくために御尽力いただくことをお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。次に、アンテナショップの新設についてお聞きしていきたいと思います。地域経済の活性化や観光振興の観点から、地域の物産品や文化を発信する拠点として、アンテナショップの役割がとても重要であると思いますが、本市としてアンテナショップの新設についてどのようにお考えでしょうか。また、その実現に向けた課題や支援の在り方について、現時点での御認識をお聞かせください。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部次長、海老原輝夫君。

○まちづくり振興部次長（海老原輝夫君） お答えさせていただきます。アンテナショップ新設に関する取組についてですが、地域経済の活性化や観光振興が求められる中で、地域の特産品や文化を広く発信し、観光客や地元住民に対して地域の魅力を伝える有効な手段になると考えております。アンテナショップにおきましては、主に地域の特産品・サービスを取り扱っており、消費者が地元の生産者や事業者と直接つながる機会を提供することができるツールであることを生かし、地域経済の活性化を促すことができるものと考え

ております。一方で、アンテナショップの新設に当たりましては、設置場所の選定ですとか運営資金、収益性の確保などが課題になってくると認識をしているところでございます。また、持続可能性の確保といたしまして、地域の特産品や製品を扱うための安定した供給や、販売量が安定しないときのことも視野に入れた収益モデルの明確化が求められることで、十分な調査と検討が必要になってまいります。今後、他自治体の事例なども参考にしながら、アンテナショップ設置に関しては調査をしてまいりたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。ちなみに、近隣自治体の状況を見ますと、運営体制は様々ですが、土浦市・牛久市・龍ヶ崎市・守谷市には駅前にアンテナショップが存在します。アンテナショップの運営における収益性を高めるためには、オンライン販売や定期的なイベントを積極的に組み合わせた戦略を導入するとともに、飲食もできることが集客には効果的だと思われます。オンラインショップと連携することは、地域外からの集客を増やし安定的な収益確保につなげることができると考えることから、とりで本舗のリニューアルも含めて、ネットとリアル店舗の融合に取り組んでいく必要もあると思います。そこで、広く周知していくという点や集客性においては、やはり駅前に置くのが大前提と考えますが、検討の余地があるのかお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部次長、海老原輝夫君。

○まちづくり振興部次長（海老原輝夫君） お答えいたします。今、議員のほうからお話いただきましたアンテナショップの駅前への設置についてですが、人通りが多い場所への設置をすることで、認知度向上、また来訪者の増加につながりやすいなどの有効性があると思います。検討の余地があるかとの御質問になりますが、先ほども申し上げさせていただきましたが、アンテナショップの新設に当たりましては、設置場所の選定、運営資金、収益性の確保なども検討課題になると思いますので、まずは課題となる事項について調査研究をさせていただきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。集客に成功している多くのショップが、物販や飲食、観光案内を併設して、市の魅力を総合的に発信している複合型のアンテナショップであるようです。そこで、取手市には麒麟ビールもあります、有名な地酒銘柄も存在します。また、認知度の高い奈良漬や漬物、つまみになるような名産も多数存在しますので、それらをつまみに、ちょい飲みもできるようなコンセプトのアンテナショップも有効と考えますが、一つ提案です。いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部次長、海老原輝夫君。

○まちづくり振興部次長（海老原輝夫君） お答えいたします。アンテナショップにおきまして、市の特産品や名産品を直接販売・紹介する場として市の魅力を市内外に伝えることは、さらなる認知度の向上、市内商工業の発展にも寄与するものと考えております。他市の状況を見ますと、近隣自治体にある店舗の物産品なども広く取り扱うことで、誘客促進を図っているという事例もございまして、コンセプトの設定という点では様々な取組がされているところでございます。アンテナショップのコンセプトの設定につきましては、

事業者の皆様の御意見を伺うことや、来訪者への調査などが必要になってまいりますし、この点におきましては他自治体の成功事例なども参考に研究していきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。前向きに検討いただければと思います。全てを一度に取り入れるのは難しいかもしれませんが、多機能な店舗機能の整備、地域への愛着を持つスタッフの配置ですとか、積極的なイベント開催や情報発信、そして共同運営体制の導入などを段階的にでも取り入れていくことで、持続可能な運営体制の構築が可能になると考えております。本市は茨城の玄関口とも称されております。人々を心地よく迎え、そして送り出す場として、駅前に市の魅力を効果的に発信する拠点の設置を御検討いただけますと幸いです。また、今計画してるA街区の複合施設の中への出店でも面白いかもしれません。以上、商工業の振興発展について、これまでの取組や成果、そして今後の課題と展望についてお伺いをさせていただきました。

商工業の振興は単に経済の活性化にとどまらず、地域の雇用を支え、人と人とのつながりを育み、まちの活力を生み出す根幹であると考えます。取手市においても起業家タウンとりでを掲げ、創業支援や企業誘致に積極的に取り組んできた姿勢は、将来に向けた土台づくりとして大きな意味を持っておりますが、一方で人口減少や物価高、人手不足といった構造的な課題、そしてデジタル対応や後継者問題といった個別課題は、今後ますます深刻さを増すことが予想されます。これらに対応していくためには、官民の連携を一層強化し、柔軟かつ実効性のある支援策が求められると思います。現在、策定中の産業振興戦略プランについても、市民や事業者・専門家の声を丁寧に聴いて、現場の実態を反映させた実行力のある計画となるよう、強く期待をしております。特に、今回取り上げました地域資源を最大限に活用した地産地消や特産品開発、販路拡大による地域ブランド力の向上には、まだまだ大きな可能性があると思います。そして様々な波及効果を生む推進力となっていくと思います。そして、とりで本舗のオンラインショップについても、ICTの進化に対応した時代に合った抜本的なリニューアルが必要だと考えております。消費者目線での利便性向上、信頼性の強化、SNSなどを通じた訴求力の強化により、こちらもちろんふるさと納税にもつながる問題でありますので、駅前のアンテナショップとの連携もあわせて御検討いただきまして、市内事業者の販路拡大と収益向上につなげていってほしいと思います。今後も商工業者・市民・行政が一体となり、取手の未来を切り開いていくために、引き続き知恵と力を絞っていただくことをお願いをし、私自身も引き続き、商工業の発展に取り組んでいくことを申し上げまして、こちらの質問を終わらせていただきます。御答弁ありがとうございます。

続いての質問に移ります。近年、社会全体で行政のデジタル化が急速に進展しており、それに伴って、戸籍や住民情報の管理の在り方についても、より正確かつ効率的な運用が求められるようになってまいりました。そのような中、令和5年6月に成立した戸籍法の一部改正を含む関係法律の改正により、戸籍に氏名の振り仮名を記載する制度が新たに導入されました。この法改正は、個人の識別や行政サービスの円滑な提供に資するものとし

て注目されている一方で、実務上の課題や市民への周知の在り方など、幾つかの懸念点も想定されます。そこで、この戸籍への振り仮名の記載制度に関し、その制度趣旨や概要、そして今後の運用方針等について何点か確認をさせていただきたく御質問させていただきます。まず初めに、制度の概要についてお聞きします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、答弁いたします。戸籍の振り仮名記載については、戸籍法の一部改正を含む行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和5年6月9日に公布され、改正後の戸籍法が令和7年5月26日に施行されました。施行日以降は、順次、戸籍に氏名の振り仮名が記載されることになります。今まで戸籍の氏名は漢字等で記載をされており、振り仮名のような読み方としての概念はございませんでした。また、住民票の写し等に記載されている振り仮名は、出生届等の届出や申請書の氏名に読み方として記載していただいたものを、住民基本台帳事務で処理する上で便宜上、使用していたものでございます。改正後の戸籍法では、戸籍に振り仮名が追加記載されるため、取手市に本籍を置いている方へ、戸籍単位で、御自身の振り仮名に間違いがないかを確認するために通知を発送するものでございます。以上です。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。今回の法改正により、戸籍における市民氏名の読み仮名が正式に記載事項として加わることとなり、行政手続の正確性や利便性が一層高まるのではと考えております。

次に、この戸籍に振り仮名が記載されることによって、市民にはどのようなメリットがあるのか、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 市民課長、安田徹也君。

○市民課長（安田徹也君） 杉山議員の御質問に御答弁いたします。メリットとしては、本人確認情報としての正確な氏名を保障することができるため、行政サービスの利用時や公的機関での手続においても迅速かつ正確な対応が可能になり、誤読や誤記といったリスクを軽減することになります。現在、行政機関が保有している氏名情報の多くは漢字で表記されており、特に戸籍は、様々な字体が使用されているため、検索に時間を要していたところです。戸籍の氏名に振り仮名が記載されることで、検索に要する時間の短縮や検索による誤認を防ぐことができ、振り仮名をデータベースとすることで、行政デジタル化推進の基盤整備促進にもつながります。また、金融機関では、漢字の氏名に加えて、読み方として振り仮名が使用していますが、振り仮名を公称することによって、別人を装った先達行為、そういうものも防止することができます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。今は多くは漢字で表記されているという

ことです。今、私の名前出ておりますけども、杉山尊宣となっておりますが、大体、名刺を渡すと、「何て読むんですか」と言われます。多分、結構時間がかかってたのではないかなというふうに思いますが。氏名に振り仮名が記載されることで、本人確認の正確性が高まり、行政手続や各種サービスの円滑化が図られるという点は大変意義深いものと受け止めております。また、戸籍に様々な漢字の字体が存在することによる検索や照合の困難さが、振り仮名の導入によって改善されて、行政業務の効率化や誤認防止につながる点も、デジタル化時代における重要な進展になると感じております。さらに、振り仮名の公称が、今ご紹介ありましたが金融機関等におけるなりすまし防止にもつながることは、市民の安心安全の観点からも大きな効果があると考えます。そこで次に、戸籍への振り仮名の記載に関して、市としてどのように進めていくのか、市民への周知方法についても伺いたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 市民課長、安田徹也君。

○市民課長（安田徹也君） お答えいたします。取手市に本籍を置いてる方へ、戸籍単位で自身の振り仮名に間違いがないかを確認するための通知を発送します。発送時期については、法施行日から3か月以内に発送することになっておりますので、近隣市町村での発送状況、それと対応等、先行事例を参考にした上で、取手市では8月中旬に発送を予定しております。周知につきましては、現在ホームページでも周知しておりますが、全国的な事業となりますので、政府による広報、あと市の広報紙、そういうもので周知いたします。通知書が届いた際になるんですけれども、内容をまずは確認していただきたいというところと、誤りがある場合は、マイナポータルでのオンライン手続、そういうものもありますので、市民窓口や郵送の手続、そういうものも併せてお願いしたいと思います。オンライン手続については、マイナンバーカード、それとスマートフォンが必要になりますが、市役所に出向くことなく御自宅から手続ができます。積極的に利用していただきたいと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。通知書の発送時期や手続方法について具体的に示していただきまして、市として着実に準備を進められていることが確認できました。ちなみに、取手市においては、8月中旬に発送を予定しているようです。マイナポータルを活用したオンライン手続の促進は、市民の利便性向上に資するものであり、今後のデジタル行政の推進にもつながる重要な取組だと受け止めております。

最後に質問です。郵送された通知書を確認する上で注意点などはございますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 市民課長、安田徹也君。

○市民課長（安田徹也君） お答えいたします。通知書に記載した振り仮名が正しい場合、それについては届出の必要はありません。届けをしなくても、令和8年、来年の5月26日以降に通知書に記載された振り仮名が戸籍に記載されます。住民票やマイナンバーカードにも、そのあと順次記載されるようになります。また、振り仮名が正しい場合でも、早急に振り仮名記載の戸籍証明とか住民票の写しを取得したい場合は、届出することも可能になっております。それと、通知書に記載した振り仮名に誤りがある場合、これは必ず届

出していただきたいです。届出がない場合は、来年、令和8年5月26日以降に誤った振り仮名が戸籍に記載されます。氏名の振り仮名については、届出は1度だけすることができんですけど、そのあと複数回届出することはできませんので、令和8年5月26日以降に氏名の振り仮名を変更する場合は、家庭裁判所の許可が必要になります。その点も御注意いただければと思います。

あと、記載している氏名の振り仮名の注意点として、1例を申し上げますと、御自身の正しい振り仮名に小さな文字で「ゃ」とか「ゅ」「ょ」「っ」といった吃音、そういったものがある場合、通知書には、大文字で大きな「や」とか、大きな「つ」という形で記載されてる場合は、正しい振り仮名で届出を必ずお願いします。また、このような全国的な事業では、振り仮名の届出に便乗する詐欺が発生します。届出に際しては手数料は全くかかりません。また罰則もありません。そういったことを御注意いただければなと思います。市としても、戸籍への振り仮名記載は重要なことと認識しておりますので、振り仮名の届出——届出の受付に際しては臨時交付場所を設置しております。そういうものに対応して御理解いただけるように、問合せ手続の案内にもずっと対応させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。大変詳しくありがとうございます。届出に乗じた詐欺が今想定されるということでしたので、市からの案内と併せて、必要に応じて警察や民生委員や自治会との連携等、注意喚起に努めていただければと思います。今回の戸籍法改正により氏名の振り仮名が戸籍に正式に記載されることになったのは、今後ますますデジタル化が進む中、本人確認の精度が高まることで、市民の皆さんにとっても行政手続がよりスムーズに安心して受けられる環境が整っていくものと期待をしております。また、漢字の読み方の違いや字体の多様性といった、これまでの課題が今後改善されることで、職員の皆様の業務の効率化にもつながっていくと思います。一方で、市民の皆さんが混乱なく対応できるよう、丁寧な情報発信が何よりも大切だと考えます。通知書の内容や手続方法については、市民誰にでも分かりやすく伝わる形で案内されることをぜひお願いいたします。市としても窓口対応やオンライン手続の充実など、多様な手段を通じて、市民に寄り添った運用を進めていただけるようお願いを申し上げまして、私の今回の一般質問を終わりとさせていただきます。御答弁ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、杉山尊宣君の質問を終わります。

15時10分まで休憩いたします。

午後 2時53分休憩

午後 3時10分開議

○議長（岩澤 信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

関川 翔君から、育児のため早退いたしました。

一般質問を続けます。

続いて、佐野太一君。

〔6番 佐野太一君登壇〕

○6番（佐野太一君） 佐野太一です。よろしくお願いいたします。通告に従いまして質問をさせていただきます。アートのまち取手における小学校の現状について、アートのまち取手だからこそできるアート、美術教育についてをお話し？お伺い？させていただきます。こちらは意見交換会の後に市民の方から、「取手市はアートのまちと言っているけれども、小中学校でのアート教育や部活動に力を入れてないように思えるが、もっと地域資源や人材資源を活用して取手ならではの教育に力を入れたらいいのに、もったいない」とのお声をいただきました。そこで今回、アート関係者・保護者・小学生・中学生など多くの方からお話をお聴きして、同様の声を多数いただきましたので質問させていただくことといたしました。御協力くださいました皆様、ありがとうございました。まず、このようなお声をいただいたことを踏まえまして、アートのまち取手だからこそできるアート教育について、市はどのように捉えていますでしょうか、お聞きいたします。

〔6番 佐野太一君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） それでは私のほうから、アートのまち取手だからこそというところで、まず藝大との連携協定をもとに藝大生の派遣事業についてお話をさせていただきます。東京藝大に取手校地が設置されまして藝大と連携協定を結んだことを契機といたしまして、藝大生が市内の小中学校に出向きまして、小学校については美術指導、中学校においては吹奏楽部への音楽指導をするという文化交流の事業を、これは平成9年度から、もうかれこれ30年近くにわたって実施をしております。また、取手の駅ビル、アトレ取手にございますたいけん美じゅつ場VIVA（ビバ）、こちらには取手アートギャラリーのほかに、東京藝大の収蔵作品が見られる東京藝大オープンアーカイブというものもございまして、様々な作品が展示をされている。また鑑賞することができるというものがございます。こちらを使いまして、対話型美術鑑賞という事業をしております。この対話型鑑賞というのは、大人がやっても非常によくて、一つの同じ作品を複数人でみんなで鑑賞をして、その作品に対する感想をそれぞれが発表をして共有すると、そのことによって一つの同じ作品でもいろんな見え方がある、いろんな感じ方があるということを実感するというようなものなんですけれども、このVIVA（ビバ）に市内の子どもたち——小学生を招いてといいますか——小学生たちがそこで同じ対話型鑑賞を行うということを令和6年度には市内の小学校4校で実施をしたんですけれども、今年度、令和7年度には市立の小学校全14校に拡大をして、今年度に関しては一律に3年生に体験をしていただくということでスタートをしております。これ3年生ということでこれから毎年続けていくと、全ての小学生がいずれはこの体験を一度はするということが実現するということになります。このような東京藝大あるいは取手アートプロジェクトといった関連団体との連携によって、子どもたちに美術・芸術を体験する機会を与えるという取組を行っております。ここから先の美術教育に関しましては、教育委員会から答弁をさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、佐野議員の御質問に答弁いたします。本市は東京藝術大学との連携を深め、多くの芸術家が活動の拠点となるアートのまちとして、芸術文化の振興に力を注いでまいりました。この恵まれた環境を子どもたちの教育にも最大限に生かし、子どもたちの思考力や表現力を育む取手市ならではのアートを活用した教育を推進していくことが重要だと考えております。教育委員会では今年度、「ハートとアートで子どもたちの未来をひらく取手市の学校教育」という他市にはないキャッチフレーズを設定し、年度初めの4月3日の学校教育オンライン説明会におきまして、取手市の公立小中学校の全教職員約500名にアートを活用した教育の目的や効果を説明し、全小中学校で取り組んでいくことを周知いたしました。美術教育につきましては、教育委員会としまして美術科という教科の学習を充実させていくことはもちろんのこと、美術という教科にとどまらず、アートを活用した教育として大きく捉え、またアートのまち取手市として取手市にしかできないアートを活用した教育を推進していきたいと考えております。アートという正解のない自由な発想を創出することという特徴から、子どもたちがアートを見たり・触れたり・聞いたりして感じたこと、考えたことを自由な発想で表現し、それらを伝え合う活動を通して、子どもたちがどんなことにも自分事として考える経験を積み重ねることで、現在の予測不可能で正解のない社会の中で力強く未来を切り開いていく力を身につけていくことができることを考えております。今後もより一層、東京藝大や地域の人材との連携を深め、アートを活用した教育に取り組んでまいりたいと考えております。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） これまでいろいろお話をお聞かせいただきまして、打合せをさせていただいたりしたんですけども、多分私がこれから話しすることは、やはり教育委員会も目指すところ同じところじゃないかなというふうに理解を私はしております。その上でちょっと私からの提案も含めた話なんですけど、現在の教育現場でのアート教育というのが、今お聞きした内容も、一部異なりますけれども、イベント的な行事が多くて、年に1回とか単発的に動いていると。できれば体系的に年間を通じた教育がなされていない、こういった御意見も実はいただいているんです。カリキュラム化して体系的に組み込むか、また規定の中でカリキュラム化が難しければ、プロジェクト化とかして、年単位じゃなければ半期または四半期でも、単発的なものにならないように取り入れるということも検討していただきたいと思いますけど、体系的な取組についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 佐野議員の御質問に答弁させていただきます。現在、東京藝大や取手アートプロジェクト(TAP)と連携をし、東京藝大の学生や地域で活動するアーティストによる出前授業やワークショップなどを実施しております。また、イベント的な取組ではなく、定期的・継続的に行っている活動では、朝鑑賞という形で年間を通してアートを活用した教育を実施している学校もございます。この活動の効果としては、子どもたちが感じたこと・考えたことを自由に表現し、伝え合う経験を積み重ねていくことで、

単なる美術の学習というところにとどまらず、その他の様々な教科の学習でも自分の考えを自由に、また自信を持って表現することで、物事を主体的に自分事として考える力を育むことができると捉えております。今後このような定期的・継続的な取組を各学校で実施できるようにしていきたいと考えております。

また、佐野議員の御質問ですが、美術教育をカリキュラムに特別に位置づけて取り組むことができないかという御質問かと思えます。学校教育におきましては、学習指導要領を基に児童生徒が学校で学ぶ内容が定められており、その内容に沿って各学校の教育課程が編成されております。教育委員会としましても、このアートを活用した教育をどのように学校の教育課程に体系的・継続的に位置づけていくかということに関しましては、課題として考えているところでございます。現在、この点につきましても、東京藝大やTAPと協議を重ねているところでございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ぜひ協議のほうよろしくお願いします。実は、先日ある場所でお話を聞いたんですが、あるイベントに参加されたお子さんたちが集まる会で、そのお子さんたちの中で絵を描く機会があったそうなんですが、他市とかいろいろ多くのところから集まったお子さんの中で、ほかの市から来たお子さんはなかなか絵を描き出すことができない中で、取手から参加されたお子さんたちは、すぐに皆さんすらすらと絵を描き始めてたということで、そこにいた方が、取手はアートの取組をしているところだから、そういった取組がすごくよい影響が出てるのじゃないですかというようなお話をいただいて、少しうれしくなったんですけれども。確かに今やられている中でも、このような事例も含めてお子さんたちに影響があるということは確かに正しいことかと思えますが、またそうであれば、これに体系的に取組が加われば、さらに生徒の創造性や表現力、あと自己肯定感が向上することにもつながると言われていますし、地域のアート資源、教育現場とのつながりが密になるということも考えられます。また、取手市の教育ブランドの向上やアートのまちの実効性が強化されることも予想できると考えます。ぜひ、これからそういった部分も含めて御検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。

続いての質問に参ります。アートに関連した部活動についてです。アートに関連した部活動ですが、文化部で先日、岡口議員が吹奏楽について御質問されていまして、私からは代表的なものとしては美術部についてを中心に、アートのまち取手として、地域人材の活用という観点でどのような取組を行っていて、今後どのように展開していきたいかというお考えをお聞きしたいと思います。ぜひ、市内アーティストの方々を、私としては巻き込んで部活動に生かしていければなと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御質問に答弁させていただきます。取手市内の中学校の美術部では、地域のアートプロジェクトへの参加や、複数の中学校による合同展覧会などを開催するなど、多岐にわたる活動を行っております。また、今年度から全小学校で実施される対話型アート鑑賞ツアーですが、既に美術部として実施している中学校もございます。さらに、休日を利用して東京藝大が主催するイベントに参加したり、たいけん美じゅつ場

VIVA（ビバ）の工作室をお借りして制作をするといった活動にも取り組んでございます。このような活動を通して専門家の方から直接指導を受けることで、芸術への理解を深めるとともに、さらなる技術力の向上へとつなげ、生徒たちのニーズに応えていきたいと考えております。今後も中学校の文化部の活動に関しましても、より一層、東京藝大やTAP、地域のアーティストなどの地域人材との連携を深め、取手市のアートのまちとしての特色を最大限に生かして、生徒たちの成長を支えていきたいと考えております。また、今後の部活動の地域移行、地域展開を踏まえて、関係部署や地域の団体などと連携し、地域の環境や人材の活用を進めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 現在、取手が持つアートのポテンシャルというんでしょうか——はすさまじいものがあると私は思っています。学校教育現場における美術活動の現実には、明確なギャップが今は何かまだあるのかなというふうに感じております。しかし、市の文化政策といいますか、アート政策と学校教育を橋渡しするような制度を設計すれば、アートのまちにふさわしい教育環境が十分に実現可能じゃないかなというふうに私は想像しております。ぜひとも、アートのまち取手のアート教育を今後とも進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。こちらの質問は以上です。

続きまして、アートに関連した部活動の地域移行についてです。こちらも岡口議員が先日ご質問されておりましたので、私は——そのときは吹奏楽ということがメインだったと思うんですが、私はアート系としまして美術部をこちらを中心に聞きしたいと思えます。まず、アートに関連した部活動の地域移行が今現在進んでいないという点について、一番の要因などをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岩澤 信君） スポーツ振興課長、稲村忠弘君。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘君） 佐野議員の御質問にお答えいたします。議員ご存じのとおり、部活動の地域移行は、令和5年度からモデル事業として運動部を中心に展開してまいりました。その間、様々な運動部及び文化部の部活動の地域移行について、学校や顧問の先生と協議を進めてきたところでございます。さきの岡口議員の一般質問でも答弁させていただきましたが、今年度から取手二中と藤代南中の吹奏楽部でスタートしたところです。この展開は近隣自治体においても先行した取組と言えるものです。また、美術部の活動は主に平日が中心となっております。休日につきましては基本的に活動していないものと確認をしております。しかしながら文化部の地域移行につきましても、当初より学校や市内文化団体などと協議を進めているところでございます。教育委員会といたしましても、まずは休日の移行をしっかりと展開し、その中で運動部及び文化部の課題を整理し、次の目標であります平日の移行につなげていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。保護者の方からとかお話を聞きしますと、現在土日に活動していないということも要因の一つということだったんですけども、その要因を、これあまり——理由の中の一つではあると思いますが、ニーズが別にないわ

けではない。保護者の方からのお話や実際生徒さんからのお話でも、そういったことをお聞きしています。むしろ土日じっくり創作活動を行えるならやりたいという潜在的なニーズがあったり、地域移行によって土日の活動の新たな可能性が広がるんじゃないかというようなお声もいただいているので、この辺は多様なニーズ、お考えあると思いますけれども、ぜひ、土日活動ない、イコール移行はちょっと遅れてしまうというような発想ではなくて、例えばほかの文化部系の部活動にもこれって大きく影響してくるところだと思いますので、この辺を逃さず取り組んでいただきたいということをお願いしたいと思います。それでは、アートに関連した部活動、地域移行の今後の計画についてお聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） スポーツ振興課副参事、野口勝彦君。

○スポーツ振興課副参事（野口勝彦君） お答えさせていただきます。今後の展開について、美術部につきましては、先日、市内在住、美術分野で活発な活動を展開している方と意見公開を協議したところです。そのような中で、まず、今年度、中学生に興味を持っていただけるようなワークショップ等のイベント開催について準備を進めているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ワークショップ、非常にいいかなと思います。ぜひ部活動も、そういったワークショップなどを通じて部活動ということの枠でやっていただくというのは、こういった広がりには多分希望されてる方も多いんじゃないかと思います。一番の問題は、やはり本来の地域移行というのは、存在している地域での活動の中に中学生が入って行ってそこで活動をするということが原則でしたので、やはり人材の確保——指導者の確保というのが一番問題になってくると思いますが、その辺、人材の確保——特に美術系の方々の確保についてなど、もしあればお話をちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（岩澤 信君） スポーツ振興課長、稲村忠弘君。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘君） お答えさせていただきます。指導者の人材確保につきましては、現在、地域クラブの指導者は兼職兼業の手続を経た教員が主になっております。そのような中、今年度におきましては吹奏楽部が2クラブ実施することができるようになりました。取手交響吹奏楽団の方に指導者になっていただきました。このような地域の人材の協力を得られたことは、一つの大きな進歩と捉えております。さらに運動部の指導者の確保につきましても、スポーツ協会やスポーツ少年団に働きかけを行っております。これらの団体と連携を強化し、地域クラブの活動を円滑に進めていきたいと目指しております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 吹奏楽やスポーツのお話がちょっと中心だったかなと思うんですけども、美術系のお話、もし具体的にあればと思ったんですが。ちょっとそこで心配なのが、今現在、教員の方が顧問をやっていて、その方が地域移行でもやはりやってらっしゃるところですね。その辺の働き方というものを、今後ちょっと考えていただくといいということも今後課題になるのかなということを思っておりますので、お伝えいたしまして、この質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、取手駅周辺のまちづくりについて。西口再開発事業における事業不参加の地権者との今後ですが、現在、再開発事業不参加の地権者との情報交換はどうされているのか、気になることがあります。意思疎通ができていないと、景観などエリアマネジメントを行う上で——それはないと思いますが、万が一統一感のない建築物ができるなどということが起こっても、市は基本的には関与できないということになると思います。事業に不参加しているとはいえ、まちづくりという考え方からは、不参加の地権者の協力は絶対に欠かせないものとなっています。不参加の地権者の意向などは今後どう把握していくのかをお尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。再開発事業に参加しない地権者が、今後どのように土地利用していく意向なのかという点につきましては、現時点におきましては特段の情報交換などを行っている状況ではございません。しかしながら、再開発事業の施行予定区域に隣接する地権者の方々でありますので、土地利用方策によっては、再開発事業に一定の影響が及ぶ可能性も考えられることから、参加しない地権者の土地利用意向や建築物の建築計画などにつきましては、積極的な情報交換などに努めていきたいと考えております。また、建築物の用途や景観などにつきましては、法令や地区計画に違反しない限りは法的には許容されますが、同じA街区内に位置する土地ですので、街区全体で統一感のある魅力的なまちづくりが可能となるよう、参加しない地権者に対しましても、建築物を建築する場合には、必要な協議や調整などを行っていききたいと考えております。参加しない地権者につきましては、既に時間貸し駐車場として土地利用を行っている方はおられるものの、現時点において建築物の建築計画などは把握していないという状況でございますので、具体的な協議や調整などを実施していく時期や方法などにつきましては、今後、適切な時節、タイミングを見ながら判断していきたいと考えております。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 意思疎通は取れていて、今後も取っていくということで受け止めていただきました。安心いたしました。引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして、取手駅周辺のにぎわい創出です。これまでいろいろな自治体の現状や成功例を教えていただいたことにも私参加させていただいたりしたんですが、他市の成功事例には学ぶことが多く、とても勉強や参考になるのですが、失敗事例にも学ぶことが多いのではないかと考えます。その辺りの情報収集や分析はされておりますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） それでは、お答えさせていただきます。確かに昨今、建築工事コストの高騰によりまして、再開発事業の事業計画の変更や事業の中断に至った事例が新聞やテレビなどで報道されているところであり、準備組合としましても、市とし

ましても、当然にこうした事例の情報収集や分析は積極的に行っているところです。A街区における再開発事業につきましては、再開発コンサルタントやデベロッパー、ゼネコンなどが有する専門的・技術的な知見の下、取手駅前における不動産の需要や不動産の取引相場、建築工事コストの推移といった様々な要素を総合的に勘案して、施設計画案や収支計画案の立案作業を進めてきたところでございます。そのため、準備組合における事業計画などの検討作業におきましては、本市の現状や様々な状況を踏まえた上で、実現可能性が高い計画の立案を行っております。他地区における再開発事業を取り巻く状況につきましては、おのおのの地区の特性や事業計画の内容などが地区によって異なり一律ではないため、再開発事業がうまくいった事例にせよ、うまくいかなかった事例にせよ、そうした結果となった要因は一つではなく、複合的な要因が複雑に作用しあったことによるものであると考えております。市としましては、今後も準備組合とともに身の丈に合った堅実な事業計画の検討作業を進め、建築工事コストのさらなる高騰や社会経済情勢の急激な変化といった事態が生じた場合におきましては、適宜、状況変化に対応した必要な見直しや修正作業を行い、実現可能な再開発事業の検討作業を進めていくことにより、再開発事業の実現化につなげていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。申し遅れましたが、今回のこの西口開発の質問も、意見交換会の後に市民の方から多くお問合せいただいて、御意見をお伺いしたということがきっかけで質問させていただいております。皆さん、やはり期待するところは多く、少しでもいいものができてほしい、早くできてほしいという御希望の中でいろいろ心配事があると。それはどうなんだというところでお聞きされたことですので、前向きにこちらのことを捉えていただきたいと思います。

続きまして、図書館等の複合施設での駅前のにぎわい創出につながる、これに対してはちょっと不安な声もいただいておりますが、これまで執行部からは、複合施設が整備されれば駅周辺に来る方が増えてにぎわい創出に——効果につながるというお話をいただいてまいりました。これは捉え方によっては、複合公共施設ができるまでは取手駅前は何も変わらないのというちょっと疑問が出たり、また、駅前の複合施設ができて、効果でにぎわいが創出されるっていつの話なのというような不安の声も出たりしています。いつになるのか、どうなるのか分かんないななんていう声もいただいた中で、ちょっと期待してる方もだんだんテンションが下がってしまうといった声も聞こえてきますけれども、こういったことのお声を捉えて、今現在やはりストップしている状況の中で、この声どう捉えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） それでは、お答えさせていただきます。市としましては、取手駅周辺地区のにぎわい創出に関しましては、複合公共施設が完成するまでは何もしないというわけではなく、今後、再開発事業や複合公共施設整備等の推進と並行して取手駅周辺地区のにぎわいを創出できるような施策を進めていきたいと考えております。そのための手法としましては、いわゆるエリアマネジメント的な考え方に基づいたものが効

果的であると考えているところであり、こうした観点から、昨年度より研修会などを実施して理解を深めているところでございます。このように複合公共施設が完成した後にエリアマネジメント施策に着手するのではなく、まずは小さな集まりや小さな社会実験といった、できることから徐々に着手し、取手駅周辺地区の活性化方策を模索していきながら、再開発事業や複合公共施設整備と連動できるような仕組みづくりを検討していきたいと考えております。こうした観点から、複合公共施設の完成前からエリアマネジメント施策に着手することによりまして、取手駅周辺地区のまちづくりの機運を高め、徐々ににぎわいを生み出していき、これに加えて複合公共施設の完成によってさらにまちがにぎわい、活性化の推進につながる仕組みづくりが可能となるよう、市としましても様々な施策展開を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。ちょっとこの次にお聞きしようと思ったエリアマネジメントということをお説明いただいたので、このあと聞こうかなと思ったところが重複しちゃうなと思って、その次の質問に入らせていただきます。ここで、市民のお声を基に、私からの御提案も含めてちょっとさせていただきたいと思うんですが、取手駅西口に整備が予定されている図書館等複合施設は、単なる図書館機能を超えた市民の共創の拠点として、大きな期待が私は寄せられていると感じています。しかし、図書館の中で完結する活動にとどまる限り、駅前に持続的な——持続可能なにぎわいを創出するには、ちょっと限界があるんじゃないかなというふうにも考えています。例えば図書館前に屋外空間をつくり、市民が自由に使える共創スペースとして位置づけ、図書館で生まれた知と文化をまちへアウトリーチするような連携の仕組みづくりを行ったり、図書館掛けるまちづくりというような専門とする中間支援人材の配置体制なども組んでいただければなども考えています。また、大学・高校・市民団体による共創チームの常設化など、こういったことももう今から取り組めるんじゃないかなというふうにも思います。この詳細は、以前にお伺いしたときに少し執行部の方にも説明書をお渡ししたので御覧いただきたいと思います。図書館を知・文化・社会実験の出発点として、その成果をまちに展開する具体的な動線をあらかじめまちづくり戦略に組み込むべきであると私は考えています。これにより、駅前再開発が人と活動が交差する都市空間へと進化して、地域の多様な主体が主体的に関わり続けられる場というふうになるんじゃないかとも考えています。ぜひともエリアマネジメント、やはり西口開発ということではなく、東西含めてまち全体——駅を中心としたまち全体のエリアマネジメントの観点から、ぜひまちづくりを行っていただきたいと思います。この件についてはいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。様々なお考えのお話を聞かせていただきまして、非常に参考となる部分が多々あると感じました。このエリアマネジメントの進め方、そして考え方ですけれども、以前から私たちのほうも、この西口だけに特化したこととは毛頭考えてございません。エリアマネジメントをきっかけとして——西口から出発はしていくことになると思います。それを東口のほうにも広げていって、もっ

とさらには大きな円をかけるような形で、取手駅を中心としたような、このまちが活性化していくという方向を目指しているということでは、お考えは同じようなところかと思いますので、それは私たちもそのように進めていきたいと思ってます。

このエリアマネジメントの進め方ですけれども、やはり多様な方々が集まっていだいて、いろんなお考えを聴いた上で、最も望ましい施策というものを進めていくということが望ましいと思いますので、そのようなところもこの駅周辺の関係者や学校の方々、市民の団体の方々、またまちづくりに興味のあるの方々など、そのような方とまちづくりについて話し合っ、この再開発ビルのこの開発と連動していけるような形でこの仕組みづくりというのを今後進めていきたいと思っておりますので、そのような形で御理解いただければと思います。いずれにしても、まちをつくるだけではなくて、まちを運営していくということが大事だと思いますので、そのような観点を常に念頭に置きながら、今後まちづくりを進めていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。ぜひとも、今ストップしてる状態ですので、何かやってアクションを起こすという意味では、人材を含めた戦略というか、チームづくりというものも始められるんじゃないかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。この質問は終わらせていただきます。

続きまして、取手駅の東西自由通路についてです。今お話にありましたエリアマネジメントという意味では、東西自由通路、大変重要な位置づけにもなると思います。先日、山野井議員が御質問されて御答弁をいただいておりますので、私もここでは確認ということでちょっと努めさせていただきたいんですけれども、この間お話にありました東西自由通路、駅舎の橋上化も含めて検討する、J R 東日本に対しての協議の申入れも行うということでお聞きしましたが、こちらでよろしいでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） それでは、お答えさせていただきます。東西自由通路の整備や駅舎の橋上化につきましては、山野井議員の一般質問の際に答弁をさせていただいたとおり、取手駅西口A街区における市街地再開発事業や、複合公共施設の整備の状況などを勘案しながら検討していきたいと考えております。そのため、今後は再開発事業や複合公共施設整備の進捗度合いを踏まえまして、適切な時期を見計らって、J R 東日本に対して協議の申入れをしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 山野井議員の御質問のときにもおっしゃっていましたが、何よりこれは今現在、多くの市民の方が望んでるということ、これを重ねて私からもお伝えいたしましてこの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、取手の稲作を守り持続可能な農業を実現するため、についてです。今回も農業について質問させていただきます。まず初めに、現在、全国的に話題となっています、いわゆる米騒動について少し触れさせていただきます。近年、米価格の大幅な変動や需給のミスマッチ、政府の備蓄米放出、この備蓄米は古米、古々米、古々々米、そして今日は

古々々々米まで出回るというようなお話を聞いています。この米騒動と称される、全国的な農業やお米価格の混乱が続いている状況、これもやはり影響がかなり出ております。本市においても、稲作農家は地域農業の中核であります。にもかかわらず、現状では高齢化・担い手不足に加え、経済的な持続可能性すら危ぶまれております。このままでは市内の稲作農家の離農が加速し、地域農業が崩壊の危機に瀕することは明白だと思っています。そこで、市の見解をお聞きいたします。米価の高騰の現状と影響を踏まえまして、市としてこれをどのように捉え、どのように対策していくかをお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、森川和典君。

〔まちづくり振興部長 森川和典君登壇〕

○まちづくり振興部長（森川和典君） それでは、佐野議員の御質問に答弁をさせていただきます。農業は、我々の食料供給の基盤であり、国民の生活に欠かせない重要な産業です。取手市においても、農業従事者の高齢化は深刻な問題であると認識をしておるところでございます。また連日ニュースなどで報道されてます米の価格の高騰、備蓄米の放出などについての報道については、私も目にしておるところでございます。主食用米の価格の高騰が農業者の所得向上につながっていくこととなれば、生産者の持続可能な生産体制の構築の後押しになる部分もあるとは思われますが、今後の需給バランスによる価格の変動についてはどう推移していくかは、見通しが立っていない状況かと思えます。取手市は現在まで、農業者の所得の安定を目的として、耕作面積の規模にかかわらず主食用米の生産目標数量を達成してきた農業者に対しまして、10 アール当たり 2 万 2,000 円の水田農業経営転作等実施補助金を交付し、支援を行ってまいりました。しかしながら、今年度の作付については、飼料用米等の戦略作物等に取り組む予定の農業者が例年になく減少しているといったような報告を農業再生協議会より受けております。転作を行い補助金を受けるより、良い条件で主食用米が流通されていることが影響していることと考えられるところではあります。こういった予測のつかない状況ではあります。引き続き、国の農業政策の方針を注視し、今後も農業者の所得安定のための農業施策を行っていかねばならないと考えておるところです。

〔まちづくり振興部長 森川和典君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6 番（佐野太一君） 飼料米等の戦略作物に取り組む予定の農業者は例年になく減少しているとありました。関係者以外でも分かるように、もう少し詳しく御説明をいただくことはできますでしょうか。お願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。戦略作物、一般的には、主食用米以外には、麦、大豆、あと飼料用米ですね。こういったものを一般的に戦略作物と称しております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6 番（佐野太一君） 市内農家の実情などを市として現場の声を把握して、本市独自の

支援策、例えば飼料、資材、価格高騰対策、販路支援などについての検討、こういったものもぜひ進めていただきたいと思います。そこで御提案も兼ねました質問になりますが、持続可能な稲作農業の基盤づくりに向けたビジョンとして、今後市内農業をどう守るのか。どう育てていくのかという観点から、単発の補助ではなく、中長期的なビジョンと仕組みが必要と考えます。農地の大規模な集積、集約化を進めるに当たり、取手のような小規模農家が大半という実情を考えますと、もっとコンパクトな集合体での取組を行って、農業者の共同化に市として支援、仲介の体制を取ることも一つの手段だと考えます。取手の農業をいわゆる点から面に、個人から地域へと形を変えることで再生しやすくなり、共同化は稲作を守り、次世代に引き継ぐための現実的かつ有望な選択肢と私は考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。現在、市内には法人も含め、幾つかの営農組合が存在しております。一般財団法人取手市農業公社が主に稲刈り等の受託を受けた際に、その農地の周辺の営農組合に稲刈りを依頼し委託料支払っているといった現状です。また、個人からの請負も行っていると伺っております。近年、県の儲かる産地支援事業補助金の交付要件の一部として、共同体での営農が条件となっているメニューも幾つか確認しております。共同体での営農により、リスクの分散や補助金の交付が受けられるといったメリットもありますが、一方で、共同体として取り組むには、共同化を希望する個人の地理的条件や作付品目の選定など様々な課題もあると思われます。今後、農業者からの要望や相談を受けた際には、そういった部分を丁寧に説明し、納得していただいた上で共同化の推進を図り、取手市の農業振興の発展となるよう協力していきたいと考えております。また、今後行っていく予定の地域計画の見直しや農業者との会議等において、共同化によるメリットや、補助のメニューについても周知を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。共同化を支持していただけたと受け止めております。確かに課題も多いと思います。やはり共同化するに当たっては、農業者の合意形成をしっかりと行わなければいけないと思いますし、ただ個人——一農家さんをつずつ、お一人ずつ補助していくというのは大変なことです。なかなか現実的ではない。補助金制度もなかなかなかったりすると、今おっしゃられたように、共同化することによってそういったメニューも出てくるというところでは、やっぱり何かしらの取組というところでは、大規模集約という前に一部の小さい農家さんを集めてコンパクトな共同化を進めていただきたいと思います。今後、共同化によるメリットや補助メニューについても周知されていかれるということでしたが、新規就農者支援としても共同化の取組が一つの方策ではないかと考えています。新規就農者を迎え入れるための共同化内でのメリットなども必要かなと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。新規就農者を支援していくに当

たっては、事前に就農希望者と何度も聞き取り調査を行い、計画書の策定や補助メニューの紹介をつくば地域農業改良普及センターと連携しながら行っているのが現状です。就農希望者のお話を丁寧に聞いていく中で、共同化の推進も行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。これまで農家さん皆さん——農家さん個人の本当に努力の上に農業は守られてきました。そして私たちの暮らしも成り立ってきたということがあります。今農業を守るのか、見捨てるのか、これが自治体の姿勢が問われている、これが今だと私は考えています。市として国の政策を待つのではなく、地域の実情に即した攻めの農政、これにかじを切っていただくということを強くお願いいたしました。この質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、ふるさと納税についてです。ふるさと納税のお米の返礼品についてです。まず、現在出品しているお米について、登録事業者の状況や出品の現状についてお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

〔財政部長 田中英樹君登壇〕

○財政部長（田中英樹君） それでは佐野議員の御質問にお答えいたします。取手市のふるさと納税で出品しているお米について現在登録いただいている事業者は、J A茨城みなみ1社という状況でございます。種類としましては、取手市産コシヒカリ7キロ、それから15キロ、そして玄米30キロの3種類でございます。令和6年度の実績は、寄附件数で約230件、前年より——前年度より約3倍となっております。寄附金額が令和6年度600万円で、前年度と比較しますと約5倍という状況となっております。しかしながら、昨年から続く米不足と価格高騰の影響で、残念ながら、今年の2月半ば以降、米を返礼品として出すことができない状況が続いております。事業者からは、米の価格と在庫が安定しないこと、そしてできるだけ地域内での消費を優先したいことという考えの下、しばらくの間はふるさと納税での出品を見合せたいという意向を伺っております。こういった状況を鑑み、昨年度から農政課と連携して、市内の米穀農家団体などにお声かけをさせていただいており、団体の研修会に参加して、ふるさと納税返礼品事業者登録をお願いするなど、新規事業者の獲得に向けた努力を続けているところでございます。社会情勢から米価が安定しない状況は続く可能性もございますが、引き続き事業者様へのお声かけを続け、返礼品の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

〔財政部長 田中英樹君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。このような情勢の中で、お米の扱いは大変厳しく難しい状況かと思えます。現在、出品は見合わせているということですが、それでも今、お米の注目度は上がるばかりです。ふるさと納税を通じたお米の返礼品は単なる物品提供ではなく、地域経済や財源への貢献、また取手の農業の活性化に一翼を担うことができる取組だと私は考えております。ですが最近、市民からも、そもそも市内でも

お米の価格が高騰し不足している状況で、お米を返礼品にするのはどうなのかという疑問の声もお聴きしたりもしました。そこでお聞きいたします。市としてふるさと納税でお米を扱うことが、地元農家にとって、また地元農業にとってどのように重要と考えているかをお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。議員も御存じのとおり、ふるさと納税では、市民の方には返礼品をお渡しできないということになっておりますので、お米を返礼品にするということは、市内で取れたお米が市外で消費されるという一面もございます。その点では、全国的にも取手市内でもお米が不足している現在の状況下で、地域内での消費を優先するという考え方も重要であろうと、このように考えております。ですが一方では、現在の状況を別にすればですが、市内産のお米を返礼品にしていくということは、様々な効果があるものと考えております。まずは事業者の皆様にとっては、販路の拡大とそれを通じた収益力の向上が期待されるところでございます。また市としても農業振興を後押しするだけではなく、取手が米どころであるという認知度や知名度の向上を図り、地域の農業ブランド確立の一助にもなると、このように考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。今の御答弁にもありましたが、ふるさと納税は農業を守る役割の一端を担うことができると思いました。そして将来、お米の状況が安定するなどした際、現在1社だけの取引しかない状況の中で、新たな登録先、今後お米集めをどのように拡充していくかは重要な課題かと思えます。そこでお聞きいたします。他の自治体なども大変苦慮されているというふうにお聞きしておりますが、今後、地元農業者へのアプローチ方法などにも工夫が必要かと考えますが、どうお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。議員ご指摘のとおり、JA以外の主体によるお米の取扱いも重要と、このように捉えております。先ほど部長から御答弁がありましたような新規事業者の獲得に向けた努力も続けているところでございます。ほかにも、農業を営む方が目にされるような場所や媒体での広報を通じた周知などにより、ピンポイントで農業に従事されている皆様に事業者公募の情報を届けていく、このような取組をやっていきたいと考えております。また、事業者へのアプローチ以外にも、今後お米の需給状況が改善した際に備えて、すぐに対応ができるような体制を整えるという、こういう取組も今現在進めております。具体的には、ふるさと納税の返礼品登録に必須となる総務省への申請は期間が限られております。場合によっては、返礼品を登録したいという御意向をいただいてから半年程度の時間にかかる場合もございますので、時期を逸してしまうことがないように、市内で作付されている米の品種を、農政課さんで把握しているものを全て先に国への申請を行っております。こういった形で出品したい事業者さんが見つかった際には――私は米を出したいという事業者さんが出てきた際には、迅速に寄附募

集が開始できるよう準備を進めているところです。今後も、社会情勢の遷移に早急に対応できるように、引き続き事業者の開拓に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。もう時間もあれなんですけど、今現在はもう本当どうなるか分からない、お米がもっと値上がりするのか、それともお米がどんどん安くなっていくのか、余るのか、こういった状況では判断もしにくいかと思います。ただ、安定すれば、ふるさと納税というのは貴重な財源でもありますし、やっぱり農業を守るといふところの一端も担う事業だと思っておりますので、この辺進めていただきたいと思います。先ほど農政課への質問もありましたが——質問にもありましたが、共同化への取組が直接的ではないにせよ、地域農業の持続性や効率化に関して伝わってくる取組かと思えます——関わってくる取組かと考えています。最後に、ふるさと納税が稲作だけではなく、取手の農業全体の活性化につながることを強く願っておりますことをお願いいたしまして——お伝えいたしまして、この質問——全ての質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、佐野太一君の質問を終わります。

ここで、私が一般質問を行うため、副議長と議長席を交代いたします。

石井副議長、よろしくお願いいたします。

〔議長 岩澤 信君自席に着席し、副議長 石井めぐみ君議長席に着席〕

○副議長（石井めぐみ君） それでは、地方自治法第106条第1項の規定により、議長に代わりまして、副議長の私が議長の職務を行います。

最後に、岩澤 信君。

〔13番 岩澤 信君登壇〕

○13番（岩澤 信君） 創和会、議員番号13番、岩澤 信です。今定例会最後の一般質問、登壇となります。よろしくお願いいたします。先ほど杉山議員が昨日の6月10日、商工会の日という御案内がありました。また、おとといは小堤議員が6月9日ロックの日というお話がありました。先ほど私も慌てて、今日は何の日かなと調べましたが、入梅と出てきました。多分、今日が梅雨入りということで出てきたんだと思います。雨もまだ降っておりますが、岡口議員からもありました、うっとうしい梅雨ではなく、恵みの雨になるような一般質問を行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは通告に従いまして、消防団について、あと取手市のさらなる地域活性化についての2項目を一般質問させていただきます。

まず初めに、消防団についてお伺いいたします。私は21歳のときに取手市消防団第26分団に入団いたしました。まだ現在も在籍しております。恐縮ではございますが、今年1月に挙行されました取手市消防出初式において、永年勤続30年の表彰をいただきました。ありがとうございます。入団のきっかけは、地元同級生からのお誘いでした。当時は、消防団自体の存在というか認識がなく、ただ何となく楽しそうだからという理由で入団した記憶がございます。消防団については、総務省消防庁のホームページに、「消防団は、消火活動のみならず、地震や風水害等多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、

避難誘導、災害防御活動など非常に重要な役割を果たしています。さらに、平常時においても、住民への防火指導、巡回広報、特別警戒、応急手当指導等、地域に密着した活動を展開しており、地域における消防力・防災力の向上、地域コミュニティの活性化に大きな役割を果たす」と記載がされております。現在、この取手市の消防団の活動状況について、お伺いいたします。

〔13 番 岩澤 信君質問席に着席〕

○副議長（石井めぐみ君） 答弁を求めます。

消防本部消防長、岡田直紀君。

〔消防長 岡田直紀君登壇〕

○消防長（岡田直紀君） 岩澤議員の御質問に答弁させていただきます。消防団の活動状況についてでございますが、火災現場における消火活動はもちろんのこと、火災現場付近の安全を確保するための警戒や警戒区域の設定、あとは火災鎮火後の再燃警戒など、消防団の皆様には、ふだん仕事を持つ傍ら、昼夜を問わず御尽力をいただいております。また、取手市の消防団は水防団を兼ねておりますので、近年頻発している線状降水帯による集中豪雨や大型化する台風などにおいても、市民の安全安心を守るために内水の排除や河川増水時の堤防巡視、排水樋管を管理する消防団にありましては、河川の状況に合わせた排水樋管の開閉作業も行うなど、地域防災の要として活動をしていただいております。以上です。

〔消防長 岡田直紀君答弁席に着席〕

○副議長（石井めぐみ君） 岩澤 信君。

○13 番（岩澤 信君） 御答弁ありがとうございます。私が在籍している 26 分団も長町樋管を管轄しておりまして、やはり台風時また大雨のときには、長町樋管の開閉作業、これは昼夜問わず行っております。本当に大変重要な役割でございます。消防団、火災だけではなく、そのような水防団としての役割も、年間を通して見ると水防団としての役割のほうが多いのかなという感覚もございます。ありがとうございます。

それでは、先ほど私のほうから消防庁の消防団についての中で、地域コミュニティの活性化について大きな役割を果たすとお伝えしました。こちら、地域コミュニティの活動についてお伺いいたします。私の所属している 26 分団では、地元の行事として、夏に行われる阿夫利神社祭礼、また 2 月に行われる節分祭のお手伝いや、地域の防災訓練の補助等を行っております。具体的には、阿夫利神社祭礼では、子どもみこし、また子どものお祭りのイベント等のお手伝いを行っております。また、節分祭ではお餅を皆さんと一緒に——地域の皆さんと一緒に作ったり、あと消防団員が鬼の格好をして阿夫利神社から出てきまして、子どもたちがその鬼に向かって豆を投げるという行事を行っております。これは大変子どもたちにとっても好評でして、たしか私の記憶では、最初の頃に豆を投げていた子が、今、分団員で鬼の格好をしているという実績もございます。また地域防災訓練では、小学校に出向いて消防団員が消防——女性消防団員の皆さんとともに、各消防・防災についてのお手伝いを行っているという実績がございます。このような取手市消防団の地域に根づいた活動事例がございましたら教えてください。

○副議長（石井めぐみ君） 消防本部消防次長、仲村 厚君。

○消防次長（仲村 厚君） それでは、岩澤議員の御質問に答弁させていただきます。消防団は災害の活動だけではなく、地元町内会・自主防災会・事業所などと連絡調整し、消防訓練や地域連携訓練等への参加、地元の夏祭りやどんど焼き警戒、また地域で行っているクリスマス会や餅つき大会で子どもたちにお菓子を配るなどのイベントを実施している分団もございます。また、これまでも地元の高齢者宅に住宅用火災警報器の設置をしていただいた事例などもあり、地域コミュニティーにとって欠かせない存在となっております。以上です。

○副議長（石井めぐみ君） 岩澤 信君。

○13 番（岩澤 信君） ありがとうございます。様々な地域に根づいたコミュニティーとしての活動事例をお伺いさせていただきました。先ほど私のほうから、女性消防団の活動ということで、私たちの分団とともに防火・防災訓練等を行っていただいております。この女性消防団の活動についてもお伺いいたします。

○副議長（石井めぐみ君） 消防本部消防次長、仲村 厚君。

○消防次長（仲村 厚君） それでは、答弁させていただきます。女性消防分団については管轄を市内全域としておりますので、市内各所で行われる防災訓練をはじめ、小学校児童に対する防災教育や救命講習会など、幅広く地域と連携した活動を行っております。また毎年、県南南部支部女性消防団意見交換会、茨城県女性消防団員活性化大会や全国女性消防団員活性化大会に参加し、先進的な取組について情報交換や交流をすることで、幅広い知識を習得し活動を一層活性化させ、地域防災力の強化のために力を入れていただいております。以上です。

○副議長（石井めぐみ君） 岩澤 信君。

○13 番（岩澤 信君） ありがとうございます。女性消防団員もお仕事を持っていたり、また家庭がある中での活動を行っていただいております。私たち消防団員と同じような境遇の中で、お時間をつくっていただき、女性消防団員としての広報・PR活動も行っているというので、そちらのほうのサポートをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、この様々な活動を行っている消防団でございますが、この消防団に対して今後必要とされる新たな活動について、ございましたら、お伺いしたいと思います。

○副議長（石井めぐみ君） 消防本部消防次長、仲村 厚君。

○消防次長（仲村 厚君） 答弁させていただきます。消防団に今後必要とされる活動につきましては、社会の変化や地域ニーズの多様化に伴い、従来の消火活動だけではなく、多角的な柔軟な役割が求められております。例えば地域の住民や企業などが協力して、地域の特性や状況に合わせた地域密着型の防災啓発活動や、女性や若者の参画促進として、子どもや高齢者・外国人などを対象とした防災教育や、女性消防団員による避難所運営のサポートなどが挙げられると考えております。

○副議長（石井めぐみ君） 岩澤 信君。

○13 番（岩澤 信君） ありがとうございます。様々な活動において、これからまた新

たな活動、消防団に課せられる部分はあると思いますので、そちらも消防本部のほうからもしっかりとサポートしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、操法大会について、お伺いいたします。先ほど触れさせていただきましたが、私は21歳で消防団に入団いたしました。その年の取手市ポンプ操法大会に選手として初めて出場しました。当時のポンプ操法大会は、現在行われているポンプ操法大会よりも訓練も含めてとても苛酷だった記憶がございます。私自身、大会の本番、走り過ぎてというか、気合いが入り過ぎまして、酸欠になって気を失う寸前まで行った記憶がございます。なぜそれぐらい熱くやっていたかということ、私が入団する前の年のポンプ操法大会で、私たちの分団の先輩たちが県大会3位という偉業を成し遂げた時期でした。その成績を目標に私たちも毎年大会に向けて訓練を行ってきました。私自身も長年、ポンプ操法大会を通して様々な経験をさせていただきましたが、改めてこのポンプ操法大会の目的について、お伺いいたします。

○副議長（石井めぐみ君） 消防本部消防次長、仲村 厚君。

○消防次長（仲村 厚君） それでは、答弁させていただきます。ポンプ操法大会は、消防団員の強固な消防精神を養成し、厳正な規律と旺盛な士気の下に、消防ポンプ操法の熟練と敏速、確実な団体行動の徹底を図り、これをもって火災防御上の諸般の要求に適應させることを目的としております。また、具体的な内容としましては、消防活動の基本技術の習得と向上、団結力とチームワークの強化、規律の育成、地域住民への防災意識の啓発、若手団員の育成とモチベーションの向上、これらが操法大会を実施する目的となっております。

○副議長（石井めぐみ君） 岩澤 信君。

○13番（岩澤 信君） ありがとうございます。ここでちょっと画像を見ていただけますでしょうか。

〔13番 岩澤 信君資料を示す〕

○13番（岩澤 信君） こちらの画像は、令和5年11月に開催されました、茨城県ポンプ操法大会、いわゆる県大会の様子です。我が26分団が、取手市また県南南部の代表として出場した、こちら一幕でございます。ちょっとよく見えないと思いますが、「指」と書いてある指揮者が、これ実は私なんですね。御存じでしたでしょうか。

〔「知ってます」と呼ぶ者あり〕

○13番（岩澤 信君） ありがとうございます。指揮者を務めさせていただきましたこの年に、初めて県大会で優勝することができました。こちらの画像は、表彰式終わった後、真ん中にうれしそうな中村市長、そしてほっとした岡田消防長が映っていると思います。この日は11月だったんですが本当に天気もよくて、私の中でもこの消防団員としての経験として本当に記憶に残るというか、とてもうれしかった一日だと感じております。今御答弁いただきました消防団の目的について、詳細についてお伺いいたしましたが、まさしくこの消防団としての操法大会の意義は私自身も感じております。ただ残念ながら、年々出場分団が減少していると伺っております。現状として、操法大会の出場分団の状況を教えてください。

○副議長（石井めぐみ君） 消防本部消防次長、仲村 厚君。

○消防次長（仲村 厚君） それでは答弁させていただきます。大会の参加状況につきましては、平成 30 年度、平成 31 年度につきましては、34 個分団中 31 個分団が参加しておりました。令和 2 年度から令和 4 年度までの 3 か年については、コロナ禍により中止となっております。また、大会が再開された令和 5 年度が 33 個分団中 27 個分団、令和 6 年度が 33 個分団中 22 個分団が参加と、年々減少している状況となっております。令和 5 年度、令和 6 年度の不参加理由としましては、分団員が少なく選手がそろわない、仕事の都合上、練習や大会の参加が困難、このほかにも大会がお彼岸とかぶっていることや、稲刈りシーズンのため忙しいなどの主な理由となっております。以上です。

○副議長（石井めぐみ君） 岩澤 信君。

○13 番（岩澤 信君） ありがとうございます。先ほど画像で見ていただいた県大会優勝した年も、実は私たち 26 分団も、選手がそろわず、もう棄権する一步手前というか、その時期でもありました。何とか私が指揮者を務めて大会に臨むことができましたので、棄権することなく進めさせていただきましたが、やはり各分団、この減少というのは今深刻な課題だと認識しております。小堤議員が先日の一般質問の中で、この操法大会の今後の開催、方法について伺っていましたが、改めて答弁のほどよろしく願いいたします。

○副議長（石井めぐみ君） 消防本部消防長、岡田直紀君。

○消防長（岡田直紀君） それではお答えさせていただきます。今後の開催方法にありましては、先ほど案内ありましたように、小堤議員の一般質問の中でも答弁させていただきましたが、今年の 2 月に茨城県からポンプ操法大会の在り方の見直しについての通知がありまして、令和 8 年度からは、隔年で各地区の地区大会と県大会、そして全国大会が同一年で開催されることが決定しております。これによりまして、今年度の取手市の市内大会にありましては、例年どおりの 9 月に実施をいたしますけれども、令和 8 年度以降の市内大会をどのように実施していくのかを、来月の 6 日に行われます分団長会議で慎重に審議してまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（石井めぐみ君） 岩澤 信君。

○13 番（岩澤 信君） 御答弁ありがとうございます。その分団長会議のほうで今後の大会開催方法について決定していくということだとお伺いしました。それぞれの分団の中でもいろんな事情があると思います。いろいろな——無理して大会に出ることが果たしていいのかどうかというのも踏まえまして、それぞれの分団の状況を鑑みながら大会のほうを進めていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。操法大会については以上となります。

次に、減少傾向にある分団員の確保について、こちらも小堤議員の一般質問と重複いたしますが、こちらについて改めてお伺いしたいと思います。どのような広報また PR 活動を行っているのでしょうか。

○副議長（石井めぐみ君） 消防本部消防次長、仲村 厚君。

○消防次長（仲村 厚君） 御答弁させていただきます。減少傾向にある消防団員の確保につきましては、全国的な問題となっており、取手市においても例外ではございません。

取手市では団員の減少に歯止めをかけるべく、消防本部、消防団本部が協力し、出初め式、消防フェスタなどにおいて、団員募集活動や女性消防分団による消防PRコーナーを設け、団員募集ティッシュや消防ばんそうこうなどのノベルティーを配布し、消防団員の募集活動を行っております。また、例年1月から3月末日までを消防団員入団促進強化月間としており、市内の歩道橋に「消防団員募集中」の横断幕を掲示し、消防団員の募集を行っております。また、広報とりでや市のホームページ、インスタグラムやメールマガジンなどで消防団の魅力を発信していくとともに、今後は様々なイベントの会場において、デジタルサイネージを使用し消防団の魅力を発信していければと考えております。さらに、取手市では事業所等の協力を得て、消防団応援の店として、消防団員や同居する家族に対する優遇制度や消防団活動に協力的な事業所に対し、取手市消防団協力事業所として認定させていただいている消防団協力事業所表示制度、こちらを実施しております。仕事を持つ消防団員が入団しやすく、活動がしやすい環境づくりにも力を注いでまいります。以上です。

○副議長（石井めぐみ君） 岩澤 信君。

○13 番（岩澤 信君） ありがとうございます。この団員の確保について、全国事例など参考になる活動がありましたら教えてください。

○副議長（石井めぐみ君） 消防本部消防次長、仲村 厚君。

○消防次長（仲村 厚君） それでは答弁させていただきます。入団促進対策としまして、消防団応援の店、この登録や、消防団協力事業所の表示制度を実施している自治体は多いようですが、このほかにも、地域を守る消防団の重要性や地域を一緒に支える仲間の大切さを伝え、消防団に興味を持っていただくことを目的に、学校イベントへ積極的に参加している自治体や、地元FM放送やケーブルテレビを活用した広報活動、また、取手市でも行っておりますが、消防フェスタを開催し、消防団の必要性や活動内容を知っていただくことを目的としたイベントを開催している自治体もあると伺っております。以上です。

○副議長（石井めぐみ君） 岩澤 信君。

○13 番（岩澤 信君） ありがとうございます。全国事例として、私もちょっと調べさせていただきました一例をお伝えしたいと思います。海老名市の消防団第5分団、こちらの分団は、分団員のトレーディングカードというのを作っております。こちらトレーディングカードを作ったものをイベント等で配布して、内容で言いますと、分団員それぞれがカードになっている、あとポンプ車だったりとかというのがカードになっていて、まだカードになっていない分団員もいるそうなので、第2弾として全員の分団員のトレーディングカードを作ってイベントで配布すると。その理由は、お子さんが——そのイベントに来たお子さんがそのカードを見て、自分のお父さんに、お父さんもカードになってと言って入団してくれるんじゃないかという、可能性を秘めたことで行っているというのを聞いております。実際、私の地域でも、12月また春・秋に火災予防運動、夜警等を行っておりますが、未就学児のお子さんが大の消防ポンプ車好きでして、必ず窓から手を振ってくれて、夜、必ず頑張っていると応援してくれてるお子さんもいらっしゃいます。それも励みになりながら私たちも消防活動を続けてるんですが。そのお子さんから攻めていくという方法もあるんだなというのを感じました。また、その分団では、詰所見学やあと一日消防分団

長というのにも企画しているらしいです。それがきっかけ——ですから、そのイベントがきっかけで3人入団したという実績があると書いてありました。いろいろな方向で、この入団のきっかけというのはいろいろございます。それをしっかりと模索しながら、各分団でいろいろ考えていくことではございますが、そういういろいろな情報も共有しながら進めていっていただきたいと思います。

また、私自身が以前に一般質問した消防団の動画ムービーを作ってはどうかというのもお話しさせていただいて、そのときは検討しますということとどまっておりますので、また改めてこちらを要望というかお願いしたいと思います。

私は、平成27年第2回定例会が初めての一般質問でした。こちらの一般質問については、消防団の活動についてということをお伺いいたしました。10年前の話です。その間、私自身、消防団について様々な一般質問を行ってきました。私の地域活動の原点は消防団です。消防団を通して、地域の方々との触れ合いや課題等を伺ってきました。議員として10年間を振り返ると、この消防団の重要性・必要性を改めて感じるとともに、各消防団員また消防職員の皆様、そして関係する地域の方々に厚くその感謝と敬意を表する次第でございます。自分たちのまちは自分たちで守るという消防団の精神、そこにつながる安全安心なまちづくりを推進していただくことをお願いし、こちらの質問を閉じさせていただきます。御答弁ありがとうございました。

次に、取手市のさらなる地域活性化についてお伺いいたします。現在、本市では、取手緑地運動公園で開催されとりで利根川大花火や市民会館——市民会館会場でのジャズフェス、またウェルネスプラザでのにぎわいフェスタなど、官民間わず駅周辺でのイベントが数多く開かれ、大変にぎわっていると感じます。市外から訪れる参加者も増加していると感じますが、取手市をさらに知ってもらい魅力を感じてもらうために、さらなる工夫や仕掛けが必要だと思いますが、交流人口の拡大策として市のお考えをお伺いいたします。

○副議長（石井めぐみ君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） それでは、岩澤議員の御質問に答弁いたします。今議員からも御紹介いただきました、近年、市内で様々なイベントが開催されまして、それが定着をしてきたと申しますか、それぞれのイベント、非常にたくさんの方々がおいでになられて楽しんでおられるというのを、私どもも確認をしているというところでございます。ゴールデンウィークに岡堰で行われるこいのぼりプロジェクトで、お子様を連れてこられた方にお話を伺ったことがあるんですけど、毎年田植えの手伝いで実家に帰ってくると。そうするとこのこいのぼりが揚がっているのを、子どもを連れて毎年来ているというような方もおりました。こういったイベントを、やはり市外からも、そのように来られている方も多くいらっしゃると思います。もともと実家が取手という方もいるでしょうし、何かその知り合いが取手にいて、訪れてみようかなということで来られて。また、先ほど議員から御紹介いただいたジャズフェスティバルなんかは、やっぱりジャズが好きな方は都内とか千葉県なんかからも大勢いらっしゃると思います。こういったことで、市外からも目を向けていただいて市に足を運んでいただくということは、非常に大切なことだというふう

に考えております。これは市内に住んでいる市民の方からしても、生きがいや楽しみ、幸福感といったところにつながっていくと思いますし、市外から来ていただいた方には、とにかく取手市というところがどんなところかを知っていただくいい機会になるというふうに考えております。

ただ、このイベントに限るだけではなくて、こちらから市外に出向いて行ってPRをするというようなことにも取り組んでおりまして、我々政策推進部門ではJR東日本とそれから常磐線沿線の我孫子市・柏市・松戸市、この4市が連携をしまして、去年は品川駅の構内でPRイベントをやってまいりました。今年度は10月に日暮里駅でこれを予定しているところでもございます。また、先ほど杉山議員のところでもちょっと出ておりましたが、産業振興部門ではイバラキセンスのイベントに出展をして、PR・知名度アップを図るというような取組もやっております。またそのほか、ホームページとかウェブ上、それから紙媒体、本当にあの手この手でいろいろなPRに取り組んでいく。そういったことを通じて、交流人口の拡大につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席〕

○副議長（石井めぐみ君） 岩澤 信君。

○13番（岩澤 信君） 答弁ありがとうございます。イベント等——様々な市内でのイベントのほかに外に出向いて、この取手の魅力を発信するということを現在行っていることをお伺いさせていただきました。駅前に目を移しますと、今現在進められておりますA街区再開発ビル、こちらの中でのイベントスペース等の検討はされているのでしょうか。

○副議長（石井めぐみ君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） A街区の建物の中にといい御質問ですけれども、こちらは今はまだ建物の計画を検討中ということでございますので、具体的にどのようなというところはお話はできないんでございますけれども、ただ、駅周辺というところで、その一つ一つの施設だけではなくて、現在、ウェルネスプラザ・ウェルネスパークを使ってイベントも幾つか行われている。また駅ビル、アトレ取手の中にはVIVA（ビバ）がございまして、そちらでも酒ミーティングとか様々なイベントが仕掛けられております。そういったところに加えて、A街区に今度新しくできる施設も加えて、それぞれの施設を人々が行き交うような、回遊するような仕掛けを考えていければというふうに考えております。それがにぎわいにつながるというふうに考えております。また、先ほど都市整備部のほうから、エリアマネジメントという考え方があって、そちらのほうを勉強しているというお話もありました。こちらはイベントに限らず、その駅周辺をどう活性化するかということを含めてみんなで考えていこうというところですが、そういったところとも連携をして、またイベントを主催する所管課あるいは関係団体、そういったところとも連携をしながら取り組んでいければというふうに——面的なものとして取り組んでいければというふうに考えております。

○副議長（石井めぐみ君） 岩澤 信君。

○13番（岩澤 信君） ありがとうございます。駅周辺、特にこの西口のほうの面という部分でのイベント等の開催についての検討のお話を今お伺いさせていただきました。東

口のほうに移しますと、東口の駅前というか、この河川敷、緑地運動公園のほうにちょっと目を向けたいと思います。こちら、次の新たなイベント広場の整備についてということでお伺いさせていただきます。今年も8月9日にとりで利根川大花火が盛大に開催される予定となっております。会場となる取手緑地運動公園は、取手駅からも距離も近く利便性が高いため、毎年市内だけでなく、市外からも大勢の人が訪れています。私も駅周辺で開催される各イベントに参加しておりますが、特に取手緑地運動公園のポテンシャルの高さ、また立地条件のよさを肌で感じております。そこで現在、どのような利用状況になっているのか、具体的な利用者数が分かればお示してください。

○副議長（石井めぐみ君） 建設部長、渡来真一君。

〔建設部長 渡来真一君登壇〕

○建設部長（渡来真一君） それでは、岩澤議員の御質問に答弁させていただきます。利根川の広大な河川空間を活用した取手緑地運動公園で開催される代表的なイベント、ただいま議員から御紹介いただきましたように、とりで利根川大花火がございます。取手緑地運動公園には野球場・テニスコート・サッカー場などの多彩なスポーツ施設と自由に利用できる広場がございます、年間を通して様々なイベントが開催されております。春には子ども天国、夏には花火大会、秋には産業まつり、冬にはどんど祭り・たこ揚げ大会・新春健康マラソン大会など、市内外より多くの来場者を集める大きなイベントが多数開催されております。また、岩澤議員からも今お話がございましたように、取手駅からのアクセス、非常にいいところがございますので、民間企業の大規模なスポーツ大会も毎年開催されております。個別の利用状況につきまして令和6年度の実績で申し上げますと、取手緑地運動公園のスポーツ施設には約4,000件の申請がありまして、イベントを除いて年間で約1万3,000人の方が利用されていると想定されます。また、緑地運動公園は駅周辺の市街地に隣接する身近な河川環境であることから、ふだんからウォーキングをする方、親子で楽しむ姿など、幅広い世代の方々が訪れ自然を満喫している様子も見られることから、この水辺の緑地環境が取手市の持つ大きな魅力の一つであると認識しております。以上です。

〔建設部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○副議長（石井めぐみ君） 本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

岩澤 信君。

○13番（岩澤 信君） 答弁ありがとうございます。この取手緑地運動公園の利用者は、子どもから高齢者まで、さらには取手市民だけではなく、市外からも多くの方が利用されている現状を今お伺いいたしました。ちょっとここで画像を出します。

〔13番 岩澤 信君資料を示す〕

○13番（岩澤 信君） こちらは取手緑地運動公園のこの配置図ですかね、になります。見て右側のほうが鉄橋、そのすぐ左側に野球場が3面、そしてテニスコート、サッカー場、ゲートボール場——ゲートボールコート等、横に長くそれぞれの施設が今配置されております。この取手緑地運動公園は、利根川の河川敷に整備されて以来、主立った施設の配置

等は大きく変わっていないと思います。時代のニーズに応じた見直しも必要ではないかと考えますが、利用者からはどのような声、また要望が届いているのか、市としてその御意見をどのように捉えているのかをお伺いいたします。

○副議長（石井めぐみ君） 建設部次長、蛭原一雄君。

○建設部次長（蛭原一雄君） 御質問に答弁いたします。取手緑地運動公園の利用者や各種イベントの主催者の皆様からは、様々な御意見をいただいております。その中でも施設配置に関しましては、駐車場とイベント会場までの距離があるため、利用の際に多少の不便を来すことがあるといったような声や、会場設営に不便を感じるといった御意見を伺ったことがございます。議員ご存じのとおり、取手緑地運動公園は河川敷を活用していることから、東西に長い地形のため駐車場と施設の間が離れており、主にイベントが開催される園路広場や多目的広場は、下流側に配置されている関係上、駅からは離れております。こうした点を踏まえますと、利用される方が車や徒歩で来場することを考慮した動線やゾーニングの見直しなど、施設の配置を見直すことも——見直しを検討することも必要であると考えております。

○副議長（石井めぐみ君） 岩澤 信君。

○13 番（岩澤 信君） 御答弁ありがとうございます。今ご答弁ありましたとおり、現状の施設配置については、一部の施設が利用しづらかったり、また十分に機能を発揮していない部分があると私も感じております。お願いします。

〔13 番 岩澤 信君資料を示す〕

○副議長（石井めぐみ君） こちら鉄橋のすぐ下、野球場となっております。この市民の声や利用状況を踏まえて、例えばこの最も取手駅に近い上流部分には、野球場が3面整備されております。この野球場は利用用途に制限があります。この鉄橋下のこの野球場、この場所についてイベント等を行える多目的な広場に、活用しやすい広場にしてはいかがでしょうか。

○副議長（石井めぐみ君） 市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） それでは、岩澤議員の御質問に答弁させていただきます。地域経済の活性化やシティプロモーションの推進を通して、観光などで取手市を訪れていただく交流人口や、移住や定住はしなくとも継続的に関わりを持っていただく関係人口の拡大を図っていくことは、将来的には定住人口の拡大につながる非常に重要な取組であるというふうにも考えています。特に市内外から多くの来場者が期待される大きなイベント会場の立地環境、こういったものはすごく大切だろうと思っています。交流人口や関係人口の伸びに少なからず影響を与えるものであると認識をしております。東京方面から利根川を渡りますと、まず視界に飛び込んでくる広々とした緑地の風景、市外から取手市に訪れる皆様にとって大変印象的であるというお声も聞いているところでございます。イベントなんかも参加していただいて移住をしていただいた方も、この緑地公園に訪れて、やはり広い、そしていろんなイベントをされているということで、感心をされているお声も聞いているところでもございます。この自然豊かな広大な敷地を活用して、花火大会をはじめと

した様々なイベントを企画・開催する中で、御提案いただきました駅に一番近い場所を多目的広場に配置替えすることは、イベント利用の幅が広がるとともに、駅からアクセスしやすくなることで、より多くの方の利用につながるものと思います。取手緑地運動公園が魅力的な空間となることは、取手市のさらなる地域活性化にもつながり、取手市の将来のためにも非常に有意義であるというふうに思いますので、今後検討を進めてまいりたい、そのように考えています。

○副議長（石井めぐみ君） 岩澤 信君。

○13 番（岩澤 信君） 市長、とても前向きな答弁ありがとうございます。この利根川河川敷に整備されてかなりの年数がたっていると思います。その当時のスポーツをされている方たちとか、あと今、新たなスポーツを楽しむ方たちもいると思います。改めて、この配置について検討を見直していただき、できれば、この野球場が3面あることをなくすということではなくて、野球人口を捉えながら3面を2面にするとか、あとはちょっと下流のほうに移動させていただき、1番は、この鉄橋下の駅に一番近いところにより多くの方たちが楽しめる空間を作っていただきたいと思います。利根川河川敷は国交省の管轄ではございますが、緑地運動公園は取手市が管理しております。こちら、市でなかなか進まないこと、それを国や県にしっかりと連携——国や県としっかりと連携を図りながら、取手の玄関口に位置する緑地運動公園の新たなイベント広場として整備、そして魅力ある利活用について推し進めていただきたいと強く願います。また、その付近の堤防についてなんですが、堤防の強靱化という意味として石段の整備をしていただくと、よりイベントの活用にもつなげられるかなと思いますので、こちらを進めていっていただきたいと思います。

今回、私、議長という立場で一般質問をさせていただきました。この一般質問に当たりまして、執行部の方々、また議会事務局の皆さん、そして石井副議長にも御配慮いただきまして、ありがとうございます。私の一般質問、以上で終わりとさせていただきます。御答弁ありがとうございました。

○副議長（石井めぐみ君） 以上で、岩澤 信君の質問を終わります。

岩澤 信君の一般質問が終わりましたので、議長席を交代いたします。

〔副議長 石井めぐみ君自席に着席し、議長 岩澤 信君議長席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 以上で、通告された一般質問は全て終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

午後 4 時 57 分散会